

第 1 回建築士会財政健全化検討 TF

1. 日 時 令和 6 年 12 月 3 日（火）16：00～18：00

2. 場 所 連合会 5 階会議室

3. 出席者（※WEB）

建築士会財政健全化検討 TF メンバー

委員長 古谷誠章（東京士会）

副委員長 上原伸一（神奈川士会）

委 員 高橋幸二（北海道士会）、風晴智順（青森士会）、助川義浩（茨城士会）
※石貫方子（大阪士会）、加藤史隆（広島士会）、吉田浩司（鹿児島士会）
※石川正（沖縄士会）

事務局 小野田吉純（参与）、日高顕一（常務理事）、小林友和（経理課長）

欠席 石井隆司（愛知士会）、岡本森廣（大阪士会）

4. 会議内容

1) 委員長挨拶

2) 副委員長挨拶

3) 委員自己紹介

4) 議題

議題 1 連合会の財政状況について（資料 1）

議題 2 各建築士会の財政状況について（資料 2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7）

議題 3 TF メンバーからの提供資料及び建築士会へのヒアリング結果について（資料 3）

参考資料 平成 30 年会員増強対策 TF におけるアンケート結果及び提言について

以上

委員会名	建築士会財政健全化検討TF			
役職	氏名	所属士会	士会役職	勤務先等
委員長	古谷 誠章	東京都	会長	(有) ナスカ一級建築士事務所
副委員長	上原 伸一	神奈川県	会長	(有) 上原建築設計事務所
委員	高橋 幸二	北海道	常務理事	静内産業土建 (株)
	風晴 智順	青森県	事務局長	(一社) 青森県建築士会
	助川 義浩	茨城県	事務局長	(一社) 茨城県建築士会
	石井 隆司	愛知県	副会長	(株) 石井設計
	岡本 森廣	大阪府	会長	(株) 長田建築事務所
	石貫 方子	大阪府	副会長	パナソニックハウジングソリューションズ (株)
	加藤 史隆	広島県	専務理事	(公社) 広島県建築士会
	吉田 浩司	鹿児島県		(株) ixrea
	石川 正	沖縄県	専務理事	(公社) 沖縄県建築士会

(公社)日本建築士会連合会の財政状況について

連合会では、令和 3 年度以降、収支差額の赤字が常態化しております。

(令和 3 年度で△2300 万円、令和 4 年度で△1600 万円、令和 5 年度で△3000 万円)

赤字の主な要因としては、他の都道府県建築士会同様、会費収入の減少・講習会収入の減少・一級建築士登録者数の減少があげられます。

会費収入では、全国の会員数が年間 2000 名以上減少しており、正会員受取会費は毎年 700 万円ずつ減少しております。

一方で正会員受取会費の収入の減少から、令和 4 年度より賛助会員を募り年間 300 万円の賛助会員収入を得ているが、最近では新規の賛助会員獲得に伸び悩んでおり、今後の課題としております。

講習会収入の減少では、定期講習・監理技術者講習・既存住宅状況調査技術者講習の受講者数が軒並み減少しており、なかでも監理技術者講習に至っては毎年度赤字が常態化しており、年間 200～300 万円の赤字となっております。

一級建築士登録者数の減少では、令和 2 年の建築士法改正(受験資格要件の緩和)により、令和 2 年度の登録者数が 1800 名と激減し、令和 5 年では 3400 名となったが、10 年前の 4000 名と比較すると減少しております。

このようなことから昨今の連合会を取り巻く財政面での環境は著しい衰退の一途をたどっており、根本的な打開策が必要な時期に差し掛かっていると言えます。

連合会、また連合会と同じように財政的に苦境を強いられている都道府県建築士会の財政を健全化するべく、本 TF において検討を進めてまいります。

1. 直近3年間の連合会の決算

下記表の通り、ここ3年間は収支差額の赤字が常態化している状況です。

	収益	費用	増減額	正味財産残高	備考
令和 3 年度	584,385,033	608,365,463	-23,980,430	549,062,453	会員1939名減、講習会収入減
令和 4 年度	549,426,455	566,198,314	-16,771,859	532,290,594	会員2259名減、一級申請者930名増
令和 5 年度	647,254,458	677,863,339	-30,608,881	501,185,313	会員2168名減、能登地震応急危険度500万支出

2. 収入及び費用の割合

1) 収入割合

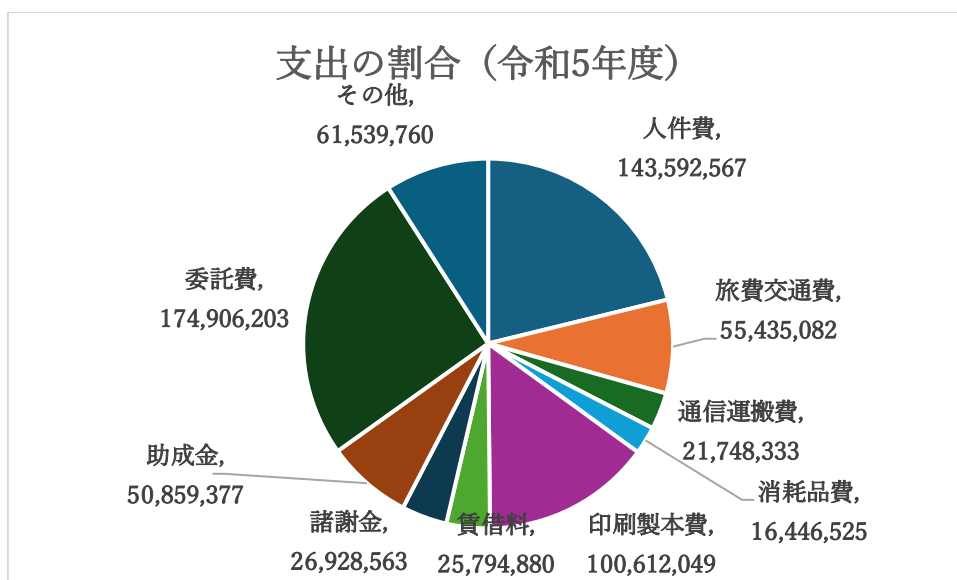
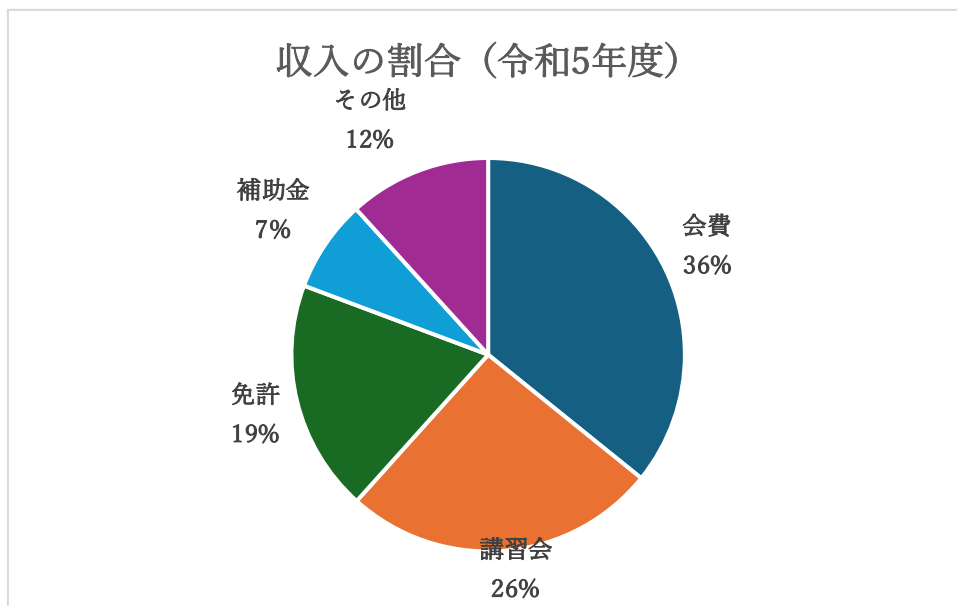
収入割合(令和 5 年度)は、会費収入が 36%と一番高く、次いで講習会収入の 26%、免許申請手数料の 19%と続き、会費・講習・免許の3本柱で全体の 80%を占めます。

2) 支出割合

支出割合(令和 5 年度)は、委託費が 174,906,203 円(26%)で一番高く、各士会へ支払う

講習会などの委託費、免許申請に係る委託費、システムの保守料など業者に支払う委託費などがそれにあたります。

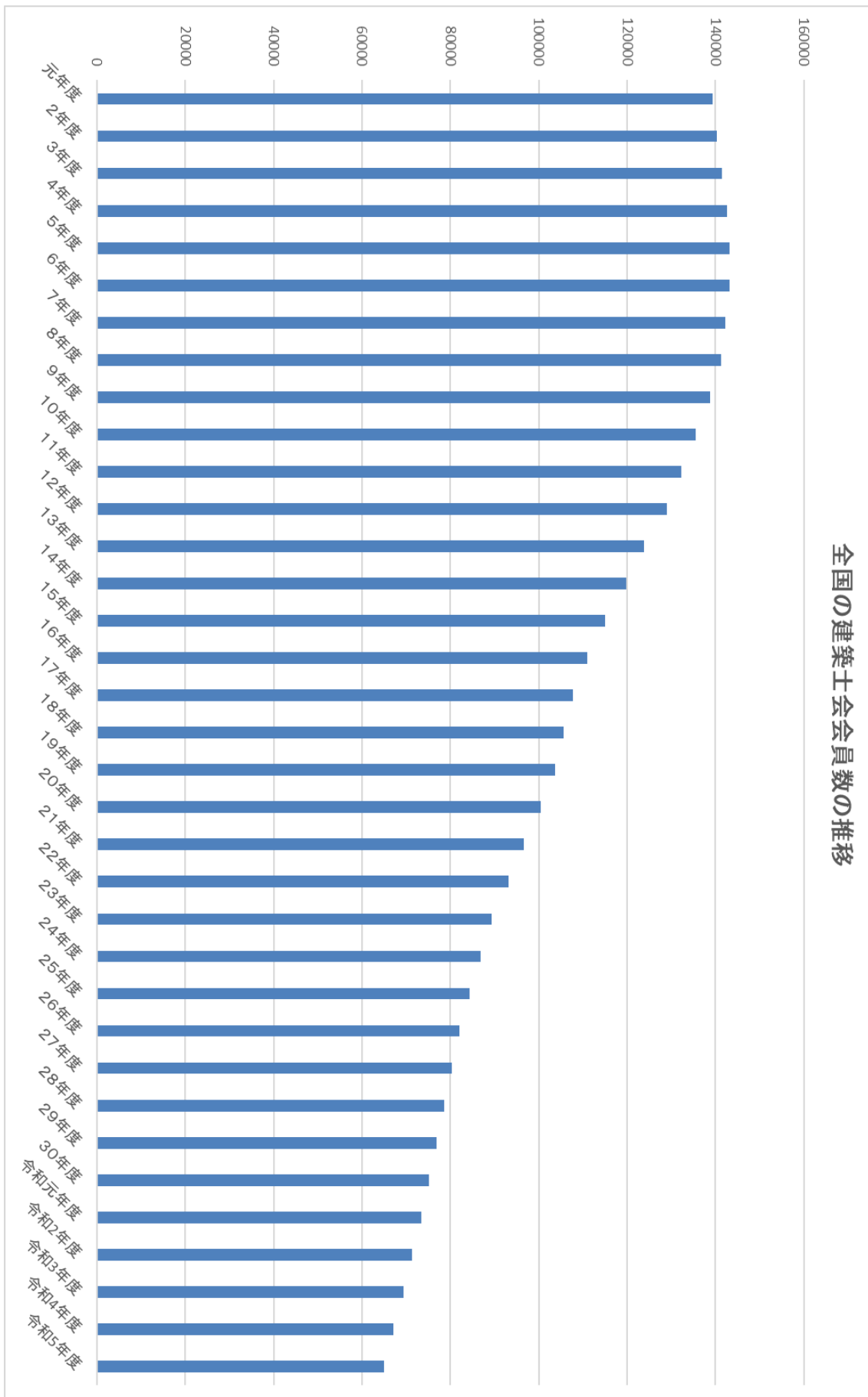
次に人件費(職員 23 名パート含む)が 143,592,567 円(21%)、印刷製本費 100,612,049 円(15%)と続き、それらで全体の 60%を占めております。



3. 会員数の推移

全国の建築士会の会員数は、平成 6 年度末のピーク時の 143,114 名を境に、毎年約 3% ずつ減少し、令和 5 年度末では 64,977 名となっており、今後約 3% ずつ減少すると仮定すると、10 年後には 47,000 名、20 年後には 35,000 名の会員数となることが予想されます。

全国の建築士会会員数の推移



4. 講習会事業の実施状況について

連合会では、主に定期講習・監理技術者講習・既存住宅状況調査技術者講習の3つの講習会を毎年実施しております。

1) 定期講習

定期講習は受験産業の受講者拡大や令和4年度からの受託元である普及センターの申込者の減及び受講の完全オンライン化(建築士会の関与なし)に伴い、全国の建築士会での受講者数は減少傾向にあります。

連合会における、3年前(令和2年度)の収入126,887,877円と比べても令和5年度では、83,491,437円とおおよそ30%以上減少しています。上記の状態により、今後定期講習は大きな伸びしろが見込める余地は極めて少ないと思われます。

＜連合会収支動向一覧(平成27年度～令和5年度)＞

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者	15,902	15,926	18,846	14,115	12,500	17,784	12,437	9,507	12,793
収入	105,200,000	105,700,000	123,200,000	92,800,000	81,600,000	126,900,000	88,400,000	64,400,000	83,500,000
支出	96,900,000	97,300,000	113,200,000	85,200,000	75,200,000	117,300,000	82,700,000	59,300,000	76,700,000
収支	8,300,000	8,400,000	10,000,000	7,600,000	6,400,000	9,600,000	5,700,000	5,100,000	6,800,000

＜講習機関別受講者数の推移＞

講習機関	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
普及センター	17321	16,620	20,173	15,767	13,900	18,526	13,868	11,946	14,871
日建学院	7785	9,792	16,598	6,305	9,086	14,599	7,366	8,052	9,152
福祉サービス	25	100	243	27	70	89	11	53	54
総合資格	7047	8,765	17,630	9,265	9,998	18,633	10,775	11,139	18,337
ビューローベリタス	1109	1,238	1,846	1,268	1,017	1,940	1,058	893	1,320
東京ATEC	428	375	883	361	198	494	286	149	376
埼玉土建	92	89	232	83	73	200	66	15	141
ERIアカデミー	2578	3,467	5,313	3,119	3,402	5,301	3,392	3,435	4,698
確認サービス	922	1,078	3,181	1,007	1,053	2,774	1,025	992	2,785
TAC			7	58	115	179	133	174	0
合計	37,307	41,524	66,106	37,260	38,912	62,735	37,980	36,848	51,734

2) 監理技術者講習

連合会では、平成27年度に国交省に講習機関としての登録申請を行い、監理技術者講習に新規参入していますが、ほぼ赤字が常態化しており、直近では200万円ほどの赤字が続いております。講習会を開始して依頼9年間のトータルの収支は2300万円の赤字です。本講習の一つの目安として、全国での受講者数が2000名を超えてこない収支トントンとならず、今後の受講者数の増強が課題であります。伸び悩んでいる理由の一つとしては各県の建設業協会(講習機関である建設業振興基金(建築系では受講者数が1位)より講習実施を受託)に遠慮して連合会と委託契約を締結していない建築士会が複数ある事もあります。

ただし監理技術者講習は定期講習とは異なり、実施方法等を検討する事により件数増加の可能性あるとも思われます。

＜連合会収支動向一覧(平成 27 年度～令和 5 年度)＞

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受講者	947	2,157	1,866	1,704	1,849	1,446	1,490	1,599	1,531
収入	8,400,000	19,100,000	16,400,000	15,000,000	15,900,000	12,100,000	12,700,000	13,300,000	12,900,000
支出	20,700,000	19,100,000	17,200,000	16,780,000	15,000,000	14,500,000	17,100,000	13,700,000	15,200,000
収支	-12,300,000	0	-800,000	-1,780,000	900,000	-2,400,000	-4,400,000	-400,000	-2,300,000

3) 既存住宅状況調査技術者講習

平成 29 年度より、既存住宅状況調査技術者講習が始まり、初年度こそ 13,000 名近くの受講者があったが、3 年毎の更新のたびに更新受講者が半減している状況です。

このままでは今後、3 年に 1 度の受講者増のボーナスも見込めず、赤字が常態化することが予想されます。また、国土交通省に既存住宅売買取引時における悉皆調査化を要望する事と、耐震診断等の業務と併せて既存住宅状況調査を実施する等、居住者のニーズに対応する業務を検討する必要があると思われます。

＜連合会収支動向一覧(平成 29 年度～令和 5 年度)＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受講者	12,954	3,894	1,260	8,215	1,907	975	3,805
収入	240,000,000	77,000,000	26,000,000	135,000,000	34,000,000	15,000,000	61,000,000
支出	210,000,000	66,000,000	30,000,000	110,000,000	38,000,000	23,000,000	51,000,000
収支	30,000,000	11,000,000	-4,000,000	25,000,000	-4,000,000	-8,000,000	10,000,000

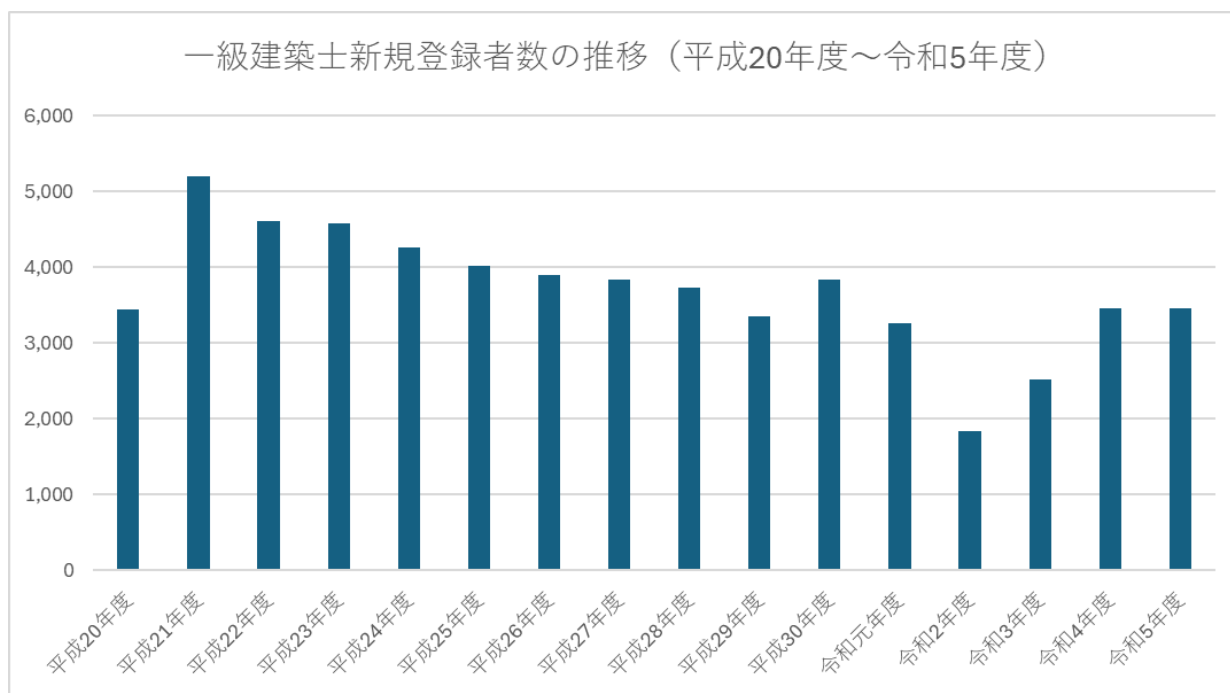
5. 免許登録事業の実施状況について

連合会では、平成 20 年に中央指定登録機関となり、一級建築士登録事務を含め登録業務を行っております。一級の登録者数は、平成 21 年度のピーク時の 5,202 名から毎年減少傾向にあり、令和 2 年の建築士法改正(受験資格要件の緩和)により、令和 2 年度の申請者数が 1800 名と激減し、直近では 3,460 名に回復しているもののピーク時から 40%以上減少している状況です。

また、登録会計(特別会計)単体での収支状況を見てみると、毎年赤字の状態が続いており、3 年平均でおよそ 2000 万円の赤字となっております。

令和 2 年に一級新規の申請手数料を 19,200 円→28,400 円に値上げしておりますが、料金設定を 4500 名の登録申請者ベースで試算していることと、近年の物価上昇などを勘案し、今後更なる値上げを検討する必要があるようです。

赤字要因は複数ありますが、28,400 円に値上げした際の登録件数見込を毎年 4,500 名としていたこと、登録申請から登録までの期間が申請実務の確認を要するために約 3 ヶ月に及んでいる事等があります。こちらについては建築士法施行令の改正が必要となりますが実情を国土交通省に訴求していくことが強く求められます。



<免許登録会計(特別会計)の収支状況(令和3年度～令和5年度)>

	収益	費用	増減額	正味財産残高	備考
令和3年度	103,371,333	139,418,721	-36,047,388	104,799,774	一級新規登録者数2523名
令和4年度	125,546,921	142,293,909	-16,746,988	88,052,786	一級新規登録者数3453名
令和5年度	126,364,082	144,856,799	-18,492,717	69,398,069	一級新規登録者数3460名

6. 会報誌「建築士」の発行状況について

連合会では、毎月 70,000 部の会報誌を紙で印刷し、全国の建築士会へと発送しております。毎月の制作単価は 600 万円(年額 7,200 万円)であり、連合会全体の支出の 10%以上を占めております。広告収入は月 100 万円(年額 1,200 万円)であり、広告収入を相殺した後の実質の会報誌作成に係る負担額は月 500 万円(年額 6,000 万円)になります。

今後、会報誌の発刊を隔月に減らすことや、社会のデジタル化への変化に対応する意味で、希望する建築士会のみ紙媒体で提供し、その他の建築士会へは PDF(またはそれに類するデジタルデータ)での提供(建築士会は会員専用ホームページにデジタルデータをアップ)とすることなどを検討する必要があります。また、印刷業者の見積合わせ等を行っていく事も必要と思われます。

※参考:日本建築士事務所協会連合会では、現在、紙媒体とWEB媒体との両方での発行を行っており、各都道府県への提供の比率は、紙媒体:WEB媒体が 27:20。

<会報誌「建築士」の制作費用>

科 目	金 額	備 考
印刷編集費	53,000,000	月単価445万円（編集費110万円、印刷費335万円）
送料	10,000,000	月単価82万円（47士会への運送費）
原稿料	9,000,000	月単価75万円（執筆者への原稿料）
計（A）	72,000,000	
広告収入（B）	12,000,000	月平均100円（会報誌内の広告）
A－B	60,000,000	広告収入を相殺した後の実質の会報誌作成に係る負担額

7. まとめ（課題と検討事項等）

- 全国の会員数が毎年3%ずつ減少している状況を改善することが今後の課題である一方で、10、20年後に想定される会員減を見通した連合会の活動のあり方も考えていく必要があります。
- 講習会事業では、①定期講習、②監理技術者講習、③既存講習の3つの講習会の受講者減少のテコ入れ等を図る必要があります。
- 免許登録事業では、一級新規の申請者数の減少から、登録会計の赤字が常態化していることへの対応として、今後申請手数料の値上げ等が課題となります。
- 会報誌の発刊に係る事業では、多額な制作費を削減するべく、今後、会報誌の隔月発刊、希望士会へのWEB媒体での提供等の検討が必要になります。

都道府県建築士会の財政状況について

1. 都道府県建築士会財政状況一覧（資料 2-2）

各都道府県建築士会においても、連合会と同様に、厳しい財政状況に直面しているところが多く見受けられます。令和 5 年度において、経常収支差額が黒字である士会は全体のうち 19 士会、一方で赤字の士会は 28 士会と全体のおよそ 60%の士会が赤字という状況です。

2. 都道府県建築士会別会費一覧（資料 2-3）

各都道府県建築士会における、平成 30 年度～令和 5 年度の正会員・準会員・賛助会員の入会金・年会費及び資格属性別（一級・二級・木造）の会員数になります。正会員の年会費が一番安いのは福島士会の 7,000 円で、一番高いのは静岡士会の 30,000 円です。平均では 15,200 円、中央値では 14,400 円となります。

また、会費の値上げを行った年の前後 2 年の年会費と会員数を赤字にて表示しておりますが、会費の値上げを行ったことにより、会員数が顕著に減少している事象は見られず、概ね自然減に留まっているようです。

3. 都道府県建築士会別会員数推移一覧（資料 2-4）

平成 22 年度から令和 5 年度までの 14 年間で、全国平均でおよそ 30%の会員が減少しております。その中で会員数の減少率が最も少ないのが沖縄士会（3%）、次いで徳島士会（7%）、和歌山士会（8%）、愛媛士会（11%）、佐賀士会（13%）、島根士会（14%）と続きます。この間、会員数が半減している士会もある一方で、会員の減少率を低く維持しているこれらの建築士会の、会員増強や維持対策等を確認して掘り下げていく必要があります。

4. 自治体からの受託事業について（資料 2-5）

令和 5 年度に全国の建築士会が自治体から受託した事業で多いのが、応急危険度判定士の養成に係る事業で、次いで木造住宅耐震診断事業などが多く、愛知士会では耐震診断事業で 8,500 万円と高額な受託収入（ただし、診断費の支払等の支出も多い）となっている士会があります。

また、昨今の空き家問題に関連し、空き家の情報収集等を行う事業を行っている士会がいくつかあり、山梨士会では 800 万円の受託を受けています。既存建築物の省エネ性能を無料で診断する診断アドバイザーを養成する事業で、長野士会では 400 万円の受託を受けています。

また、県主催の建築賞の運営業務等を行っている士会もいくつかあり、三重県では「みえの木建築コンクール」事業で事務局として 150 万円の受託を受けています（令

和 6 年度より本委託に移行)。

特殊な例としては、茨城士会が「建築パトロール業務委託」(320 万円)、岡山士会が「家屋評価補助業務」として、県内の不動産所得税評価の補助業務として 1,250 万円、滋賀士会が「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂版作成業務」(790 万円)、福岡士会が「令和 5 年度中大規模建築物技術者講座業務」(300 万円)、沖縄県が「令和 4 年度風土に根ざした家づくり手引所改訂業務」(600 万円)等を受託しています。

これらの行政団体(県及び市町村)の委託元は建築担当部局のみならず、林産部局や商工部局もありますので、幅広く行政のニーズを確認していく事が求められます。

5. 都道府県建築士会別役員数・支部数・事務局職員数(資料 2-6)

事務局職員の数、昨今の財政事情により減少傾向にあります。全国平均は 3.9 名であり、少ない士会では事務局長と職員 1 名の計 2 名で業務にあたっている士会もあります。職員が 2 名または 3 名の士会は、全体の約半数の 22 士会にのぼります。

6. 建築士会で活躍する女性建築士の人数等について(資料 2-7)

全国の会員に対する女性建築士の割合は 7%であり、一方で全国の委員数のうち女性の割合は 23%と高く、多くの女性建築士が役割を持って所属している様子が伺えます。全国の一級建築士のうち女性の割合はおよそ 13%と言われておりますので、会員増強の観点から女性建築士を獲得する余地はありそうです。

7. 建築士会に所属する二級建築士について

東京建築士会では一級建築士：4,792 人、二級建築士：408 人(令和 4 年度)と 11:1 程度の比率となっていますが、富山士会では一級建築士：781 人、二級建築士：526 人(令和 4 年度)と 3:2 程度となっています。地方の建築士会では二級建築士の活躍可能なフィールドも大きいことから、女性建築士と併せて二級建築士への対応も必要かと思われます。

各都道府県建築士会財政状況一覧（令和３年度～令和５年度）

（単位：円）

		収入	支出	収支差額	正味財産残高	備考
北海道士会	令和３年度	111,514,409	113,573,217	-2,058,808	5,555,209	１２月決算
	令和４年度	105,502,748	110,167,581	-4,664,833	1,900,714	１２月決算
	令和５年度	110,047,267	114,440,084	-4,392,817	337,562	１２月決算
青森士会	令和３年度	28,189,169	29,805,812	-1,616,643	6,490,428	会費を値上げ
	令和４年度	27,512,473	28,526,964	-1,014,491	5,519,437	
	令和５年度	27,984,432	30,793,585	-2,809,153	2,771,144	
岩手士会	令和３年度	25,228,832	25,260,951	-32,119	15,219,630	
	令和４年度	24,305,165	25,113,441	-808,276	14,339,354	
	令和５年度	25,096,976	27,190,450	-2,093,474	12,173,880	
宮城士会	令和３年度	28,131,552	29,006,279	-874,727	17,251,288	
	令和４年度	31,647,747	29,813,967	1,833,780	19,085,068	会費を値上げ
	令和５年度	32,814,398	32,551,209	263,189	19,348,257	
秋田士会	令和３年度	19,952,872	18,056,794	1,896,078	20,004,567	
	令和４年度	18,606,712	16,420,242	2,186,470	22,191,037	あきた大会開催
	令和５年度	19,890,823	19,303,213	587,610	22,778,647	
山形士会	令和３年度	32,631,058	32,407,797	223,261	28,815,327	
	令和４年度	33,129,702	35,356,047	-2,226,345	27,725,982	
	令和５年度	35,229,540	34,566,499	663,041	3,867,982	
福島士会	令和３年度	16,768,285	17,832,870	-1,064,585	21,456,146	
	令和４年度	14,792,573	20,786,603	-5,994,030	65,462,116	寄付金5000万円
	令和５年度	15,385,701	23,045,188	-7,659,487	57,802,629	
茨城士会	令和３年度	66,681,189	66,696,048	-14,859	7,520,616	
	令和４年度	77,357,686	83,686,775	-6,329,089	6,503,310	
	令和５年度	71,507,129	76,792,337	-5,285,208	2,693,667	
栃木士会	令和３年度	53,613,414	46,360,484	7,252,930	45,898,850	
	令和４年度	50,267,704	43,242,387	7,025,317	52,842,767	会費を値上げ
	令和５年度	44,306,251	43,665,957	640,294	53,401,661	

		収入	支出	収支差額	正味財産残高	備考
群馬士会	令和3年度	36,888,300	33,221,496	3,666,804	39,741,741	
	令和4年度	41,049,232	40,841,116	208,116	39,949,857	会費を値上げ
	令和5年度	37,792,624	39,996,592	-2,203,968	37,745,889	
埼玉士会	令和3年度	62,767,608	64,584,603	-1,816,995	82,870,153	
	令和4年度	64,123,027	66,358,709	-2,235,682	60,143,371	
	令和5年度	60,982,364	66,296,979	-5,314,615	54,758,756	
千葉士会	令和3年度	59,871,513	54,731,994	5,139,519	150,743,347	株式売却益あり
	令和4年度	53,553,623	58,920,426	-5,366,803	143,806,544	
	令和5年度	52,668,611	62,424,931	-9,756,320	152,280,224	
東京士会	令和3年度	212,983,797	229,996,668	-17,012,871	72,116,930	
	令和4年度	201,046,491	208,047,052	-7,000,561	65,116,369	
	令和5年度	196,973,342	200,815,139	-3,841,797	61,274,572	
神奈川士会	令和3年度	79,784,313	73,855,029	5,929,284	74,654,199	
	令和4年度	92,193,079	93,949,572	-1,756,493	72,745,951	
	令和5年度	84,110,731	85,782,852	-1,672,121	73,013,260	
山梨士会	令和3年度	33,279,086	30,113,199	3,165,887	45,939,192	
	令和4年度	34,144,040	35,816,111	-1,672,071	44,267,121	
	令和5年度	31,478,507	35,914,187	-4,435,680	39,831,441	
長野士会	令和3年度	112,979,771	101,866,051	11,113,720	127,314,026	行政等受託業務1000万、家賃収入1500万
	令和4年度	115,626,680	115,086,852	539,828	127,853,854	行政等受託業務1600万、家賃収入1400万
	令和5年度	111,874,380	112,961,809	-1,087,429	126,766,425	行政等受託業務1100万、家賃収入1400万
新潟士会	令和3年度	74,540,273	68,844,711	5,695,562	34,239,166	5月決算
	令和4年度	60,355,608	60,576,801	-221,193	33,947,973	5月決算
	令和5年度	77,701,953	76,129,660	1,572,293	35,450,266	5月決算、行政等受託業務1200万円増
静岡士会	令和3年度	119,492,087	115,204,965	4,287,122	130,216,390	行政受託調査事業6500万円
	令和4年度	146,231,529	145,630,056	601,473	130,757,863	行政受託調査事業9300万円
	令和5年度	169,282,629	167,715,973	1,566,656	132,234,515	しずおか大会、行政受託調査事業1億1500万円
愛知士会	令和3年度	211,885,337	193,785,001	18,100,336	190,938,843	木造住宅耐震診断受託業務8300万円
	令和4年度	235,597,920	232,788,313	2,809,607	193,748,450	木造住宅耐震診断受託業務8700万円
	令和5年度	241,626,681	237,045,771	4,580,910	198,329,360	木造住宅耐震診断受託業務9900万円

		収入	支出	収支差額	正味財産残高	備考
岐阜土会	令和3年度	33,320,475	33,361,879	-41,404	102,425,013	
	令和4年度	36,715,595	42,268,078	-5,552,483	96,800,530	
	令和5年度	36,019,285	43,428,082	-7,408,797	89,319,733	
三重土会	令和3年度	27,172,659	21,492,453	5,680,206	45,742,284	会費を値上げ
	令和4年度	30,332,566	27,078,156	3,254,410	48,996,694	
	令和5年度	30,439,117	28,785,049	1,654,068	50,650,762	
富山土会	令和3年度	36,566,432	41,590,162	-5,023,730	47,649,719	
	令和4年度	42,633,916	46,104,907	-3,470,991	44,178,728	
	令和5年度	41,459,692	41,024,813	434,879	44,613,607	経費削減
石川土会	令和3年度	33,324,508	29,618,459	3,706,049	58,753,497	
	令和4年度	34,501,666	33,175,223	1,326,443	60,079,940	
	令和5年度	36,505,086	34,823,114	1,681,972	61,761,912	震災見舞金360万円
福井土会	令和3年度	27,553,185	26,377,370	1,175,815	29,799,848	
	令和4年度	29,435,527	30,189,532	-754,005	28,965,843	
	令和5年度	32,932,274	33,494,291	-562,017	28,323,825	
滋賀土会	令和3年度	32,363,968	31,856,515	507,453	30,561,630	
	令和4年度	33,764,048	34,037,901	-273,853	30,106,477	
	令和5年度	31,623,152	31,255,935	367,217	30,387,594	
京都土会	令和3年度	86,977,001	87,489,140	-512,139	62,072,539	
	令和4年度	84,557,961	87,594,180	-3,036,219	58,966,320	
	令和5年度	82,299,389	82,481,524	-182,135	58,714,185	
大阪土会	令和3年度	175,872,328	176,366,412	-494,084	53,754,855	
	令和4年度	134,142,969	140,420,959	-6,277,990	47,476,865	
	令和5年度	168,773,241	150,270,706	18,502,535	65,979,400	景観整備事業・行政受託事業 各1000万円、寄付金1100万円
兵庫土会	令和3年度	55,526,375	51,198,057	4,328,318	95,962,859	
	令和4年度	55,715,350	54,350,070	1,365,280	97,328,139	
	令和5年度	55,115,530	51,869,443	3,246,087	100,574,226	

		収入	支出	収支差額	正味財産残高	備考
奈良士会	令和3年度	27,073,759	26,238,579	835,180	89,587,333	
	令和4年度	23,880,090	25,198,497	-1,318,407	88,268,925	
	令和5年度	27,425,992	27,453,318	-27,326	88,241,599	
和歌山士会	令和3年度	158,309,759	156,043,100	2,266,659	61,507,813	木造住宅耐震診断受託業務4500万円
	令和4年度	159,189,381	166,736,159	-7,546,778	53,981,898	木造住宅耐震診断受託業務5000万円
	令和5年度	149,666,397	149,094,008	572,389	54,554,287	木造住宅耐震診断受託業務4700万円
鳥取士会	令和3年度	27,425,246	22,625,506	4,799,740	28,273,140	
	令和4年度	28,290,715	25,041,051	3,249,664	31,522,804	70周年記念事業収益450万
	令和5年度	22,726,044	21,894,759	831,285	32,354,089	
島根士会	令和3年度	28,456,216	30,010,670	-1,554,454	56,366,151	
	令和4年度	31,326,100	33,517,812	-2,191,712	54,174,439	
	令和5年度	27,725,777	30,542,855	-2,817,078	51,357,361	
岡山士会	令和3年度	58,544,593	56,873,588	1,671,005	132,374,674	
	令和4年度	60,279,217	61,156,442	-877,225	131,135,833	
	令和5年度	57,666,694	61,367,375	-3,700,681	127,118,874	
広島士会	令和3年度	63,293,019	58,303,525	4,989,494	48,667,283	広島士会（東京開催）
	令和4年度	50,060,730	49,501,759	558,971	49,155,254	
	令和5年度	49,084,981	48,794,523	290,458	49,374,712	
山口士会	令和3年度	46,878,446	44,281,848	2,596,598	83,985,126	
	令和4年度	46,946,253	47,414,803	-468,550	83,516,576	
	令和5年度	47,676,066	50,527,998	-2,851,932	80,664,644	
徳島士会	令和3年度	92,794,685	99,713,838	-6,919,153	39,187,053	
	令和4年度	87,762,777	90,933,706	-3,170,929	35,220,224	
	令和5年度	82,445,411	86,848,681	-4,403,270	29,846,654	
香川士会	令和3年度	49,145,766	46,253,985	2,891,781	49,145,766	
	令和4年度	53,141,557	50,911,035	2,230,522	53,141,557	
	令和5年度	47,724,887	45,496,741	2,228,146	47,724,887	

		収入	支出	収支差額	正味財産残高	備考
愛媛士会	令和 3 年度	52,421,000	52,005,000	416,000	43,553,000	
	令和 4 年度	51,115,000	52,710,000	-1,595,000	41,954,000	
	令和 5 年度	67,725,000	70,391,000	-2,666,000	41,280,000	木造住宅耐震診断派遣業務増
高知士会	令和 3 年度	20,846,941	19,504,519	1,342,422	28,038,857	
	令和 4 年度	19,489,838	21,226,283	-1,736,445	26,302,412	
	令和 5 年度	21,877,162	23,203,612	-1,326,450	24,975,962	
福岡士会	令和 3 年度	66,042,706	64,487,671	1,555,035	42,284,781	
	令和 4 年度	64,722,593	65,250,064	-527,471	41,757,310	
	令和 5 年度	67,406,593	68,924,974	-1,518,381	40,238,929	
佐賀士会	令和 3 年度	29,561,617	28,793,145	768,472	27,855,025	
	令和 4 年度	29,124,327	28,671,977	452,350	28,307,375	
	令和 5 年度	35,828,547	35,228,046	600,501	28,907,876	
長崎士会	令和 3 年度	32,067,151	33,556,536	-1,489,385	25,755,061	
	令和 4 年度	38,199,439	39,158,190	-958,751	24,796,310	
	令和 5 年度	36,962,906	39,617,610	-2,654,704	22,141,606	
熊本土会	令和 3 年度	55,710,653	60,106,371	-4,395,718	36,125,778	
	令和 4 年度	49,874,032	54,597,458	-4,723,426	31,105,352	
	令和 5 年度	43,281,500	48,076,845	-4,795,345	26,100,607	
大分士会	令和 3 年度	34,416,880	35,772,976	-1,356,096	79,828,343	
	令和 4 年度	45,626,822	46,145,982	-519,160	79,206,383	
	令和 5 年度	45,161,256	50,007,995	-4,846,739	74,253,744	
宮崎士会	令和 3 年度	31,029,639	27,289,949	3,739,690	46,484,925	
	令和 4 年度	50,100,648	52,815,241	-2,714,593	34,831,747	
	令和 5 年度	47,940,967	46,641,229	1,299,738	35,361,185	
鹿児島士会	令和 3 年度	51,881,033	50,184,504	1,696,529	39,227,274	
	令和 4 年度	49,670,929	48,195,938	1,474,991	40,702,265	
	令和 5 年度	53,275,177	57,957,034	-4,681,857	37,612,828	
沖縄士会	令和 3 年度	38,763,404	41,498,812	-2,735,408	69,913,010	
	令和 4 年度	47,399,026	44,315,332	3,083,694	72,996,704	
	令和 5 年度	43,981,120	44,668,032	-686,912	72,309,792	

No.	都道府県	年度	正会員		準会員		賛助会員	会員数						登録者数			
			入会金	年額会費	入会金	年額会費	(1口)	一級	二級	木造	計B	その他	計	一級	二級	木造	計A
1	北海道	平成30年度	0	12,000	0	9,600	1,000	2,080	1,581	19	3,680	288	3,968		37,717	624	38,341
		令和1年度	0	12,000	0	9,600	1,000	2,051	1,554	15	3,620	284	3,904		37,855	624	38,479
		令和2年度	0	12,000	0	9,600	1,000	2,024	1,520	11	3,555	0	3,555		38,038	623	38,661
		令和3年度	0	15,000	0	12,000	1,000	1,966	1,443	11	3,420	298	3,718		38,112	624	38,736
		令和4年度	0	15,000	0	12,000	1,000	1,916(250)	1,417(2)	10	3,343	345	3,688		38,261	625	38,886
		令和5年度	0	15,000	0	12,000	1,000	1,591(250)	1,338(2)	10	2,939	345	3,284		38,429	624	39,053
2	青森県	平成30年度	1,000	8,000	1,000	8,000	7,000	519	513	8	1,040	22	1,062		7,845	207	8,052
		令和1年度	1,000	8,000	1,000	8,000	7,000	504	498	8	1,010	27	1,037		7,877	207	8,084
		令和2年度	500	8,000	500	8,000	7,000	493	481	6	980	0	980		7,896	207	8,103
		令和3年度	1,000	11,000	1,000	11,000	7,000	482	460	6	948	49	997		7,942	206	8,148
		令和4年度	1,000	11,000	1,000	11,000	4,000~5,000	466	444	4	914	8	922		7,969	206	8,175
		令和5年度	1,000	11,000	1,000	11,000	4,000~5,000	457	419	7	883	85	968		8,010	206	8,216
3	岩手県	平成30年度	0	7,800	0	0	20,000	803	685	7	1,495	258	1,753		8,771	166	8,937
		令和1年度	0	10,800	0	0	20,000	761	642	4	1,407	262	1,669		8,831	166	8,997
		令和2年度	0	10,800	0	0	20,000	738	622	4	1,364	258	1,622		8,884	166	9,050
		令和3年度	0	10,800	0	0	20,000	715	607	3	1,325	253	1,578		8,942	166	9,108
		令和4年度	0	10,800	0	0	20,000	692	587	3	1,282	248	1,530		8,984	166	9,150
		令和5年度	0	10,800	0	0	20,000	668	566	3	1,237	246	1,483		9,023	166	9,189
4	宮城県	平成30年度	2,000	18,000	1,000	3,600	10,000	482	441	13	936	0	936		16,092	531	16,623
		令和1年度	2,000	18,000	1,000	3,600	30,000	474	429	11	914	0	914		16,189	531	16,720
		令和2年度	2,000	18,000	1,000	3,600	30,000	450	418	8	876	0	876		16,180	533	16,713
		令和3年度	2,000	18,000	1,000	3,600	30,000	448	407	6	861	0	861		16,145	533	16,678
		令和4年度	2,000	24,000	1,000	3,600	10,000	443	407	4	854	0	854		16,138	533	16,671
		令和5年度	2,000	24,000	1,000	3,600	10,000	417	367	4	788	0	788		15,516	534	16,050
5	秋田県	平成30年度	0~5,000	15,000	5,000	13,800	15,000	501	440	5	946	106	1,052		9,487	223	9,710
		令和1年度	0~5,000	15,000	5,000	13,800	15,000	494	437	5	936	115	1,051		9,525	223	9,748
		令和2年度	0~5,000	15,000	5,000	13,800	15,000	491	425	5	921	116	1,037		9,548	223	9,771
		令和3年度	0~5,000	15,000	5,000	13,800	15,000	478	417	4	899	116	1,015		9,589	223	9,812
		令和4年度	3,000	15,000	5,000	13,800	15,000	463	395	3	861	5	866		9,625	223	9,848
		令和5年度	3,000	15,000	0	13,800	15,000	457	367	3	827	5	832		9,648	223	9,871
6	山形県	平成30年度	2,000	2,000~14,000	2,000	0	0	636	310	1	947	0	947		9,989	181	10,170
		令和1年度	2,000	9,000	2,000	0	0	643	286	1	930	33	963		10,030	181	10,211
		令和2年度	2,000	9,000	0	5,000	20,000	620	275	2	897	0	897		10,050	181	10,231
		令和3年度	2,000	9,000	0	5,000	20,000	604	265	2	871	0	871		10,104	181	10,285
		令和4年度	2,000	9,000	0	5,000	20,000	586	252	2	840	0	840		10,155	181	10,336
		令和5年度	2,000	9,000	0	5,000	20,000	571	249	2	822	0	822		10,197	181	10,378
7	福島県	平成30年度	1,000	7,000	0	0	10,000	852	969	18	1,839	0	1,839		13,227	222	13,449
		令和1年度	1,000	7,000	0	0	10,000	856	934	18	1,808	0	1,808		13,399	233	13,632
		令和2年度	2,000	7,000	0	0	10,000	805	928	17	1,750	0	1,750		13,470	226	13,696
		令和3年度	1,000	7,000	0	0	10,000	809	857	16	1,682	0	1,682		13,536	226	13,762
		令和4年度	2,000	7,000	0	0	10,000	778	836	13	1,627	0	1,627		13,609	226	13,835
		令和5年度	2,000	7,000	0	0	10,000	764	798	9	1,571	0	1,571		13,666	226	13,892
8	茨城県	平成30年度	2,000	12,000	1,500	10,800	30,000	1,228	794	13	2,035	43	2,078		14,391	251	14,642
		令和1年度	2,000	12,000	1,500	10,800	30,000	1,209	756	14	1,979	43	2,022		14,482	253	14,735
		令和2年度	2,000	12,000	1,500	10,800	30,000	1,180	732	13	1,925	42	1,967		14,579	253	14,832
		令和3年度	2,000	12,000	1,500	10,800	30,000	1,147	715	11	1,873	40	1,913		14,579	253	14,832
		令和4年度	0	12,000	1,500	10,800	30,000	1,123(59)	672(1)	9	1,804	36	1,840		14,764	253	15,017
		令和5年度	0	12,000	0	10,800	30,000	1,105(63)	639(1)	7	1,751	36	1,787		14,859	252	15,111

No.	都道府県	年度	正会員		準会員		賛助会員	会員数						登録者数			
			入会金	年額会費	入会金	年額会費	(1口)	一級	二級	木造	計B	その他	計	一級	二級	木造	計A
9	栃木県	平成30年度	1,000	13,800	1,000	9,000	10,000	823	391	8	1,222	32	1,254		9,338	126	9,464
		令和1年度	1,000	20,000	1,000	10,000	20,000	744	343	4	1,091	33	1,124		9,441	127	9,568
		令和2年度	1,000	20,000	1,000	10,000	20,000	728	322	3	1,053	195	1,248		9,524	127	9,651
		令和3年度	1,000	20,000	1,000	10,000	20,000	713(239)	320	2	1,035	0	1,035		9,614	127	9,741
		令和4年度	1,000	20,000	1,000	10,000	20,000	683(240)	309	2	994	0	994		9,713	127	9,840
		令和5年度	1,000	20,000	1,000	10,000	20,000	625(219)	302	2	929	0	929		9,802	127	9,929
10	群馬県	平成30年度	1,000	10,800	500	9,400	200～9,200	974	442	3	1,419	7	1,426		12,796	289	13,085
		令和1年度	1,000	10,800	500	9,400	200～9,200	945	437	3	1,385	7	1,392		12,607	289	12,896
		令和2年度	1,000	10,800	500	9,240	1,200～9,200	917	411	3	1,331	7	1,338		12,678	289	12,967
		令和3年度	1,000	10,800	500	9,240	2,000	877	401	3	1,281	8	1,289		12,766	289	13,055
		令和4年度	1,000	13,200	500	9,240	2,000	845	381	3	1,229	9	1,238		12,844	290	13,134
		令和5年度	1,000	13,200	500	9,240	2,000	811	381	3	1,195	9	1,204		12,909	290	13,199
11	埼玉県	平成30年度	2,000	12,000	1,000	6,000	20,000	1,015	352	3	1,370	77	1,447		32,966	342	33,308
		令和1年度	2,000	12,000	1,000	6,000	20,000	1,013	351	3	1,367	0	1,367		33,289	342	33,631
		令和2年度	2,000	12,000	1,000	6,000	20,000	952	315	3	1,270	94	1,364		33,585	342	33,927
		令和3年度	2,000	12,000	1,000	6,000	20,000	946(185)	312(1)	3	1,261	102	1,363		33,836	343	34,179
		令和4年度	2,000	12,000	1,000	6,000	20,000	885(180)	305(1)	3	1,193	92	1,285		34,101	344	34,445
		令和5年度	2,000	12,000	1,000	6,000	20,000	878(167)	445(2)	5	1,328	94	1,422		34,374	344	34,718
12	千葉県	平成30年度	2,000	15,300	2,000	15,300	20,000	1,077	666	6	1,749	21	1,770		23,761	457	24,218
		令和1年度	2,000	15,300	2,000	15,300	20,000	1,070	651	5	1,726	20	1,746		24,060	456	24,516
		令和2年度	2,000	15,300	2,000	15,300	20,000	1,024	620	5	1,649	28	1,677		24,297	458	24,755
		令和3年度	2,000	15,300	2,000	15,300	20,000	995(178)	595(7)	5	1,595	104	1,699		24,513	460	24,973
		令和4年度	2,000	15,300	2,000	15,300	20,000	974(165)	530(7)	12	1,516	0	1,516		24,708	461	25,169
		令和5年度	2,000	15,300	2,000	15,300	20,000	955(158)	504(7)	13	1,472	0	1,472		24,944	461	25,405
13	東京都	平成30年度	3,000	18,000	3,000	9,600	24,000	5,092	438	3	5,533	0	5,533		88,493	618	89,111
		令和1年度	3,000	18,000	3,000	9,600	24,000	5,093	438	3	5,534	0	5,534		89,387	628	90,015
		令和2年度	3,000	18,000	3,000	9,600	24,000	5,009	431	3	5,443	0	5,443		90,122	631	90,753
		令和3年度	3,000	18,000	3,000	9,600	24,000	4,940(373)	388(1)	3	5,331	0	5,331		90,725	636	91,361
		令和4年度	3,000	18,000	3,000	9,600	24,000	4,792(365)	408(1)	3	5,203	0	5,203		91,297	641	91,938
		令和5年度	3,000	18,000	3,000	9,600	24,000	4,694(364)	351(1)	4	5,049	0	5,049		91,893	643	92,536
14	神奈川県	平成30年度	2,000	20,000	1,000	15,000	30,000	2,184	479	2	2,665	74	2,739		36,742	489	37,231
		令和1年度	2,000	20,000	1,000	15,000	30,000	2,115	469	1	2,585	73	2,658		37,129	494	37,623
		令和2年度	2,000	20,000	1,000	15,000	30,000	2,052	458	1	2,511	74	2,585		37,422	496	37,918
		令和3年度	2,000	20,000	1,000	15,000	30,000	1,972(217)	447(1)	2	2,421	5	2,426		37,271	498	37,769
		令和4年度	2,000	20,000	1,000	15,000	30,000	1,884(212)	416(1)	2	2,302	5	2,307		37,588	500	38,088
		令和5年度	2,000	20,000	1,000	15,000	30,000	1,854(212)	404(1)	3	2,261	4	2,265		37,944	502	38,446
15	山梨県	平成30年度	2,000	15,000	2,000	9,000	12,000	703	365	2	1,070	77	1,147		5,367	65	5,432
		令和1年度	2,000	15,000	2,000	9,000	12,000	686	345	2	1,033	76	1,109		5,383	66	5,449
		令和2年度	2,000	15,000	2,000	9,000	12,000	674	350	2	1,026	77	1,103		5,408	67	5,475
		令和3年度	2,000	15,000	2,000	9,000	12,000	670	352	1	1,023	79	1,102		5,434	67	5,501
		令和4年度	2,000	15,000	2,000	9,000	12,000	648	337	1	986	75	1,061		5,456	67	5,523
		令和5年度	2,000	15,000	2,000	9,000	12,000	647	311	1	959	89	1,048		5,477	67	5,544
16	長野県	平成30年度	2,000	24,000	2,000	14,400	3,000～50,000	1,520	965	13	2,498	0	2,498		15,131	461	15,592
		令和1年度	2,000	24,000	2,000	14,400	0	1,479	926	13	2,418	0	2,418		15,213	461	15,674
		令和2年度	2,000	24,000	2,000	14,400	0	1,407	866	9	2,282	0	2,282		15,270	463	15,733
		令和3年度	2,000	24,000	2,000	14,400	0	1,360	856	9	2,225	0	2,225		15,324	464	15,788
		令和4年度	2,000	24,000	2,000	14,400	0～50,000	1,324	792	9	2,125	0	2,125		15,397	465	15,862
		令和5年度	2,000	24,000	2,000	14,400	20,000	1,275	750	8	2,033	7	2,040		15,397	465	15,862

No.	都道府県	年度	正会員		準会員		賛助会員	会員数						登録者数			
			入会金	年額会費	入会金	年額会費	(1口)	一級	二級	木造	計B	その他	計	一級	二級	木造	計A
17	新潟県	平成30年度	1,000	11,400	1,000	11,400	11,400	1,286	745	12	2,043	54	2,097		19,135	593	19,728
		令和1年度	2,000	11,400	0	11,400	11,400	1,301	739	12	2,052	54	2,106		19,248	593	19,841
		令和2年度	2,000	12,000	0	12,000	12,000	1,220	674	11	1,905	48	1,953		19,335	593	19,928
		令和3年度	2,000	14,400	2,000	14,400	14,400	1,201(501)	650(7)	10	1,861	52	1,913		19,429	593	20,022
		令和4年度	2,000	14,400	2,000	14,400	14,400	1,148(473)	605(6)	8	1,761	53	1,814		19,512	594	20,106
		令和5年度	2,000	14,400	2,000	14,400	14,400	1,096(468)	572(6)	7	1,675	51	1,726		20,203	594	20,797
18	静岡県	平成30年度	10,000	30,000	0	0	40,000	997	210	3	1,210	157	1,367		21,326	635	21,961
		令和1年度	10,000	30,000	0	0	40,000	943	197	3	1,143	146	1,289		21,464	637	22,101
		令和2年度	10,000	30,000	0	0	40,000	908	190	3	1,101	0	1,101		21,576	638	22,214
		令和3年度	10,000	30,000	0	0	40,000	884(207)	176(2)	3	1,063	149	1,212		21,697	639	22,336
		令和4年度	10,000	30,000	0	2,000	40,000	861(199)	172(2)	3	1,036	148	1,184		21,834	639	22,473
		令和5年度	10,000	30,000	0	2,000	40,000	813(194)	164(2)	2	979	149	1,128		21,974	640	22,614
19	愛知県	平成30年度	4,000	18,000	3,000	14,400	30,000	2,999	682	9	3,690	149	3,839		38,216	1,478	39,694
		令和1年度	4,000	18,000	3,000	14,400	30,000	2,927	650	6	3,583	151	3,734		38,542	1,479	40,021
		令和2年度	4,000	18,000	3,000	14,400	30,000	2,870	627	6	3,503	151	3,654		38,866	1,478	40,344
		令和3年度	4,000	18,000	3,000	14,400	30,000	2,720	596	5	3,321	0	3,321		39,173	1,482	40,655
		令和4年度	4,000	18,000	3,000	14,400	30,000	2,636(198)	589(4)	5	3,230	0	3,230		39,514	1,485	40,999
		令和5年度	4,000	18,000	3,000	14,400	30,000	2,537(195)	565(7)	4	3,106	0	3,106		39,862	1,487	41,349
20	岐阜県	平成30年度	3,000	18,000	3,000	9,000	20,000	929	213	4	1,146	68	1,214		11,007	448	11,455
		令和1年度	3,000	18,000	3,000	9,000	30,000	891	202	2	1,095	67	1,162		11,093	449	11,542
		令和2年度	3,000	18,000	3,000	9,000	30,000	856	205	2	1,063	65	1,128		11,181	449	11,630
		令和3年度	3,000	18,000	3,000	9,000	30,000	827	186	2	1,015	0	1,015		11,251	449	11,700
		令和4年度	3,000	18,000	3,000	9,000	30,000	797	176	2	975	0	975		11,344	450	11,794
		令和5年度	3,000	18,000	3,000	9,000	30,000	772	172	2	946	0	946		11,462	451	11,913
21	三重県	平成30年度	3,000	18,000	3,000	16,000	10,000	703	156	2	861	6	867		8,953	384	9,337
		令和1年度	3,000	18,000	3,000	17,000	10,000	683	152	1	836	2	838		9,005	384	9,389
		令和2年度	3,000	18,000	3,000	17,000	10,000	654	143	1	798	2	800		9,051	385	9,436
		令和3年度	3,000	20,000	3,000	19,000	10,000	629(224)	140	1	770	3	773		9,070	383	9,453
		令和4年度	3,000	20,000	3,000	19,000	10,000	629(225)	140	1	770	3	773		9,140	383	9,523
		令和5年度	3,000	20,000	3,000	19,000	10,000	567(184)	142(2)	0	709	14	723		9,192	386	9,578
22	富山県	平成30年度	2,500	12,000	2,500	7,800	12,000	927	674	21	1,622	8	1,630		9,729	385	10,114
		令和1年度	2,500	12,000	2,500	7,800	12,000	900	646	19	1,565	8	1,573		9,775	385	10,160
		令和2年度	2,500	12,000	2,500	7,800	12,000	869	612	18	1,499	0	1,499		9,812	384	10,196
		令和3年度	2,500	12,000	2,500	7,800	12,000	831	575	15	1,421	6	1,427		9,865	385	10,250
		令和4年度	2,500	12,000	2,500	7,800	12,000	781	526	14	1,321	6	1,327		9,916	385	10,301
		令和5年度	2,500	12,000	2,500	7,800	12,000	765	508	13	1,286	6	1,292		9,955	385	10,340
23	石川県	平成30年度	3,000	12,600	3,000	9,600	52,800	922	403	14	1,339	78	1,417		10,497	308	10,805
		令和1年度	3,000	12,600	3,000	9,600	52,800	931	405	14	1,350	77	1,427		10,579	308	10,887
		令和2年度	3,000	12,600	3,000	9,600	52,800	927	397	13	1,337	75	1,412		9,878	332	10,210
		令和3年度	3,000	12,600	3,000	9,600	52,800	897(384)	378(6)	12	1,287	77	1,364		10,725	309	11,034
		令和4年度	3,000	12,600	3,000	9,600	52,800	865(371)	365(5)	12	1,242	75	1,317		10,786	310	11,096
		令和5年度	3,000	12,600	3,000	9,600	6,000～100,000	840(365)	365(6)	11	1,207	74	1,281		10,881	311	11,192
24	福井県	平成30年度	2,000	13,800	0	2,000	5,000	699	350	1	1,050	0	1,050		7,706	105	7,811
		令和1年度	2,000	13,800	0	2,000	5,000	701	300	1	1,002	1	1,003		7,744	105	7,849
		令和2年度	2,000	13,800	0	2,000	5,000	685	284	1	970	1	971		7,772	105	7,877
		令和3年度	2,000	13,800	0	2,000	5,000	675	277	1	953	0	953		7,813	105	7,918
		令和4年度	2,000	13,800	2,000	2,000	5,000	660	269	1	930	0	930		7,851	105	7,956
		令和5年度	2,000	13,800	2,000	2,000	5,000	645	261	1	907	0	907		7,889	105	7,994

No.	都道府県	年度	正会員		準会員		賛助会員	会員数						登録者数			
			入会金	年額会費	入会金	年額会費	(1口)	一級	二級	木造	計B	その他	計	一級	二級	木造	計A
25	滋賀県	平成30年度	2,000	18,000	2,000	15,000	10,000	581	266	2	849	7	856		9,378	334	9,712
		令和1年度	2,000	18,000	2,000	15,000	10,000	580	278	2	860	8	868		9,453	351	9,804
		令和2年度	2,000	18,000	2,000	15,000	10,000	574	273	2	849	8	857		9,525	364	9,889
		令和3年度	2,000	18,000	2,000	15,000	10,000	580	278	2	860	8	868		9,611	378	9,989
		令和4年度	2,000	18,000	2,000	15,000	10,000	524	236	2	762	13	775		9,676	390	10,066
		令和5年度	2,000	18,000	2,000	15,000	10,000	520	239	2	761	16	777		9,760	399	10,159
26	京都府	平成30年度	2,000	18,000	1,500	15,600	36,000	1,064	377	5	1,446	58	1,504		19,836	3,075	22,911
		令和1年度	2,000	18,000	1,500	15,600	36,000	1,043	362	5	1,410	63	1,473		20,059	3,148	23,207
		令和2年度	2,000	18,000	1,500	15,600	36,000	1,022	349	5	1,376	14	1,390		20,282	3,288	23,570
		令和3年度	2,000	18,000	1,500	15,600	36,000	998	339	4	1,341	73	1,414		20,282	3,288	23,570
		令和4年度	2,000	18,000	1,500	15,600	36,000	968	310	3	1,281	68	1,349		20,761	3,475	24,236
		令和5年度	2,000	18,000	1,500	15,600	36,000	853	268	3	1,124	72	1,196		20,969	3,555	24,524
27	大阪府	平成30年度	4,000	19,800	4,000	14,400	30,000	2,140	372	7	2,519	187	2,706		56,885	633	57,518
		令和1年度	4,000	19,800	4,000	14,400	30,000	2,088	359	6	2,453	185	2,638		57,332	654	57,986
		令和2年度	4,000	19,800	4,000	14,400	30,000	2,035	336	6	2,377	203	2,580		57,683	681	58,364
		令和3年度	4,000	19,800	4,000	14,400	30,000	2,017	333	6	2,356	202	2,558		58,152	702	58,854
		令和4年度	4,000	19,800	4,000	14,400	30,000	1,970	356	5	2,331	201	2,532		58,577	732	59,309
		令和5年度	4,000	19,800	4,000	14,400	30,000	1,902	336	5	2,243	192	2,435		58,946	745	59,691
28	兵庫県	平成30年度	3,000	14,400	0	14,400	15,000	1,323	320	3	1,646	12	1,658		31,360	670	32,030
		令和1年度	3,000	16,800	0	16,800	15,000	1,278	307	4	1,589	0	1,589		31,591	674	32,265
		令和2年度	3,000	16,800	0	16,800	15,000	1,208	285	3	1,496	10	1,506		31,761	682	32,443
		令和3年度	3,000	16,800	0	16,800	15,000	1,165	272	13	1,450	0	1,450		31,979	688	32,667
		令和4年度	3,000	16,800	0	16,800	15,000	1,128	258	3	1,389	1389	1,445		32,176	698	32,874
		令和5年度	3,000	16,800	0	16,800	15,000	1,097	242	1	1,340	11	1,351		32,357	704	33,061
29	奈良県	平成30年度	3,000	13,800	1,500	12,000	10,000	611	259	5	875	10	885		7,565	291	7,856
		令和1年度	3,000	13,800	1,500	12,000	10,000	596	245	5	846	10	856		7,591	295	7,886
		令和2年度	3,000	18,600	1,500	12,000	10,000	587	247	5	839	11	850		7,638	297	7,935
		令和3年度	3,000	18,600	1,500	12,000	10,000	527	213	3	743	10	753		7,695	298	7,993
		令和4年度	3,000	18,600	1,500	12,000	10,000	509	203	2	714	8	722		7,755	302	8,057
		令和5年度	3,000	18,600	1,500	12,000	10,000	498	194	2	694	10	704		7,818	303	8,121
30	和歌山県	平成30年度	1,000～10000	12,000	1,000～10000	11,400	20,000	676	411	4	1,091	151	1,242		6,756	104	6,860
		令和1年度	1,000～10000	12,000	1,000～10000	11,400	20,000	679	395	3	1,077	164	1,241		6,780	104	6,884
		令和2年度	1,000～10000	2,000～16000	1,000～10000	11,400	20,000	666	435	4	1,105	166	1,271		6,502	104	6,606
		令和3年度	1,000	12,000	1,000	11,400	20,000	653(57)	360(1)	4	1,017	155	1,172		6,515	105	6,620
		令和4年度	1,000	12,000	1,000	12,000	20,000	647	365	4	1,016	1016	1,235		6,538	105	6,643
		令和5年度	1,000	12,000	1,000	12,000	20,000	637	368	4	1,009		1,009		6,390	105	6,495
31	鳥取県	平成30年度	2,000	12,000	0	10,000	3,000	456	246	3	705	279	984		4,117	132	4,249
		令和1年度	0	12,000	0	10,000	3,000	460	248	3	711	88	799		4,143	133	4,276
		令和2年度	0	12,000	0	10,000	3,000	456	234	2	692	0	692		4,172	133	4,305
		令和3年度	0	12,000	0	10,000	3,000	435	222	2	659	0	659		4,197	133	4,330
		令和4年度	0	12,000	0	10,000	3,000	419	224	3	646	111	757		4,219	133	4,352
		令和5年度	0	12,000	0	10,000	3,000	395	220	2	617	148	765		4,248	133	4,381
32	島根県	平成30年度	2,000	10,200	2,000	10,200	10,000	793	442	8	1,243	234	1,477		5,970	236	6,206
		令和1年度	2,000	10,200	2,000	10,200	10,000	786	433	8	1,227	233	1,460		5,996	237	6,233
		令和2年度	2,000	10,200	2,000	10,200	10,000	789	416	8	1,213	233	1,446		6,016	237	6,253
		令和3年度	2,000	10,200	2,000	10,200	10,000	760	409	8	1,177	231	1,408		6,047	238	6,285
		令和4年度	2,000	10,200	2,000	10,200	10,000	743	404	7	1,154	231	1,385		6,071	238	6,309
		令和5年度	2,000	10,200	2,000	10,200	10,000	717	393	6	1,116	188	1,304		6,095	238	6,333

No.	都道府県	年度	正会員		準会員		賛助会員	会員数						登録者数			
			入会金	年額会費	入会金	年額会費	(1口)	一級	二級	木造	計B	その他	計	一級	二級	木造	計A
33	岡山県	平成30年度	3,000	12,000	3,000	12,000	20,000	695	434	4	1,133	0	1,133		11,929	87	12,016
		令和1年度	3,000	12,000	3,000	12,000	20,000	894	415	4	1,313	43	1,356		12,001	87	12,088
		令和2年度	3,000	12,000	3,000	12,000	20,000	864	410	4	1,278	49	1,327		12,084	88	12,172
		令和3年度	3,000	12,000	3,000	12,000	20,000	856(220)	618(5)	5	1,479	71	1,550		12,156	90	12,246
		令和4年度	3,000	12,000	3,000	12,000	20,000	881(222)	673(6)	11	1,565	76	1,641		12,240	91	12,331
		令和5年度	3,000	12,000	3,000	12,000	20,000	857(221)	676(5)	11	1,544	86	1,630		12,321	92	12,413
34	広島県	平成30年度	3,000	12,000	3,000	12,000	30,000	1,481	332	10	1,823	17	1,840		18,233	503	18,736
		令和1年度	3,000	12,000	3,000	12,000	30,000	1,454	341	10	1,805	18	1,823		18,382	502	18,884
		令和2年度	3,000	12,000	3,000	12,000	30,000	1,423	328	7	1,758	0	1,758		18,501	502	19,003
		令和3年度	3,000	12,000	3,000	12,000	30,000	1,412	320	7	1,739	18	1,757		18,620	500	19,120
		令和4年度	3,000	12,000	3,000	12,000	30,000	1,349	300	4	1,653	28	1,681		18,726	500	19,226
		令和5年度	3,000	12,000	3,000	12,000	30,000	1,298	300	5	1,603	34	1,637		18,871	501	19,372
35	山口県	平成30年度	5,000	15,000	5,000	12,000	15,000	1,159	665	4	1,828	248	2,076		10,128	191	10,319
		令和1年度	5,000	15,000	5,000	12,000	15,000	1,118	640	4	1,762	240	2,002		10,160	191	10,351
		令和2年度	5,000	15,000	5,000	12,000	15,000	1,097	608	3	1,708	0	1,708		10,200	191	10,391
		令和3年度	5,000	15,000	5,000	12,000	15,000	1,055(425)	586(2)	3	1,644	238	1,882		10,242	191	10,433
		令和4年度	5,000	15,000	5,000	12,000	15,000	1,006(396)	557	2	1,565	237	1,802		10,289	191	10,480
		令和5年度	5,000	15,000	5,000	12,000	15,000	965(373)	542	2	1,509	237	1,746		10,325	191	10,516
36	徳島県	平成30年度	3,000	15,000	3,000	15,000	20,000	598	454	2	1,054	64	1,118		6,638	77	6,715
		令和1年度	3,000	8,000	3,000	8,000	20,000	597	454	2	1,053	78	1,131		6,658	77	6,735
		令和2年度	3,000	8,000	3,000	8,000	20,000	576	457	2	1,035	77	1,112		6,682	78	6,760
		令和3年度	3,000	8,000	3,000	8,000	20,000	567	431	2	1,000	74	1,074		6,707	78	6,785
		令和4年度	3,000	8,000	3,000	8,000	20,000	544	409	2	955	70	1,025		6,727	78	6,805
		令和5年度	3,000	8,000	3,000	8,000	20,000	525	380	2	907	68	975		6,769	78	6,847
37	香川県	平成30年度	2,000	12,000	2,000	12,000	10,000	936	533	5	1,474	54	1,528		8,151	148	8,299
		令和1年度	2,000	12,000	2,000	12,000	10,000	958	495	5	1,458	53	1,511		8,186	148	8,334
		令和2年度	5,000	18,000	5,000	15,000	10,000	927	465	5	1,397	54	1,451		8,211	148	8,359
		令和3年度	5,000	18,000	5,000	15,000	10,000	893	441	5	1,339	54	1,393		8,254	148	8,402
		令和4年度	5,000	18,000	5,000	15,000	10,000	864	404	4	1,272	53	1,325		8,299	148	8,447
		令和5年度	5,000	18,000	5,000	15,000	10,000	848	405	3	1,256	54	1,310		8,348	148	8,496
38	愛媛県	平成30年度	2,000	18,000	2,000	12,000	10,000	952	494	3	1,449	116	1,565		9,403	139	9,542
		令和1年度	2,000	18,000	2,000	12,000	10,000	892	470	3	1,365	144	1,509		9,463	140	9,603
		令和2年度	2,000	18,000	2,000	12,000	10,000	868	441	3	1,312	149	1,461		9,501	140	9,641
		令和3年度	2,000	18,000	2,000	12,000	10,000	853	448	3	1,304	157	1,461		9,545	141	9,686
		令和4年度	2,000	18,000	2,000	12,000	10,000	827	435	2	1,264	170	1,434		9,614	141	9,755
		令和5年度	2,000	18,000	2,000	12,000	10,000	797	431	2	1,230	185	1,415		9,680	141	9,821
39	高知県	平成30年度	3,000	12,000	3,000	9,600	5,000	596	396	4	996	0	996		5,779	86	5,865
		令和1年度	3,000	12,000	3,000	9,600	5,000	594	389	3	986	0	986		5,803	86	5,889
		令和2年度	3,000	12,000	3,000	9,600	5,000	581	389	3	973	0	973		5,821	87	5,908
		令和3年度	3,000	12,000	3,000	9,600	5,000	563(247)	380(2)	3	946	0	946		5,841	87	5,928
		令和4年度	3,000	12,000	3,000	9,600	5,000	531(227)	359(2)	2	892	0	892		5,876	87	5,963
		令和5年度	3,000	12,000	3,000	9,600	5,000	529(226)	367(2)	2	898	0	898		5,901	87	5,988
40	福岡県	平成30年度	2,000	16,200	1,000	15,000	30,000	1,641	491	3	2,135	174	2,309		31,369	398	31,767
		令和1年度	2,000	16,200	1,000	15,000	30,000	1,609	481	2	2,092	190	2,282		30,920	400	31,320
		令和2年度	2,100	16,200	1,100	15,000	30,000	1,549	482	1	2,032	199	2,231		31,114	399	31,513
		令和3年度	2,100	16,200	1,100	15,000	30,000	1,502(41)	480	1	1,983	188	2,171		31,305	401	31,706
		令和4年度	1,000	16,200	0	15,550	30,000	1,485	467	1	1,953	0	1,953		31,511	401	31,912
		令和5年度	1,000	16,200	0	15,550	30,000	1,469	461	1	1,931	0	1,931		31,727	401	32,128

No.	都道府県	年度	正会員		準会員		賛助会員	会員数						登録者数			
			入会金	年額会費	入会金	年額会費	(1口)	一級	二級	木造	計B	その他	計	一級	二級	木造	計A
41	佐賀県	平成30年度	3,000	14,400	3,000	9,600	10,000	535	325	4	864	56	920		4,810	137	4,947
		令和1年度	3,000	14,400	3,000	9,600	10,000	525	333	4	862	55	917		4,838	137	4,975
		令和2年度	3,000	14,400	3,000	9,600	10,000	522	332	3	857	0	857		4,893	137	5,030
		令和3年度	3,000	14,400	3,000	9,600	10,000	511	313	2	826	0	826		4,919	138	5,057
		令和4年度	3,000	14,400	3,000	9,600	10,000	501	330	2	833	0	833		4,951	138	5,089
		令和5年度	3,000	14,400	3,000	9,600	10,000	480	329	2	811	78	889		4,988	138	5,126
42	長崎県	平成30年度	1,000	15,600	1,000	10,800	1,000	683	394	8	1,085	0	1,085		8,262	240	8,502
		令和1年度	1,000	15,600	1,000	10,800	1,000	663	385	8	1,056	50	1,106		8,296	240	8,536
		令和2年度	1,000	15,600	1,000	10,800	1,000	646	398	6	1,050	51	1,101		8,351	240	8,591
		令和3年度	1,000	15,600	1,000	10,800	1,000	623	385	6	1,014	45	1,059		8,385	239	8,624
		令和4年度	1,000	15,600	1,000	10,800	1,000	601	344	6	951	0	951		8,384	240	8,624
		令和5年度	1,000	15,600	1,000	10,800	1,000	589	335	6	930	0	930		8,470	239	8,709
43	熊本県	平成30年度	3,000	14,400	3,000	6,000	20,000	992	408	4	1,404	27	1,431		10,676	292	10,968
		令和1年度	3,000	14,400	3,000	6,000	20,000	988	393	4	1,385	28	1,413		10,756	292	11,048
		令和2年度	3,000	14,400	3,000	6,000	20,000	983	396	3	1,382	68	1,450		10,817	292	11,109
		令和3年度	3,000	14,400	3,000	6,000	20,000	961	384	3	1,348	27	1,375		10,897	293	11,190
		令和4年度	3,000	14,400	3,000	6,000	20,000	946	363	3	1,312	31	1,343		10,986	294	11,280
		令和5年度	3,000	14,400	3,000	6,000	20,000	909	344	3	1,256	28	1,284		11,058	294	11,352
44	大分県	平成30年度	1,000	9,600	1,000	9,600	2,500～15,000	736	310	1	1,047	86	1,133		7,859	103	7,962
		令和1年度	1,000	9,600	1,000	9,600	5,000～30,000	728	309	1	1,038	94	1,132		7,895	104	7,999
		令和2年度	1,000	9,600	1,000	9,600	2,500～15,000	713	306	1	1,020	105	1,125		7,933	104	8,037
		令和3年度	1,000	9,600	1,000	9,600	2,500～15,000	693	303	1	997	106	1,103		7,967	104	8,071
		令和4年度	1,000	9,600	1,000	9,600	2,500～15,000	666	300	1	967	110	1,077		659	3	662
		令和5年度	1,000	9,600	1,000	9,600	2,500～15,000	649	289	1	939	112	1,051		8630	107	8737
45	宮崎県	平成30年度	2,000	14,000	2,000	14,000	10,000	640	396	0	1,036	81	1,117		8,016	306	8,322
		令和1年度	2,000	14,000	2,000	14,000	10,000	628	369	0	997	81	1,078		8,054	306	8,360
		令和2年度	2,000	14,000	2,000	14,000	10,000	601	358	0	959	77	1,036		8,077	306	8,383
		令和3年度	2,000	14,000	2,000	14,000	10,000	582(228)	333(1)	0	915	75	990		8,096	307	8,403
		令和4年度	2,000	14,000	2,000	14,000	10,000	565(219)	322(1)	1	888	76	964		8,128	307	8,435
		令和5年度	2,000	14,000	2,000	14,000	10,000	550(207)	308(1)	1	859	81	940		8,149	307	8,456
46	鹿児島県	平成30年度	1,000	12,600	1,000	11,400	13,000	1,185	772	6	1,963	165	2,128		8,326	209	8,535
		令和1年度	1,000	12,600	1,000	11,400	13,000	1,157	764	5	1,926	173	2,099		8,375	209	8,584
		令和2年度	1,000	12,600	1,000	11,400	13,000	1,128	742	6	1,876	177	2,053		8,442	209	8,651
		令和3年度	1,000	12,600	1,000	11,400	13,000	1,090(232)	705(4)	7	1,802	129	1,931		8,495	209	8,704
		令和4年度	1,000	12,600	1,000	11,400	13,000	1,083(212)	900(3)	10	1,993	127	2,120		8,509	221	8,730
		令和5年度	1,000	12,600	1,000	11,400	13,000	1,039(208)	871(3)	11	1,921	133	2,054		8,517	209	8,726
47	沖縄県	平成30年度	4,000	16,800	4,000	8,400	10,000	783	266	0	1,049	61	1,110		6,318	7	6,325
		令和1年度	4,000	16,800	4,000	8,400	10,000	777	284	0	1,061	59	1,120		6,367	7	6,374
		令和2年度	4,000	16,800	4,000	8,400	10,000	763	268	0	1,031	0	1,031		6,404	8	6,412
		令和3年度	4,000	16,800	4,000	8,400	10,000	752	269	0	1,021	57	1,078		6,448	8	6,456
		令和4年度	4,000	16,800	4,000	8,400	10,000	736(168)	258(2)	0	994	49	1,043		6,492	8	6,500
		令和5年度	4,000	16,800	4,000	8,400	10,000	694(88)	227(2)	0	921	48	969		6,545	8	6,553

建築士会別会員推移(平成22年度～令和5年度)

(単位:名)

	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
北海道	5,004	4,931	4,638	4,237	4,190	4,047	3,978	3,924	3,878	3,812	3,713	3,675	3,615	3,536
青森	1,272	1,246	1,194	1,152	1,119	1,109	1,107	1,101	1,073	1,050	1,030	1,016	977	957
岩手	1,924	1,445	1,815	1,778	1,737	1,712	1,681	1,642	1,584	1,550	1,503	1,463	1,410	1,360
宮城	1,323	1,122	1,044	1,118	1,029	992	975	935	914	880	861	853	788	725
秋田	1,376	1,322	1,278	1,241	1,218	1,163	1,108	1,066	1,064	1,052	1,028	1,003	979	948
山形	1,230	1,188	1,133	1,092	1,081	1,034	1,003	1,000	982	944	912	885	856	829
福島	2,169	1,867	1,802	1,967	1,925	1,901	1,841	1,775	1,746	1,697	1,594	1,571	1,514	1,432
茨城	2,565	2,372	2,408	2,374	2,321	2,222	2,143	2,098	2,057	2,003	1,927	1,866	1,797	1,724
栃木	1,625	1,555	1,560	1,520	1,445	1,408	1,385	1,350	1,270	1,274	1,224	1,210	1,180	1,159
群馬	1,926	1,838	1,737	1,669	1,600	1,551	1,503	1,456	1,417	1,377	1,332	1,282	1,234	1,178
埼玉	1,805	1,735	1,665	1,620	1,590	1,530	1,510	1,455	1,430	1,402	1,342	1,300	1,250	1,237
千葉	2,257	2,152	2,115	2,057	2,019	1,967	1,918	1,863	1,822	1,786	1,731	1,676	1,623	1,569
東京	6,600	6,350	6,080	5,865	5,600	5,650	5,530	5,350	5,300	5,200	5,090	4,970	4,850	4,715
神奈川	3,250	3,165	3,061	3,000	3,000	2,795	2,666	2,578	2,458	2,416	2,298	2,208	2,108	2,054
山梨	1,225	1,197	1,132	1,092	1,067	1,040	1,020	1,005	985	955	975	935	910	900
長野	3,217	3,079	2,985	2,837	2,755	2,707	2,646	2,568	2,495	2,413	2,306	2,192	2,117	2,032
新潟	2,544	2,476	2,397	2,305	2,284	2,238	2,183	2,107	2,061	1,994	1,916	1,839	1,751	1,674
静岡	2,333	1,851	1,750	1,700	1,550	1,510	1,450	1,400	1,360	1,310	1,260	1,205	1,155	1,115
愛知	4,710	4,500	4,430	4,300	4,200	4,100	3,980	3,860	3,720	3,630	3,530	3,430	3,330	3,230
岐阜	1,579	1,513	1,464	1,390	1,349	1,305	1,247	1,203	1,178	1,118	1,078	1,033	1,003	943
三重	1,165	1,132	1,073	1,045	1,006	990	953	893	849	807	774	740	721	699
富山	1,940	1,880	1,820	1,760	1,685	1,670	1,610	1,550	1,485	1,427	1,355	1,295	1,230	1,155
石川	1,558	1,495	1,442	1,467	1,428	1,418	1,394	1,361	1,351	1,321	1,286	1,249	1,212	1,172
福井	1,200	1,147	1,103	1,058	1,032	1,036	1,025	1,003	970	940	924	903	882	868
滋賀	1,148	1,097	1,018	965	925	900	890	860	830	814	794	770	755	705
京都	1,870	1,785	1,742	1,743	1,680	1,652	1,590	1,552	1,493	1,468	1,434	1,370	1,224	1,191
大阪	3,485	3,290	3,100	2,930	2,780	2,690	2,625	2,560	2,540	2,470	2,470	2,455	2,360	2,285
兵庫	2,088	1,987	1,925	1,854	1,784	1,750	1,697	1,667	1,601	1,529	1,482	1,445	1,375	1,319
奈良	1,146	1,122	1,111	1,064	1,028	1,000	950	935	890	860	800	777	732	704
和歌山	1,330	1,330	1,293	1,298	1,282	1,313	1,328	1,311	1,303	1,300	1,268	1,235	1,232	1,222
鳥取	865	865	820	801	755	725	715	718	698	698	678	668	650	600
島根	1,340	1,390	1,340	1,330	1,300	1,300	1,320	1,300	1,280	1,270	1,240	1,210	1,180	1,150
岡山	1,627	1,615	1,621	1,602	1,477	1,535	1,468	1,411	1,391	1,334	1,288	1,288	1,258	1,206
広島	2,260	2,150	2,080	2,000	1,930	1,900	1,870	1,825	1,820	1,800	1,750	1,720	1,665	1,615
山口	2,405	2,350	2,265	2,155	2,125	2,045	1,965	1,925	1,845	1,795	1,740	1,675	1,620	1,549
徳島	1,040	1,192	1,152	1,137	1,097	1,082	1,091	1,113	1,122	1,132	1,099	1,046	1,008	963
香川	1,630	1,600	1,590	1,570	1,575	1,550	1,530	1,540	1,525	1,485	1,420	1,365	1,315	1,290
愛媛	1,603	1,605	1,597	1,599	1,586	1,574	1,578	1,561	1,521	1,487	1,475	1,449	1,428	1,423
高知	1,095	1,072	1,034	996	985	960	971	964	969	949	925	892	873	842
福岡	2,542	2,567	2,452	2,335	2,350	2,317	2,322	2,290	2,255	2,205	2,185	2,135	2,081	2,047
佐賀	1,022	995	972	955	949	939	930	929	932	921	910	907	912	893
長崎	1,324	1,294	1,236	1,193	1,184	1,160	1,123	1,106	1,080	1,056	1,043	1,004	981	949
熊本	1,645	1,590	1,560	1,530	1,490	1,445	1,420	1,415	1,395	1,365	1,350	1,320	1,273	1,245
大分	1,358	1,327	1,272	1,220	1,185	1,165	1,162	1,153	1,151	1,152	1,124	1,089	1,072	1,051
宮崎	1,443	1,412	1,388	1,316	1,269	1,237	1,198	1,160	1,107	1,071	1,023	992	952	930
鹿児島	2,279	2,205	2,167	2,102	2,083	2,036	2,040	1,996	1,984	1,950	1,878	1,838	1,773	1,711
沖縄	900	895	880	898	896	896	977	1,020	998	990	978	955	934	876
合計	93,242	89,293	86,741	84,237	81,945	80,266	78,616	76,854	75,179	73,459	71,343	69,404	67,145	64,977
前年差		-3,949	-2,552	-2,504	-2,292	-1,679	-1,650	-1,762	-1,675	-1,720	-2,116	-1,939	-2,259	-2,168

令和5年度 自治体からの受託業務について

士 会	発注者 ● 受託業務名称	業務内容(概要)	受託(予定)金額
北海道	北海道 ● 応急危険度判定業務の一部委託	応急危険度判定士の登録認定業務及び認定講習会の開催	2,251,700円
青 森	一般社団法人木を活かす建築推進協議会(※発注元:国土交通省) ● 「令和4年度 カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業」の実施に向けた改正建築物省エネ法関連講習運営にかかわる業務	令和4年度 改正建築物省エネ法関連講習会の運営	2,279,000円
岩 手	岩手県 ● 建築統計補助事務業務	建築工事届及び建築物除却届の内容を建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票に記載する。	407,000円
	岩手県内各市町村 [令和4年度は22市町村] ● 木造住宅耐震診断事業	国土交通省が平成18年に改正した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき岩手県が策定した「岩手県耐震改修促進計画」の中で、岩手県木造住宅耐震診断士派遣事業を実施することが位置づけられている。この事業は、建築士会が実施している「岩手県木造住宅耐震診断士養成講習会」を受講し、知事が診断士として認定した建築士を、建築士会が市町村の委託を受けて、耐震診断を希望する方々の住宅の耐震性能を調査するために派遣する事業です。 [派遣件数は68件]	一戸当たり 31,429円
宮 城	宮城県 ● 宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会	応急危険度判定士の養成講習会(新規・更新)	506,000円
秋 田	県内9市町村 ● 木造住宅耐震診断支援事業	各市町村が行う耐震診断に対して、診断士を派遣する業務。平成29年度より開始。※実績26戸	3,380,000円
山 形	無し		
福 島	無し		
茨 城	茨城県 ● 茨城県建築パトロール業務委託	県下市町村の都市計画区域の全域にわたり、建築工事現場のパトロールを実施し、都市計画法及び建築基準法違反を防止するための普及・啓発を行う。	3,212,000円 (税込み)
	茨城県 ● 建築物等震災対策事業業務委託	地震等により被災した建築物の危険性(余震による倒壊、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等)を判定する、応急危険度判定士になるための講習会を実施する。また、応急危険度判定士認定者が、地震災害時における被災建築物の判定活動を迅速かつ的確に実施できるよう、技術の習得等を目的として応急危険度判定模擬訓練を行う。	3,025,000円 (税込み)
	茨城県 ● 木造住宅耐震診断士養成業務委託	県内の建築資格者を対象に、診断士として必要な知識習得させるための「木造住宅耐震診断」講習会を実施する。そのための広報及び募集、講師の選定、講習会の運営、受講者の登録に関する一切の業務を請け負う。	792,000円 (税込み)
	茨城県 ● 空き家相談会等への専門家派遣業務委託	県内の建築資格者を対象に、診断士として必要な知識を習得させるための「木造住宅耐震診断」講習会を実施する。そのための広報及び募集、講師の選定、講習会の運営、受講者の登録に関する一切の業務を請け負う。	388,800円 (税込み)
	県内各市町村 (30市町村(予定)) ● 木造住宅耐震診断業務委託	耐震改修促進計画の一環として、市町村民がわが家の耐震性を知り、耐震改修の重要性を理解することにより、耐震対策を促進し、地震に対して多くの市町村民の安全及び市街地の防災安全性の確保を図れるよう、木造耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う。	82,500円 (税込み)/戸 ※診断予定数 :120戸
	那須塩原市 ● 街なみ環境整備事業補助金交付に係る審査支援等業務 審査支援等業務	那須塩原市が実施する街なみ環境整備事業補助金交付のための審査支援	出来高払い

士 会	発注者 ● 受託業務名称	業務内容(概要)	受託(予定)金額
群 馬	東吾妻町教育委員会(文化財保護課)		
埼 玉	埼玉県 ● 被災建築物応急危険度判定士養成講習会	被災建築物応急危険度判定士養成のための講習会の開催 更新者への登録証発送 名簿管理	2,900,000円
	埼玉県 ● 令和4年度木造建築技術アドバイザー派遣等委託業務	埼玉県木造建築技術アドバイザー制度の運営 木材および木造建築に係る情報収集・情報提供 木造建築の新技術等に関する講習会の開催	200,000円
	さいたま市 ● さいたま市木造住宅耐震診断員派遣業務	耐震診断員の派遣(単価契約)	86,900円
	三郷市 ● 三郷市耐震改修等費用助成事業	耐震診断員の派遣(単価契約)	100,000円
	白岡市 ● 白岡市耐震改修等費用助成事業	耐震診断員の派遣(単価契約)	100,000円
	八潮市 ● 八潮市空家等調査業務委託契約書	調査員の派遣(単価契約)	39,960円
千 葉	千葉県 ● 被災建築物応急危険度判定士認定講習会開催業務	講習会の企画・運営、案内書の作成配布、受講名簿の作成、受講者登録業務	500,000円
東 京	東京都 ● 令和5年度 建築士審査等窓口に係る業務委託	1) 二級・木造建築士免許に係る住所等の届出受付及びこれに付随する事務 2) 二級・木造建築士免許に係る死亡等の届出受付及びこれに付随する事務	134,055円 (税込)
	東京都 ● 令和5年度 被災建築物応急危険度判定員の登録業務	1) 業務執行体制整備 2) 被災建築物応急危険度判定員の登録・更新・電子データの作成業務等	8,350,072円 (税込)
	東京都 ● 令和5年度 被災建築物応急危険度判定員の養成業務委託	1) 講習会業務	4,948,891円 (税込)
	文京区 ● 令和5年度 東京都液状化対策アドバイザー派遣業務	1) 東京都液状化対策アドバイザー派遣(現地相談)業務	4,077,590円 (税込)
神 奈 川	無し		
山 梨	山梨県 ● やまなし住まいの安全・安心相談窓口設置事業	高齢者・障害者対応住宅に関する相談への対応、融資制度の紹介 耐震診断・耐震改修に関する相談への対応、融資制度の紹介 地震対策に関する相談への対応、指導・啓発	1,188,000円
	山梨県 ● 被災建築物応急危険度判定士登録事務	新規・更新案内発送業務 講習会補助 登録者名簿・登録証作成業務 登録証発送業務	521,400円
	山梨県 ● 空き古民家情報提供モデル事業	古民家要件の整理 空き古民家情報の収集 物件調査 古民家カルテの作成	8,045,400円
長 野	長野県 ● 建築物の省エネ改修サポート制度運営業務	長野県が実施する既存建築物の省エネ性能を県と民間事業者が連携して無料で簡易的に診断する制度について、診断アドバイザーの養成と県民周知のための講習会やセミナーの企画、開催及び運営を行うとともに、一般消費者への簡易診断の周知と斡旋を行う。	3,960,000円
	長野県 ● 長野県建築指導支援委託業務	長野県が行う、違反建築物の未然防止や既存建築物等の総合防災対策の推進のための業務を支援する。	2,024,000円

士 会	発注者 ● 受託業務名称	業務内容(概要)	受託(予定)金額
新 潟	新潟市 ● 新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業	耐震診断士を派遣し、耐震診断を的確に行い、木造住宅の耐震化の促進を図ることを目的とし、以下の業務を行う。 ・耐震診断士の選定 ・派遣対象者に対する相談対応及び助言 ・耐震診断業務の進捗状況管理 ・耐震診断結果報告書の審査等 ・派遣対象者負担額の受領 ・耐震診断士への委託料の支払 ・耐震診断士の養成等	1,881,000円
	糸魚川市 ● 特定建築物及び特定建築設備等定期調査業務		20,439,100円
	佐渡市 ● 空家等現地調査業務	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等の現地調査の実施、および判定表の作成	112,200円
静 岡	静岡県 ● 地震被災建築物応急危険度判定士養成業務	想定される東海地震に備え、県指定の地震被災建築物応急危険度判定士養成講習会を受託・実施する。3会場・150人予定更新手続き1,256人	1,369,000円
	静岡県下28市町 ● わが家の専門家診断事業	プロジェクト「TOUKAI-0」事業の一環として、住民がわが家の耐震性を知り、耐震改修の重要性を理解することにより耐震改修工事を促進する。1,800件予定	84,924,000円
	御前崎市 ● 空家等耐震診断業務	市内に所有する空家等について、当該空家等の耐震性を把握し、市場に流通するための資料として耐震診断業務を行う。5件予定	235,000円
愛 知	愛知県下 各市町村 ● 木造住宅耐震診断業務	木造住宅の耐震診断を行う業務	85,196,000円
	愛知県 ● 二級・木造建築士登録閲覧業務	二級・木造建築士登録業務、及び閲覧業務	8,938,000円
	愛知県 ● 建設工事紛争相談業務	建設工事に関する紛争に対し、相談員を派遣する業務	1,650,000円
	愛知県 南知多町 ● 空き家等危険度調査業務	空き家の危険度判定を行う業務	500,000円
岐 阜	岐阜市 ● 市民相談室建築相談業務委託	新築・増築の諸問題、耐震診断など 毎月第一、三 水曜日開催	150,150円 (税込)
	各務原市 ● 建築相談業務委託	月1回 1年間に12回の建築相談(予約制)	予約のあった場合のみ1日につき 6,700円
	中津川市 ● 中津川市木造住宅耐震化促進事業啓発委託業務	年間10回の無料耐震診断相談会。耐震化出前講座。耐震化促進のための各戸訪問ローラー作戦 他	660,000円 (税込)
	中津川市 ● 中津川市木造住宅耐震診断事業委託業務	木造住宅無料耐震診断	47,300円/1件 (税込)
	関市役所 ● 介護保険制度における住宅改修の適正化に関する支援業務	関市が行う住宅改修の点検業務を行う。	
	もとす広域連合 ● 介護保険制度における住宅改修の適正化に関する支援業務	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請の事前審査を行う課程において行政職のみでの審査が困難な事例に対するチェック	1,300円/30分 (税込)
	揖斐広域連合 ● 介護保険制度における住宅改修の適正化に関する支援業務	住宅改修事前申請書類による事前点検及び住宅改修支給申請書による事後点検業務を行う。	5,500円/1回 (税込)

士 会	発注者 ● 受託業務名称	業務内容(概要)	受託(予定)金額
三 重	三重県 ● 令和5年度三重県被災建築物応急危険度判定士認定登録更新及び新規認定登録者養成業務	(1) 三重県被災建築物応急危険度判定士認定登録更新業務 (今年度に認定更新の期限を迎える判定士を対象とした案内文の送付、申請書の受理・審査、認定書の作成等) (2) 三重県被災建築物応急危険度判定士新規認定登録者養成業務 (新規の認定・登録のための講習会の開催及びそのために必要となる準備、認定申請書の処理等)	1,106,600円 (消費税等を含む)
	三重県 令和5年度みえの木建築コンクール業務	県産材を目に見える形で活用した優良な建築物の施主及び設計・施工に関わった者を表彰するコンクールを実施する。 住宅新築及び住宅リフォーム、非住宅の3部門において募集を行い、最優秀賞を各部門1点、優秀賞を各部門3点程度選定し、表彰を行う。	1,513,600円 (消費税等を含む)
富 山	富山県 ● 令和5年度被災建築物応急危険度判定講習等業務	県内の建築士を対象に行う講習会及び研修会の実施	935,000円
	富山県 ● 建築技術育成業務	建築士の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図り、建築物の質の向上を期することを目的とする講習会の実施	286,000円
	黒部市 ● 黒部市特定空家等の認定に係る調査業務	① 応急危険度判定士による外観目視調査、内部立入調査 ② 調査業務の書類による提出 ③ 審査評議会の開催	33,000円/1件
	南砺市 ● 南砺市特定空家等の認定に係る調査業務	① 応急危険度判定士による外観目視調査、内部立入調査 ② 調査業務の書類による提出 ③ 審査評議会の開催	33,000円/1件
	富山市 ● 富山市特定空家等の認定に係る調査業務	① 応急危険度判定士による外観目視調査、内部立入調査 ② 調査業務の書類による提出 ③ 審査評議会の開催	・空家等33,000円/1件 ・老朽危険空家108,900円/1件
石 川	NPO法人 金澤町家研究会 (この法人は金沢市長と委託契約している。) ● 金澤町家登録関連建物調査業務	(1) 金澤町家登録に係る実地調査(土地・建物の現況把握) (2) 委託期間は1年間。	委託業務 1件当たり 23,001円
福 井	福井県消費生活センター ● 消費生活センター相談窓口強化事業	住宅相談業務	152,000円
	福井県 ● 福井県被災建築物応急危険度判定士新規・更新登録業務	応急危険度判定士の登録、更新、研修業務	898,000円
	(一社)住宅リフォーム推進協議会 ● 事業者向け「住宅リフォームセミナー」実施・運営業務	事業者向け「住宅リフォームセミナー」の実施・運営業務	150,000円
	南越前町 ● 南越前町特定空家等認定に係る現地調査業務	南越前町空家等対策計画に基づき、特定空家等認定に係る現地調査業務の実施	60,000円
	越前市 ● 越前市空き家等実態調査	越前市の中心市街地に存在する空き家等の現地調査の実施	1,441,000円

士 会	発注者	業務内容(概要)	受託(予定)金額
	● 受託業務名称		
滋 賀	滋賀県知事		
	●平成29年度 滋賀県被災建築物応急危険度判定士養成等業務委託	・滋賀県応急危険度判定士講習会の開催 ・滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定証発行事務 ・滋賀県被災建築物応急危険度判定士名簿及び連絡網作成・通知事務	847,800円
	滋賀県知事		
	●平成30年度 滋賀県被災建築物応急危険度判定士養成等業務委託	・滋賀県応急危険度判定士講習会の開催 ・滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定証発行事務 ・滋賀県被災建築物応急危険度判定士名簿及び連絡網作成・通知事務	847,800円
	滋賀県知事		
	●平成31年度 滋賀県被災建築物応急危険度判定士養成等業務委託	・滋賀県応急危険度判定士講習会の開催 ・滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定証発行事務 ・滋賀県被災建築物応急危険度判定士名簿及び連絡網作成・通知事務	862,400円
	滋賀県知事		
	●令和2年度 滋賀県被災建築物応急危険度判定士養成等業務委託	・滋賀県応急危険度判定士講習会の開催 ・滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定証発行事務 ・滋賀県被災建築物応急危険度判定士名簿及び連絡網作成・通知事務	811,800円
	滋賀県知事		
	●令和2年 だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例「施設整備マニュアル」改訂版作成業務	・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例「施設整備マニュアル」を現在の法令・条例等に照らし合わせて作成する、改訂版作成業務	7,920,000円
滋 賀	滋賀県知事		
	●令和3年度 滋賀県被災建築物応急危険度判定士養成等業務委託	・滋賀県応急危険度判定士講習会の開催 ・滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定証発行事務 ・滋賀県被災建築物応急危険度判定士名簿及び連絡網作成・通知事務	2,948,000円
	滋賀県知事		
	●令和3年 だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例「施設整備マニュアル」改訂版 解説動画作成業務	・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例「施設整備マニュアル」を現在の法令・条例等に照らし合わせて作成する、改訂版作成業務にて作成したマニュアルの解説動画の作成	999,000円
	滋賀県知事		
	●令和4年度滋賀県被災建築物応急危険度判定士養成等業務委託	・滋賀県応急危険度判定士講習会の開催 ・滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定証発行事務 ・滋賀県被災建築物応急危険度判定士名簿及び連絡網作成・通知事務	811,800円
	滋賀県知事		
京 都	●令和4年 だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例「施設整備マニュアル」改訂版の修正業務	・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例「施設整備マニュアル」を現在の法令・条例等に照らし合わせて作成する、改訂版修正業務	1,991,000円
	滋賀県知事		
	令和5年度滋賀県被災建築物応急危険度判定士養成等業務委託	・滋賀県応急危険度判定士講習会の開催 ・滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定証発行事務 ・滋賀県被災建築物応急危険度判定士名簿及び連絡網作成・通知事務	1,064,800円
	京都市		
京 都	●京都市都市計画地図の販売	京都市都市計画地図の販売、在庫管理	239,000円
	京都市住宅供給公社		
	●京都市すまいの相談	京都市民対象の建築専門相談の相談員派遣 日曜日9:45～10:45	244,800円
京 都	京都府住宅供給公社		
	●京都府住宅相談	京都府民対象の建築専門相談の相談員派遣 月1回水曜日13:30～16:30	148,500円

士 会	発注者 ● 受託業務名称	業務内容(概要)	受託(予定)金額
大 阪	大阪市		
	● 大阪市高齢者住宅改修費給付事業審査業務	高齢者住宅改修費給付事業について、真に必要な者に適切な工事が行われるよう業務の決定に係る専門家(一級又は二級建築士の資格を有する者)による審査を実施する	3,520,000円
	大阪市住宅供給公社		
	● 住まいの専門家相談業務委託	住まいの新築や建て替え及びリフォームに関する計画・設計内容や建築基準法に関する事項、工事施工上の問題など、住まいに関する建築技術上の相談業務を行う	257,400円
	東大阪市		
兵 庫	● 東大阪市木造住宅耐震診断員派遣業務	耐震部会員による自治会等への説明会や住民相談開催等、耐震に関する普及啓発活動 耐震部会員による耐震診断の実施	2,500,000円
	東大阪市		
	● 東大阪市耐震改修促進相談員派遣業務	耐震部会員による耐震診断の結果、不具合が生じたものについて、住民に補強のための見積など工事に係るアドバイスをする	1,320,000円
	姫路市		
	● リフォームヘルプ事業建築関係職種業務	(1)対象者を訪問調査し、提出された改造内容に対して建築的観点からの確認、提案、助言を行う。 (2)改造計画を立てていないものについては福祉関係職種と協力して改造内容の提案を行う。 (3)請負業者の作成した図面に問題がある場合は業者に対して修正の指導を行う。 (4)担当職員と訪問日時を調整し、関係方面へ通知する。必要がないと判断した場合は担当職員と協議し、随時訪問調査を行う。 (5)訪問調査日以外には担当課の窓口において建築的観点から申請にかかる相談の対応を行う。 (6)工事完了届が提出されたものについては、担当職員と協議し、随時完了確認訪問を行う。	1,887,600円 (消費税含む)
奈 良	神戸市		
	● 神戸市すまいの耐震診断員派遣事業	(1)現地における耐震診断 (2)耐震診断報告書作成及び同報告 (3)耐震診断受信者に対して行うガイダンス及び相談対応。 (4)耐震診断結果の集計及び同報告	3,500,000円 (消費税含む)
	奈良県		
	● 被災建築物応急危険度判定士養成講習	地震等により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の危険度を応急的に判定する被災建築物危険度判定士(以下「判定士」という。)の養成を行う。	650,000円
	大和高田市、大和郡山市、桜井市、天理市、生駒市		
	● 住宅相談窓口業務	奈良県内の市町に、住宅の建築設計の知識及び経験が豊富な建築士を相談員として派遣し、各市町の住民から住宅に関する新築、増改築、リフォーム等の建築技術的な相談及び建築に関するさまざまな相談を受けて、適切な助言を行う。	100,000円

士 会	発注者	業務内容(概要)	受託(予定)金額
	● 受託業務名称		
和 歌 山	和歌山県下の市町村		
	●木造住宅耐震診断事業	住宅所有者等に当該住宅の耐震性について正確な情報提供を行うことにより、耐震化の促進を図ることを目的とし、和歌山県木造住宅耐震診断士を派遣する。	30,000,000円
	和歌山県		
	●木造住宅耐震改修サポート事業	木造住宅の耐震改修等に取り組もうとする高齢者等に対して、耐震改修に関する豊富な知識を有する専門家(耐震マネージャー)を派遣し、各種相談、手助け及び改修プランの提案を行い耐震改修工事に移行してもらうことを目的とする。	31,900,000円
	和歌山県		
	●福祉のまちづくり 施設アドバイザー派遣事業	公共的施設または介護保険法及び障害者福祉法等による住宅改修認定を受ける際の技術的助言等を行うため福祉のまちづくり施設アドバイザーの派遣を行う。	500,000円
鳥 取	和歌山市、日高川町		
	●和歌山市・日高川町 家具転倒防止用固定金具取付事業	地震等の災害発生時に家具転倒等による事故を防止し、これらの災害による被害を軽減することを目的として家具転倒防止用固定金具をとりつける。	2,000,000円
	和歌山県		
島 根	●歴史的建造物データベース作成業務 ●歴史的建造物何でも相談室	・ヘリテージマネージャーにより、県内の登録有形文化財(建造物)に 相当する建造物を発見し、調査結果をデータベースに登録する業務 ・ヘリテージマネージャーが相談があれば、所有者の悩みを専門家としてアドバイスする業務	1,700,000円
	鳥取県		
	●応急危険度判定実地訓練	鳥取県被災建築物応急判定士の判定技術力の維持及び向上を目的に、下記のとおり、解体中の木造建物を利用した実地訓練を行う。(令和5年度より隔年で実施とのこと)	500,000円
島 根	島根県		
	●島根県耐震改修設計施工技術者登録及び木造住宅耐震診断士登録に係る講習会に関する事務	耐震改修に係る設計施工技術者の技術力向上を図るとともに、県民に対して適切な技術者情報を提供することを目的として、島根県耐震改修設計施工技術者登録要綱の規定に基づく講習(耐震診断指定講習会)の実施及び島根県木造住宅耐震診断士登録要綱の規定に基づく講習(耐震診断実務講習会)の実施に係る事務を行う。	1,210,000円 (税込み)
	島根県		
島 根	●地震被災建築物の「応急危険度判定士」講習会に関する事務	地震による被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図ることを目的として、島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱の規定に基づく講習の実施に係る事務を行う。	935,000円 (税込み)
	島根県		
島 根	●耐震診断及び改修の啓発業務	耐震診断及び改修の重要性を県民に周知するための学習会等を開催し、建物の耐震化を促進することで、県民の生命、財産の安全を確保することを目的とする。大工・工務店の技術者向け耐震講座や、10人程度の集会等に出向いての学習会(出前講座)を通して、住宅の耐震診断・改修の必要性及び市町村が創設している補助制度などを説明し、県民の防災意識向上を図る。	1,100,000円 (税込み)

士 会	発注者 ● 受託業務名称	業務内容(概要)	受託(予定)金額
岡山	岡山県 ●家屋評価補助業務	県の不動産所得稅評価の補助業務	12,592,800円
	岡山県 ●おかやま木づかいサポート事業 (木造建築普及セミナーの開催)	1 木造建築普及セミナー(セミナー及び見学会の開催) 2 木造建築利用促進セミナー(セミナーの開催)	697,708円
	岡山県 ●市町村が整備する公共建築物への県産材利用の促進 支援業務	1 公共建築物等の木造化・木質化の相談窓口の設置 2 公共建築物等の木造化・木質化相談員の派遣	1,892,000円
	岡山県 ●景観行政団体移行促進業務	住民、市町村職員等を対象に「まち歩き調査」「景観 マップづくり」などのワークショップを開催し、市町村にお ける良好な景観の形成に関する施策の策定を促す。	399,888円
	岡山県 ●市町村技術的サポート事業	(岡山県住宅リフォーム推進協議会:事務局が岡山県建 築士会) 1 空き家の相談会、空き家の現地確認に専門家を派遣 2 市町村職員の勉強会、セミナー等に講師を派遣	933,900円
	岡山市 市民協働推進事業 「みんなで考えよう! マンション防災」	マンションの適正管理を推進する目的で居住者等を対象 に研修やワークショップ等を行い、自身が居住するマン ションの立地や構造の特性(災害リスク)を知るとともに、居 住者同士のコミュニティ形成を促進する。	1,900,000円
	三原市 ●木造住宅耐震診断資格者選任事務	三原市木造住宅耐震診断事業へ派遣する技術者を三原 市木造住宅耐震診断資格者名簿の中から選任する。	1,636円/件
	12市5町 ●木造住宅耐震診断調査	診断実施依頼書及び木造住宅耐震業務委託仕様書に 基づき、耐震診断員を派遣し、対象となる木造住宅の耐 震診断を行い、調査結果を住宅の所有者および委託者 に報告する。	7,622,000円
山口	山口市 ●登録候補建造物 旧案野酒場資料作成業務	登録文化財候補の建造物について、現地測量、図面作 成、所見作成、写真等データ整理を行う。	814,000円
	(一財)建築行政情報化センター(国土交通省) 建築基準法・建築物省エネ改正に係る建築士サポート体 制に係る業務委託	令和4年6月公布の建築基準法・建築物省エネ法改正の 施行にあたり、建築確認申請を予定している申請者から の申し込みを受け、サポート員が当該申請図書が改正法 に準拠するよう助言する。	事務局運営費 428,000円 サポート1件あた り 75,000円 上限20件)
	山口県 ●地震被災建築物応急危険度判定に伴う業務	災害時の要請に対し、地震被災建築物応急危険度判定 士を派遣する。常時は連絡体制の確認等を行う。	0円
	山口県 ●空き家対策セミナー・相談会に係る相談員派遣業務	市町が開催する空き家対策セミナー及び無料相談会の 講師及び相談員を派遣する。	0円

士 会	発注者	業務内容(概要)	受託(予定)金額
	● 受託業務名称		
徳 島	徳島市 高齢福祉課		
	● 徳島市住宅改修支援事業	住宅の改良に関し、派遣対象者の居宅を訪問し、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言を行う。改良内容についての業者への連絡、調整を行う。施工後の評価及び派遣対象者に対する指導を行う。住宅改造費助成事業に関すること。その他、住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整を行う。	実績による
	徳島県 県土整備部住宅課建築指導室		
	● 建築士免許等事務委託業務	(1)法改正等に伴う周知事務(2)二級・木造建築士免許に関する協力事務(3)特殊建築物の定期調査報告及び換気設備等の定期検査報告に関する協力事務(4)その他建築行政に関する協力事務	324,280円
	徳島県 各市町村		
	● 住まいの安全・安心なリフォーム推進事業	耐震改修を行う住宅所有者、及び耐震改修工事の施工者に対し、耐震診断及び耐震改修を推進する市町村から、その運営を受託するもの。	?
	徳島県 住宅課		
	● 木造住宅耐震化促進事業	木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断員や改修施工者を養成する講習会、事業説明などを実施し、県、市町村、関係団体等が耐震化に向けた連携強化を図り、安全安心を実施できる住宅ストックの形成を目指す。	5,211,800円
香 川	徳島県住宅供給公社		
	● 令和5年度 空き家耐震診断支援事業	耐震化マニュアルに基づき、耐震診断員が実施した空き家の耐震診断結果を審査する。受託者は、耐震診断結果に疑義がある場合は、耐震診断員と協議を行うものとし、修正事項がある場合は修正を指示する。事業台帳に診断結果を記入するなど必要事項を整理の上、徳島県住宅供給公社へ提出する。	8,000円×戸
	勝浦町		
	● 空き家調査	(1)耐震診断(2)インスペクション報告(3)空き家カルテ作成	510,000円
香 川	牟岐町		
	● 牟岐町空き家バンク用空き家調査	牟岐町空き家バンク用空き家調査	1戸建 40,000円 長屋建て住宅・ 共同住宅80,000 円
	香川県		
	● 令和5年度香川県建築士事務所登録等補助委託業務	1 二級及び木造建築士に係る事務 (1)免許申請等の受付 (2)免許証交付事務 (3)住所等の届出の受付 2 建築士事務所に係る事務 (1)登録申請等の受付 (2)更新の案内	445,576円 (税込)
香 川	香川県		
	● 令和5年度被災建築物応急危険度判定士認定等補助業務	1 被災建築物応急危険度判定士認定講習会の実施 2 判定士認定の事務に関する補助 3 被災建築物応急危険度判定支援体制整備に関する補助等	924,000円 (税込)
	香川県		
	● 空き家バンク登録支援業務	1 建築士派遣業務体制の維持 2 建築士派遣受付・担当建築士の斡旋 3 建築士派遣業務に係る担当建築士による助言等	出来高による
愛 媛	愛媛県		
	● 令和5年度木造住宅耐震診断・改修設計・改修工事講習会業務委託	左記講習会は、耐震性に関する消費者等からの相談に的確に対応し、適正な診断方法を用いた耐震診断等を行い、耐震改修を実施すべき工事箇所・工事内容の提案を行うことができる人材を育成するため、県内の建築士を対象とした講習会を実施	512,000円
	愛媛県		
	● 令和5年度地震被災建築物応急危険度判定講習事業	地震による被災建築物の応急危険度判定士登録のため講習会を実施	451,000円

士 会	発注者	業務内容(概要)	受託(予定)金額
	● 受託業務名称		
高 知	高知県		
	●被災建築物応急危険度判定講習会業務	応急危険度判定士養成講習会開催・登録更新者の案内受付・登録者名簿作成	2,090,000円(消費税込)
高 知	高知県		
	●高知県建築物実地検査	防災査察の補佐・1・2・木造建築士免許交付・その他建築士行政に関する協力事務	103,488円(消費税込み)
福 岡	福岡県建築都市部住宅計画課		
	●令和5年度福岡県美しいまちづくり建築賞募集及びパンフレット作成業務	福岡県美しいまちづくり建築賞における募集の広報活動、ポスター企画・契約、応募用紙・推薦用紙企画契約、募集要領企画・作成、応募用紙・募集要領等配布、パンフレット・パネル企画契約、結果通知他	935,000円
	福岡市長 高島 宗一郎		
	●中高層建築物等に係る専門家助言等業務	中高層建築物等の建築に伴って生じる周辺の住居環境への影響に関して、近隣住民に対し、建築物の建築に係る専門的事項について専門による助言等を行うことにより、近隣住民と建築主等との、相互理解を促進し、もって建築紛争の未然防止又は自主的な解決に資することを目的とする。	1時間当たり 15,400円 【1回2時間想定】 税込
	宗像市		
	●災害発生時における住家の被害認定に関する協定	地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合における宗像市が実施する災害発生時における住家の被害認定調査。	派遣時点での「建設物価(建物物価調査会発行)」に定めのある「設計業務委託等技術者単価技師B」の費用
福 岡	福岡県商工部中小企業振興課		
	●福岡県なりわい再建支援補助金完了検査業務	中小企業施設等災害復旧事業(なりわい再建支援補助金)の補助金交付決定を受け、当該事業による施設等復旧が完了した事業者から提出された補助事業実績報告書の案件等について、現地における確認調査を行うもの。	1回の調査に付き 検査費20,000円 事務費4,000円(税抜)
	北九州市		
	●中高層建築物等に係る専門家助言等業務	中高層建築物等の建築に伴って生じる周辺の住居環境への影響に関して、近隣住民に対し、建築物の建築に係る専門的事項について専門による助言等を行うことにより、近隣住民と建築主等との、相互理解を促進し、もって建築紛争の未然防止又は自主的な解決に資することを目的とする。	1時間当たり 15,000円 (税抜) 【1回2時間想定】
福 岡	福岡県農林水産部林業振興課木材流通係		
	●令和5年度中大規模木造建築物技術者講座業務	本講座は、福岡県産木材を始めとする県内事業者から供給される製材品・木質材料を積極的に利用して、事務所ビル、幼稚園・保育園、介護施設、学校施設等、非住宅分野の中大規模木造建築物を実現する為に、それらを建築する際に必要となる知識を学び、施主に対して適切に提案できる建築士等の技術者を養成することを目的とする。対象者は、木材利用・木造木質化のトップランナーとして、5年後、10年後も第一線で活躍し、カリキュラムは、実務的なスキル・ノウハウを身に付けてもらう内容。	3,000,000円 (税抜)

士 会	発注者 ● 受託業務名称	業務内容(概要)	受託(予定)金額
佐 賀	佐賀県 ●住宅・建築物耐震化普及啓発事業耐震化伝道師派遣業務委託	木造住宅の耐震化に耐震伝道師を派遣し、耐震化の促進を図る事業及び研修会開催業務	1,967,900円
	佐賀県 ●住宅相談業務等委託	住宅のバリアフリー化を主とする各種の住宅相談及び電話による相談対応	3,609,100円
	佐賀県 ●佐賀県オープンデー・巡る語る佐賀県ツアー事業	佐賀県の遺産(建築物)を公開し、建築士が解説を行う。また、小城市の建造物の見学と伝建所有者との語らいの場を設ける。	995,346円
	佐賀市 ●「ふる郷の木づかいプロジェクト」中大規模建築物・木質化相談対応業務委託	県内の中大規模建築物等における木造・木質化の相談対応業務委託	2,145,000円
	佐賀市 ●「ふる郷の木づかいプロジェクト」木造建築物設計者等育成・技術支援業務委託	県産木を使用する木造建築物設計者の育成及び技術支援(現場研修等開催)業務	421,300円
	佐賀市 ●佐賀市景観形成啓発事業支援業務委託	佐賀市が行う景観賞に対する作品募集・パンフレット作成及び表彰式等の運営支援業務	869,000円
	伊万里市 ●伊万里市空き家見学時建築士派遣事業業務	伊万里市が行う空き家調査に建築士として立合う業務	単価契約@6,000
長 崎	長崎市 ●横尾地区都市公園ストック再編事業計画策定に係るワークショップ運営等業務委託	長崎市景観形成重点地区内2校の小学生を対象に小学校周辺の景観について知り、調べ、表現するため、ワークショップを行う 契約期間:令和5年9月4日～令和5年3月15日	¥497,310 (消費税含)
	長崎市 ●景観まちづくり教室支援業務委託	長崎市景観形成重点地区内2校の小学生を対象に小学校周辺の景観について知り、調べ、表現するため、ワークショップを行う 契約期間:令和5年11月6日～令和5年3月15日	¥668,800 (消費税含)
熊 本	熊本市 ●熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業	熊本市戸建木造住宅の耐震診断	派遣1人 5,500円
	熊本県 ●なりわい再建支援事業現地調査業務委託	補助金交付決定を受け復旧が完了し提出された報告書に係る現地確認業務	1件 20,000円
大 分	大分県知事 ●令和5年度建築物グリーン化促進事業委託業務	グリーン社会実現に向け、省エネ性能に精通した県内技術者の育成のための研修実施や、省エネ建築物に関する県民の意識醸成のためのフォーラムの開催、周知啓発のための特設ホームページの開設、省エネ建築物のチラシ及び事例集を作成することで、省エネ建築物の普及促進を図る。	7,942,000円
	大分市長 ●磯崎氏追悼企画に伴う展示室企画運営等業務委託	大分市美術館で開催する「おおいたの推しの建築展～磯崎新とおおいたのまちづくり」の会期(令和5年10月20日から11月19日)において展示する各種パネルやリーフレットのデザイン・映像放映する動画のコンテンツの製作・会期中の会場説明員兼保安等の企画、運営業務を行うこと。	1,082,752円

士 会	発注者 ● 受託業務名称	業務内容(概要)	受託(予定)金額
宮 崎	宮崎県 ●被災建築物応急危険度 判定講習会他業務委託	応急危険度判定講習会の周知、申請受付、講師・会場 の手配、会場受付、及び登録名簿作成・更新、免許証の 作成・郵送。模擬訓練の実施。	1,142,900円
	宮崎県 ●ローコスト工法の担い手確保 事業運営業務委託	耐震補強工事を促進するためのローコスト工法に係る勉 強会の開催や耐震診断等を得意とする設計事務所と改 修工事を得意とする工務店のマッチングを行い、両社が 連携する体制を確保する事業者間のマッチングの運営、 そのための検討会を開催する。	716,100円
	宮崎県 ●みやざき木造マイスター スキルアップ事業業務委託	令和4年度に引き続き、今後重要となる中大規模木造建 築物の設計を担う核となる建築士「みやざき木造マイス ター」のスキルアップを図るため、設計者を招き実例によ る学習会や県産材の規格・性能など木材に関する知見 等に寄与する研修会(全4回)や現地見学会(全2回)を開 催する。(計6回) ※「みやざき木造マイスター」育成に係る事業は、令和1 ～3年度に建築士事務所協会で業務受託。	3,170,2b00円
	都城市 ●都城市住宅リフォーム促進事業アドバイザー業務委 託	補助金申請者より提出された補助金交付申請の内容に ついて審査するとともに、現状に差異がないか、必要な手 続きがなされているか等について専門的見地から現地確 認を行う。 補助事業者より提出された実績報告書をもとに、完了後 の現地確認と専門的な審査を行う。	16,252,000円
	宮崎県建築連絡協議会 (県内特定行政庁と建築関係団体で構成。宮崎県建築 住宅課内に事務局あり) ●宮崎県版気候風土適応住宅の基準明確化業務委託	令和3年度に策定した「宮崎県版気候風土適応住宅の基 準」を見直すとともに、改正建築物省エネ法の令和7年度 施行を見据えて、同基準のビジュアル化に向けた実施設 計例(平面図・立面図・仕様書)の作成と省エネ性能の確 認を行う。	793,100円
鹿 児 島	無し		
沖 縄	沖縄県 ●沖縄県アンダー40設計競技運営業務(R4)	沖縄県が主催する「海軍壕公園展望台」を改修する建築 設計競技の作品募集・受付、審査会と表彰式等を運営す る業務	2,167,000円
	沖縄県 ●令和4年度被災建築物の応急危険度判定体制整備業 務	被災建築物の応急危険度判定士を養成する講習会や応 急危険度判定模擬訓練、応急危険度判定コーディネー ターを養成する講習会を開催する業務	2,077,900円
	沖縄県 ●令和4年度住宅関連情報提供事業及び技術者育成事 業委託業務	(一社)沖縄県建築士事務所協会とのJVで受託。内技術 者育成事業を担当し、学生や若手建築技術者を育成す るための講習会や日本の著名若手建築家を招いた講演 会を企画・実施した。JV業務全体の契約金額は 6,417,400円の内、当会受領分は右記のとおり。	2,357,800円
	沖縄県 ●令和4年度風土に根ざした家づくり手引書改訂業務	平成10年度に沖縄県住宅課で作成した「風土に根ざした 家づくり手引書[改訂版]」(平成27年改訂)について、 「沖縄型ZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス)」の考え方や、建 築物省エネ法の省エネ基準を踏まえた改訂を行う。	6,022,500円
	(一社)木を活かす建築推進協議会 ●令和4年度改正建築物省エネ法関連講習会の運営業 務、R4年度カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・ 建築物の体制整備業務	改正建築物省エネ法関連の講習会を県内1ヶ所で開催 し、省エネ住宅周知のための仕様基準ガイドブック、チラ シ類の配布を行った。	1,501,500円

都道府県建築士会役員数, 支部数, 職員数一覧

(令和5年総会終了後の状況)

士会名	会長	副会長	専務理事	常任専務理事	理事	監事	計	(支部数) (ブロック)	事務局職員					計
									局長	職員 (男性)	職員 (女性)	嘱託	パート/ アルバイト	
北海道	1	2	1	4	12	2	22	34	※1	0	4	0	0	5
青森	1	3	0	6	20	3	33	10	1	0	3	0	0	4
岩手	1	4	1	0	28	4	38	13	※1	1	1	0	0	3
宮城	1	3	0	0	25	3	32	14		1	2	0	1	4
秋田	1	3	1	0	19	3	27	8	1	0	3	0	0	4
山形	1	3	0	5	19	3	31	9	1	0	1	0	1	3
福島	1	4	0	0	35	4	44	17	1	0	1	0	0	2
茨城	1	3	0	5	21	4	34	23	1	1	1	0	1	4
栃木	1	4	1	1	34	2	43	12	1	0	3	0	0	4
群馬	1	4	1	12	16	3	37	12	1	0	1	0	0	2
埼玉	1	3	0	5	38	2	49	14	1	1	0	1	4	7
千葉	1	3	1	1	28	3	37	21	1	1	0	0	3	5
東京	1	5	1	0	23	3	33	12	※1	4	3	1	1	11
神奈川	1	3	1	4	21	4	34	9	※1	0	4	0	2	7
山梨	1	3	0	0	33	2	39	10	1	0	1	0	1	3
長野	1	4	0	2	22	3	32	14		2	3	0	0	5
新潟	1	3	1	1	21	3	30	15	1	0	2	1	0	4
静岡	1	3	0	3	9	3	19		1	0	6	0	0	7
愛知	1	4	1	4	10	2	22	21		1	3	0	0	4
岐阜	1	4	1	0	19	2	27	8	※1	0	2	0	1	4
三重	1	3	1	8	12	3	28	10	※1	0	2	0	0	3
富山	1	2	1	4	20	2	30	8	1	0	2	0	0	3
石川	1	9	1	9	25	2	47	11	1	0	1	0	2	4
福井	1	4	0	7	18	2	32	8	1	0	2	0	1	4
滋賀	1	5	副会長兼務	3	26	3	38	8		1	1	0	0	2
京都	1	7		10	28	2	48	8	1	1	3	0	1	6
大阪	1	5	0	7	34	2	49	0	1	4	2	0	0	7
兵庫	1	4	0	0	25	2	32	14	1	0	2	0	0	3
奈良	1	5	0	0	21	3	30	10	1	1	1	0	0	3
和歌山	1	5	0	6	24	2	38	9	1	3	1	0	0	5
鳥取	1	3	1	0	26	4	35	3	1	1	1	1	0	4
島根	1	3	1	8	8	2	23	11	1	0	2	0	0	3
岡山	1	3	1	5	16	2	28	11	※1	0	2	0	0	3
広島	1	2	1	3	26	2	35	7	※1	0	2	0	0	3
山口	1	2	1	0	24	2	30	13		1	2	0	0	3
徳島	1	6	1	5	12	2	27	9	※1	0	2	0	0	3
香川	1	3	1	0	44	2	51	5	※1	0	2	0	0	3
愛媛	1	2	0	3	12	2	20	10	※1	0	2	0	0	3
高知	1	3	0	0	21	2	27	14	1	0	1	0	0	2
福岡	1	6	1	1	9	3	21	14	1	0	3	0	1	5
佐賀	1	3	0	3	35	2	44	11	1	0	1	0	0	2
長崎	1	3	1		19	2	26	10	※1	0	1	0	1	3
熊本	1	3	0	10	17	2	33	13	1	0	1	0	0	2
大分	1	4	1	3	31	3	43	14	※1	1	2	0	0	4
宮崎	1	5	1	3	17	3	30	10	※1	0	1	0	0	2
鹿児島	1	4	0	14	27	2	48	13		0	3	0	1	4
沖縄	1	4	1	0	29	2	37	15	1	0	2	0	1	4
連合会	1	8	1	1	29	2	42	0	1	8	3	0	8	20
合計	48	184	27	166	1,088	122	1,635	545	42	33	94	4	31	204

(注) ※印は事務局長と役員を兼務

		全会員数	女性会員数	全委員会 委員数	女性委員 会 委員数	その他の 委員会の 女性委員 数	本会（親 会）の賛 助会員数	会長	女性会長	副会長	女性副会 長	常務理事	女性常務	理事数	女性理事
1	北海道	3,636	260	92	10	10	35	1	0	2	0	4	1	12	1
2	青森	877	69	105	15	5	0	1	0	3	0	6	0	8	1
3	岩手	1,214		153	19	6	12	1	0	4	0	1(専務)	0	17	3
4	宮城	729	92	104	18	0	21	1	0	3	1	0	0	25	4
5	秋田	857	68	63	14	3	113	1	0	3	0	4	0	16	2
6	山形	840	79	63	10	3	6	1	0	3	0	5	1	19	3
7	福島	1,627	76	80	14	5	6	1	0	4	1			40	3
8	茨城	1,753	156	101	10	11	143	1	0	3	0	5	0	22	2
9	栃木	1,048	85	137	18	3	161	1	0	4	1	1	1	41	0
10	群馬	1,203	115	143	42	0	4	1	0	4	0	1	1	27	4
11	埼玉	1,422	88	60	12	5	95	1	0	3	0	5	1	38	6
12	千葉	1,499	158	150	14	10	89	1	0	3	1	3	0	29	2
13	東京	5,055	672	244	19	52	246	1	0	5	1	0	0	23	4
14	神奈川	2,310	323	215	12	30	77	1	0	3	1	4	2	22	6
15	山梨	1,024	85	121	61	8	27	1	0	3	0	0	0	33	4
16	長野	2,040	180	53		2	7	1	0	4	0	2	0	29	3
17	新潟	1,727	125	69	9	7	36	1	0	3	0	1	1	27	2
18	静岡	1,164	70	164	0	10	149	1	0	3	0	3	1	9	0
19	愛知	3,249	289	435	27	44	128	1	0	4	1	4	1	4	1
20	岐阜	999	80	171	24	15	57	1	0	4	0			20	1
21	三重	716	66	82	6	3	27	1	0	3	0	0	0	20	3
22	富山	1,227	159	95	18		125	1	0	2	0	5	0	28	3
23	石川	1,255	137	168	31	21	44	1	0	9	1	10	1	25	1
24	福井	908	83	143	83	18	312	1	0	4	0	7	0	18	3
25	滋賀	740	60	134	14	14	64	1	0	5	0	3	1	35	4
26	京都	1,116	123	102	17		56	1	0	7	1	2	1	36	5
27	大阪	2,485	225		16		139	1	0	5	2	1	0	47	11
28	兵庫	1,293	109	45	10	4	34	1	1	5	1	0	0	11	2
29	奈良	688	65		15		49	1	0	5	1			21	2
30	和歌山	1,168	87	216	29	19	62	1	0	5	1	6	1	23	1
31	鳥取	992	65	61	11	5	227	1	0	3	0	1	0	26	4
32	島根			77	11	6		1	1	3	0	8	3	8	0
33	岡山	1,299	172	103		19	83	1	0	3	1	5	0	26	4
34	広島	1,625	140	165	15	23	35	1	0	2	0	3	2	26	4
35	山口	1,584	119	49	0	5	135	28	0	28	0	28	0	28	2
36	徳島	972	100	69	16		30	1	0	6	1	5	1	12	1
37	香川	1,304	138	104	7	10	104	1	0	3	1			49	5
38	愛媛	1,423	120	78	13	9	53	1	0	2	0	3	0	18	2
39	高知	856	104		27		134	1	0	3	0			21	5
40	福岡	1,927	180	135	20	11	11	1	0	6	1	1	0	9	1
41	佐賀	892	85	99	10	5	32	1	0	3	0	3	1	35	6
42	長崎	977	69	71	6	4	355	1	0	3	0	0	0	24	2
43	熊本	1,285	142	149	17	21	37	1	0	3	0	11	2	17	1
44	大分	1,055	89	151	10	10	87	1	0	4	0	3	1	31	2
45	宮崎	940	66	75	8	7	127	1		5		3		27	1
46	鹿児島	1,824	129	152	19	18	59	1	0	4	0	13	1	42	3
47	沖縄	969	107	112	25	10	83	1		4	1	2		27	2
合計		65,793	6,009	5,358	802	471	3,916	74	2	203	19	171	25	1,151	132

		支部長	女性支部長	委員長数	女性委員長	女性が委員長を助める委員会	その他の役職	全体予算	交通費	渉外費	活動費	その他
1	北海道	34	0	10	1	女性委員会	監事	473,000	207,600	157,800	107,600	
2	青森	10	0	8	1	女性委員会		200,000	65,000	83,000	30,000	22,000
3	岩手	13	0	11	2	女性委員会、岩手地域貢献活動センター		100,000				
4	宮城	14	0	9	1	女性部会		375,000	0	125,000	210,000	40,000
5	秋田	8	1	5	1	女性委員会	監事・事業・まちづくり	220,000	60,000	110,000	50,000	
6	山形	9	0	7	2	まちづくり、女性委員会		550,000	50,000	250,000	250,000	
7	福島	17	1	6	2	女性委員会、会員広報講習委員会		300,000	200,000		100,000	
8	茨城	23	1	7	1	女性委員会		907,000	70,000	317,000	490,000	30,000
9	栃木	12	1	8	1	女性委員会		600,000	100,000	200,000	300,000	
10	群馬	12	0	8	2	女性委員会、建築相談委員会		470,000	80,000	160,000	220,000	10000通信費
11	埼玉	14	1	5	1	女性委員会	常務理事、支部長	350,000	150,000	100,000	100,000	
12	千葉	21	1	8	1	女性委員会		600,000		210,000	390,000	
13	東京	12	1	15	2	女性委員会、環境委員会	幹事					
14	神奈川	9	1	11	3	女性委員会、交流活動委員会、まちづくり委員会		647,000	140,000	278,000	187,000	42,000
15	山梨	10	0	5	0			400,000	75,000	120,000	25,000	32,000
16	長野	14	3	6	0							※委員会としての予算は無し
17	新潟	15	0	7	1	女性委員会						※女性委員会としてではなく事業ごとで予算を決めています。
18	静岡			8	0							
19	愛知	21	1	16	2	女性委員会 建築相談委員会	構造委員会副委員長、まちづくり委員会福祉部 会長	1,127,000	200,000	337,000	390,000	200,000
20	岐阜	8	0	8	1	女性委員会		690,000	279,000	186,000	194,000	31,000
21	三重	10	0	9	2	女性委員会 防災・福祉まちづくり委員会		353,820	132,400	30,000	81,160	7,700
22	富山	6	1	9	2	広報委員会、女性委員会		301,410	50,000	140,000	111,410	
23	石川	11	0	9	1	女性委員会		800,000	183,000	96,000	471,000	50,000
24	福井	8	0	8	2	CPD・専攻建築士委員会、まちづくり委員会		200,000				
25	滋賀	8	2	10	1	女性委員会		約380,000				
26	京都	8	0	11	1	渉外交流委員会		272,129		34,470	237,659	
27	大阪			12	5	青年・女性委員会、賛助委員会、耐震インスペクション委員会、ヘリテージ委員会、建築表彰委員会		▲170,000				
28	兵庫	18	0	9	2	女性委員会、会勢委員会		733,650	27,000	46,500	590,000	60,000
29	奈良	10	0	9	1	会勢委員会、女性委員会		111,200				
30	和歌山	9	0	10	2	女性委員会、まちづくり・委託事業委員会						
31	鳥取	3	0	6	2	女性委員会 まちづくり委員会		200,000				
32	島根	11	0	7	2	総務委員会、女性委員会		450,000	200,000	50,000	200,000	
33	岡山	11	0	10	2	ヘリテージマネージャー委員会、教育事業委員会		884,400	100,000	143,400	200,000	
34	広島	7	0	11	3	教育事業委員会	常務理事	545,816	220,780	124,000	201,036	
35	山口	13	1	5	0			1,040,000	210,000	413,860	400,000	16,140
36	徳島	9	0	6	2	事業貢献委員会、男女参画委員会		660,000	30,000	300,000	330,000	
37	香川	5	1	6	1	女性委員会	監事	600,000	40,000	515,000	30,000	15,000
38	愛媛	10	0	6	1	女性委員会		780,000	218,180	350,820	211,000	0
39	高知	14	2	8	2	女性委員会、事業委員会		410,000	63,600	177,800	168,600	
40	福岡	14	1	8	0			675,000	200,000		475,000	
41	佐賀	11	2	9	3	総務財務委員会 広報委員会 女性委員会		672,720	72,720	245,000	320,000	35,000
42	長崎	10	0	8	2	広報委員会 女性委員会		96,510	84,080			12,430
43	熊本	12	0	12	1	編集委員会		300,000	100,000	100,000	100,000	
44	大分	14	0	12	1	建築士試験・登録対策委員会、CPD・専攻建築士制度委員会		1,780,000	250,000	230,000	1,300,000	※青年委員会と女性委員の合算
45	宮崎	10		11	1	女性委員会		445,000	119,000	218,000	108,000	
46	鹿児島	13	0	10	0			740,000	130,000	160,000	450,000	
47	沖縄	15		9	1	青年女性委員会女性部		360,000	360,000			
合計		546	22	408	68							

建築士会財政健全化検討**TF**について

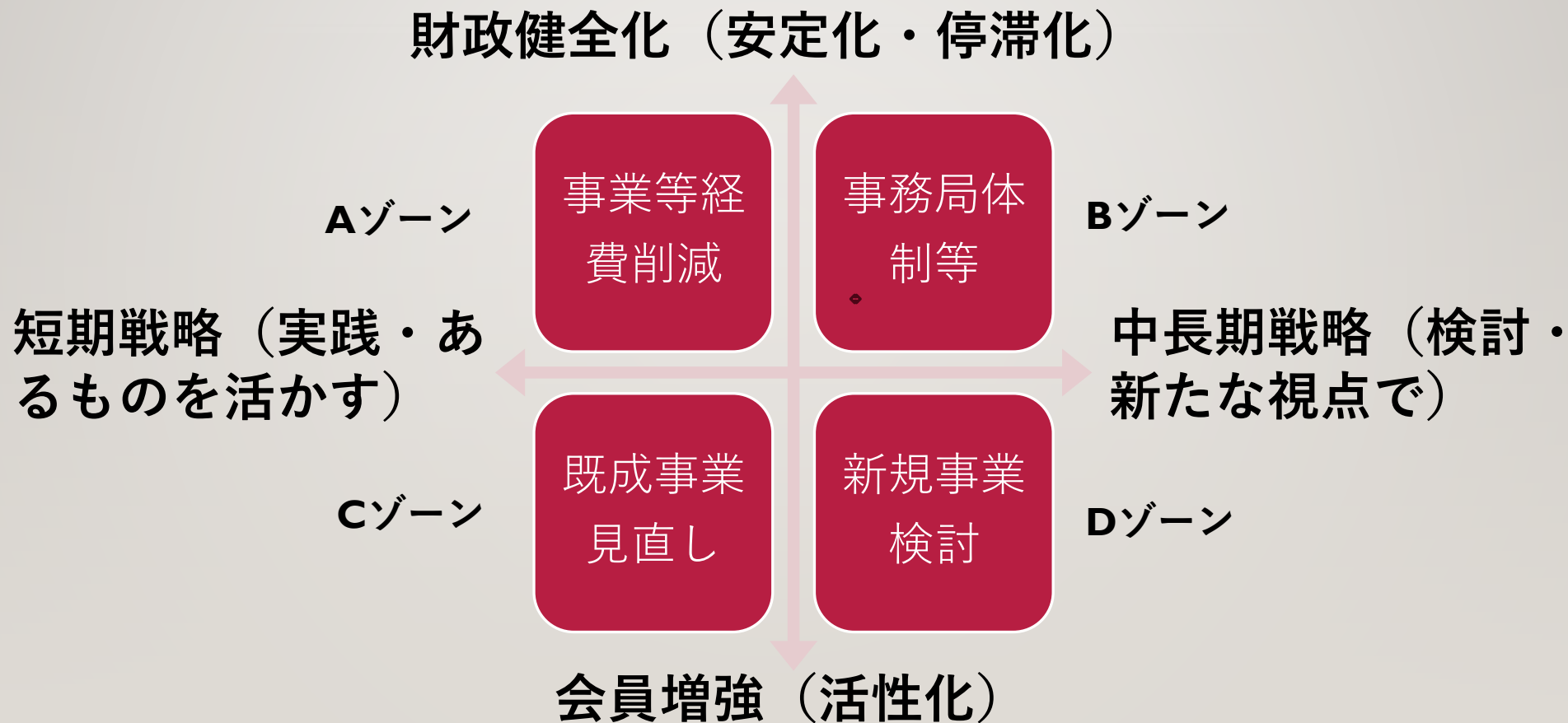
2024.12.03 上原メモ

2 建築士会財政健全化検討TFについて

- 会員増強等も含めた各建築士会の財政状況を健全化する各種施策を検討するTFを設立する
- 財政状況が好転した、若しくは好転の兆しがみられる建築士会の取組状況について、その要因やどの様に対応していったかまで含めて内容を確認し、パターン化をした上で各建築士会と情報共有を図る。
- TFにおいては、近年連続して赤字決算を計上し続けている連合会の財政見解についても検討を行う。

3

財政健全化と会員増強の位置づけ



4 経営環境診断

I. 現状の経営環境分析

- ① 会費収入、受託収入、指定管理収入、事業収入、その他収入の推移
- ② 人件費（事業費、管理費の人件費）、役員費（事業費、管理費の役員費）、委員会活動費、需用費（事業費、管理費の需用費）
- ③ 余剰金などの推移
- ④ 会員（正会員、準会員、プレ会員、賛助会員、特別会員）の推移
- ⑤ 正会員の年齢層別構成の推移

5 経営環境診断

2. 経営環境の将来予測

- ① 正会員の減少の予測
- ② 収入の柱である、会費収入、受託収入、指定管理収入、事業収入、その他の予測
- ③ 事業活動支出の予測

6 連合会会員増強施策（財政健全化は無し）の評価・検証

- ① 会員増強TFの提言（アンケート結果）に基づく運動の展開
- ② 「インセンティブ制度」による助成
- ③ 建築士製図試験合格者への対応及び入会促進（ガイドブック無料配布）

7 建築士会取組事例-I 大阪建築士会

- ビジョン作成委員会の創設（現在は解散）
- 健康・医療・福祉・介護や弁護士会・宅建協会・不動産鑑定協会・日本建築材料協会との連携
- 公共団体への働きかけ（建築関係の審査会や各種委員会に委員を派遣）
- 委員派遣効果による事業（耐震診断、マンション改修、ヘリテージ、空き家対策等）
- 表彰制度（住宅大賞、あすなろ夢建築、建築人賞、建築コンクール、おおさか環境にやさしい建築賞、優秀卒業生表彰、**CPD**表彰制度）
- ゼネコン訪問・要請（監理技術者講習、若手派遣、被災地派遣）
- 海外との協定

8 建築士会取組事例-2 神奈川県建築士会Ⅰ

- 会員増強特別委員会を創設
- オール神奈川建築士会での取り組み（理事会で報告）
- いつでもどこでも入会申込みパンフ
- 退会理由アンケート分析
- Ⅰ・Ⅱ級建築士合格祝賀会による会員入会促進（お試し会員制度）
- 支部交付金制度などによる、支部ごとの会員入会活動
- 会員特典（書籍販売、保険、検査、飲食、物販、宿泊等）

9 建築士会取組事例-2 神奈川県建築士会2

- 若手向け有名建築家講演会（末光弘和、西沢立衛）
- 建築士スキル活用（クラブツーリズムとの連携検討）
- 同窓（理科大、芸大、日大等）、同郷活用
- メルマガ会長コラム
- シニア部会

10 建築士会取組事例-2 神奈川県建築士会3

- 経営安定化特別委員会を創設
- Peatix導入
- 情報誌「掲示板」の電子化（デジタル配信）
- 電子投票ツール（e投票）利用して業務の効率化（理事投票、総会通知）

II 連合会取組提案-I Aゾーン（経費削減等）

- 事業等経費削減の仕分け
- 会費の見直し
- 既成委員会と予算の見直し
- 会誌の**WEB**版
- 自治体からの受託業務の推進

I2 連合会取組提案-2 Bゾーン（事務局体制等）

- 事務局体制の見直し（連合会職員、他会との連携）
- 第三者理事の見直し（弁護士等建築外および他団体からの登用）
- 全国大会のあり方
- 全建女のあり方（全国大会セッションとの関係）
- 青年ブロック大会のあり方

I3 連合会取組提案-3 Cゾーン（既成事業見直し）

- 会員種別と会費（特に若年層）
- けんばい（会員支援事業）、**CPD**制度、差別化独自講習会の検証
- 建築コンクール申請者資格（協力者も会員）
- **CAD**試行者資格（会員限定）
- 田中道子、山本理顕著名人の活用
- 団体組織への勧誘（学会、行政、第三者機関、建設業協会等）

I4 連合会取組提案-4 Dゾーン（新規事業検討）

- 委員会の見直し
- 各建築士会への支援事業（情報提供、増強助成金、表彰制度）
- 会員支援事業（講習会、けんばい等保険、就活および婚活等マッチング）
- 建築士スキル活用事業（損害保険協会・損害鑑定協会との連携保険等、クラブツーリズムとの連携）
- 収益事業（官）
- 建築士バッジ

所属建築士の年齢構成

年齢別	平成30年4月1日		令和2年4月1日		令和4年4月1日		令和5年4月1日	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
20代	1,273	0.9%	1,854	1.3%	1,603	1.2%	1,990	1.5%
30代	15,299	10.8%	14,744	10.5%	13,441	9.7%	13,445	9.9%
40代	32,865	23.3%	30,858	21.9%	27,398	19.9%	26,583	19.6%
50代	36,678	26.0%	35,681	25.4%	35,588	25.8%	35,409	26.1%
60代	40,434	28.6%	38,184	27.1%	35,463	25.7%	34,135	25.1%
70代以上	14,666	10.4%	19,352	13.8%	24,531	17.8%	24,295	17.9%
合計	141,215	100.0%	140,673	100.0%	138,024	100.0%	135,857	100.0%
60歳以上	55,100	39.0%	57,536	40.9%	59,994	43.5%	58,430	43.0%
20～30代	16,572	11.7%	16,598	11.8%	15,044	10.9%	15,435	11.4%

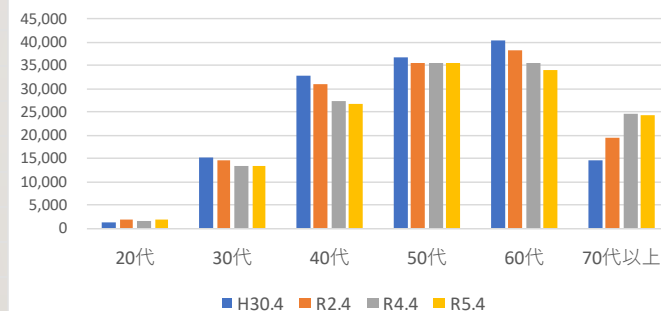
出典：国土交通省資料

参考資料：属する建築士年齢構成

所属建築士 年代別人数の推移

	H30.4	R2.4	R4.4	R5.4
20代	1,273	1,854	1,603	1,990
30代	15,299	14,744	13,441	13,445
40代	32,865	30,858	27,398	26,583
50代	36,678	35,681	35,588	35,409
60代	40,434	38,184	35,463	34,135
70代以上	14,666	19,352	24,531	24,295
合計	141,215	140,673	138,024	135,857

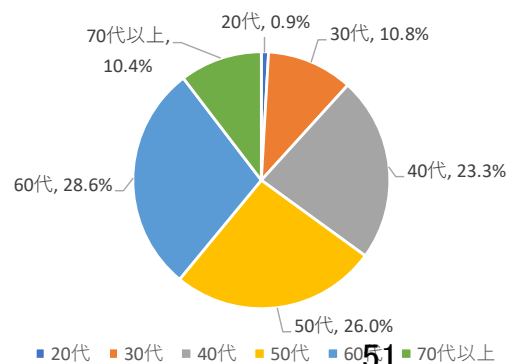
所属建築士 年代別人数の推移



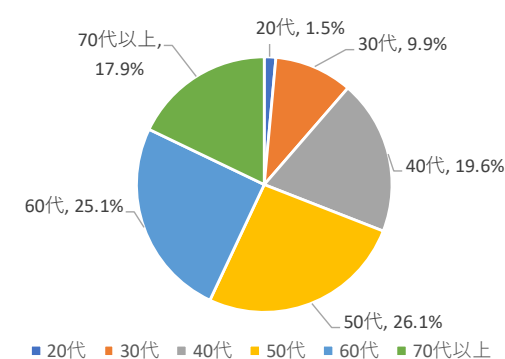
所属建築士 年代別構成割合

	H30.4	R2.4	R4.4	R5.4
20代	0.9%	1.3%	1.2%	1.5%
30代	10.8%	10.5%	9.7%	9.9%
40代	23.3%	21.9%	19.9%	19.6%
50代	26.0%	25.4%	25.8%	26.1%
60代	28.6%	27.1%	25.7%	25.1%
70代以上	10.4%	13.8%	17.8%	17.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

所属建築士の年代別構成（平成30年4月1日時点）



所属建築士の年代別構成（令和5年4月1日時点）



建築士100万人

参考資料：建築士制度

管理建築士

1級建築士
2級建築士
木造建築士

構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士

J I A 登録建築家

J A B A
建築士会
会員8万人

J S C A j 建築構造士

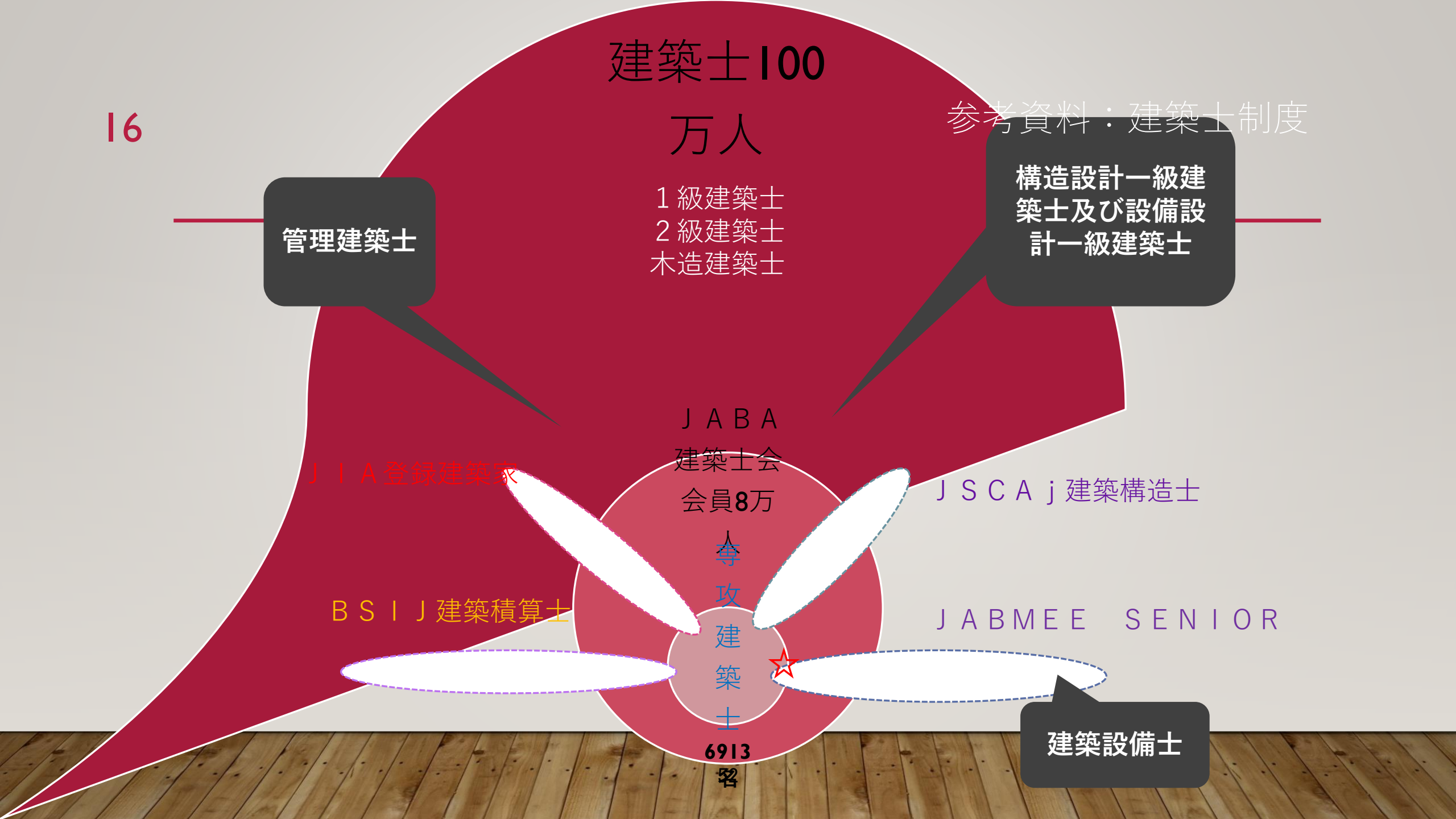
B S I J 建築積算士

専攻建築士

J A B M E E S E N I O R

6913名

建築設備士



茨城県建築士会

『事務局は「サービス業」』

助川義浩 ■ (一社) 茨城県建築士会 業務課長

20年前は、茨城県の会員数は約3,200名強で、全国で14番目くらいの規模でした。今は、正会員・準会員約2,300名、賛助会員140社(名)、計2,450名で減少が止まりません。しかし、会員数は、現在は全国で7番目ほどです。理由は、全国よりも退会数(率)が低かったからだと思われます。それは、茨城ならではのポジティブな県民性があります。

また、支部数が北海道に次いで2番目に多かったのも理由の一つだと思います。茨城は、現在25支部あります。「地域創生」や「地域再生」が言われていますが、茨城は昔から地域密着型で活動ができていたのだと思います【表1】。

たとえば、1963(昭和38)年に違反建築パトロールを各支部で自主的に実施し、1965(昭

和40)年に違反建築をなくそう運動で建設大臣賞を受賞しています。全国大会でも関東ブロック青年大会でも、茨城は支部単位で参加します。支部の旅行も兼ねて実施するところも多いです。

支部数が多いと、支部の大小、支部会費格差などのデメリットもありますが、震災の時のように、「いざ」というときには最大限の力を発揮でき本当に助かりました。

会員サービス向上への努力

接客・電話応対等

関東ブロック10都県で実施したアンケートによると、事務局はある意味サービス業ですから、

各都県の受付窓口では工夫とアイデアを凝らしたサービスをしています。受付テーブルに筆記用具類はもちろんのこと、お花やティッシュ、老眼鏡、印鑑拭き等々、お客様が快適で、勞せず簡単に免許申請や講習・入会申込みができるようにしているようです。

われわれが接客で気を付けているのは、あいさつの励行です。お客様や会員が入室の際に、「こんにちは」のあいさつから、ご注文・ご用命をいただいたときに「かしこまりました」と、明るく返事するなど。電話応対では、「着信はなるべく2コール以内で取る」「電話を切るときは、お客様が切ったあと」といったことも奨励していることのひとつです。

また、事務所協会と混同しないように、入口看板を一言看板として工夫したり、お客様快適テーブルの設置など、まず、基本を重視してお客様、会員様にご相談いただけるように心がけています。最近はさらに、さまざまな情報を発信したり、わかることはその場で回答できるように努めており、ご相談・お問い合わせの電話がよくあります。

情報の発信

茨城県建築士会では、連合会で始まったABANETについて、情報をストップさせずに会員に発信するために、まず、その当時、広報委員会有志による手づくりホームページを開設しました。次に、会員専用掲示板「りびんぐるーむ」をつくり、各支部から情報委員を推薦していただいて情報の共有を図りました。

しかし、当初は書き込みも少なく、苦勞もしました。徐々に賑わうようになってきましたが、諸事情によりその後閉鎖してしまいました。ただ、その頃から週1回以上のメールマガジンを配信していたため、情報は途切れずに配信できました。今はメルマガ登録会員が約1,000名まで増え、もう少しで50%達成できます。

現在は、フェイスブックも立ち上げ、その活用拡大も情報委員会で試行錯誤中です。また、まちづくり委員会では、ヘリテージマネージャーのグループもフェイスブックを立ち上げ、機構とあわせて横のネットワーク化を広げています。

建築専門図書の充実

図書の問い合わせが多く、なるべく会員割引ができるように、可能なものは手あたり次第仕入れられました。しかも、赤字になってはいけなため、発行元と交渉し、安価で仕入れて割引をしています。現在では、100種類以上の建築図書を仕入れています。アマゾンだと5%引きですが、事務局で購入すると1割引でサービスしています。

講習・研修会・親睦事情の充実に

会員の皆様は本当に勉強熱心なので、講習会やセミナーの要望も多くあります。そのため、会員のリクエストはできる限り研修委員会で取り上げていただいて企画し、実施しています。委員会のみならず各支部でも同様です。

また、建築士会のように会員の職業が多様な団体の場合、親睦事業もとても大事な事業です。そのひとつ、総務委員会では賀詞交歓会を実施し、年々参加者が増え、300名を超える一大イベントとなりました。また、会員委員会で「日帰り見学会」は人気で、バス2台で90名の定員ですが、毎年キャンセル待ちが出ます。

このような人気イベントをできるだけ頻繁に提供できることが会員サービスにつながり、退会抑止・会員増強につながると考えています。

会員増強への苦勞

会員増強運動の実施

設計事務所のみならず、工務店・建設会社、プレハブメーカーなどに勧誘のDMを送ったり、アポなし訪問をしたり、会員委員会では「まず、やってみる」ことからスタートしました。

私の名刺も顔写真を入れて、営業マン風に工夫しています。全国的にも会員減少が止まらない状況ですが、支部や委員会で声かけ運動がはじまり、活動に参加される会員がお友達にも声をかけていただくなど、徐々に相乗効果も出てきました。特に、セミナーなどの活動によく参加される方は熱心で、士会の活動を評価しているからこそ、ご紹介していただけるのだと思います。

県庁や市町村役場、大学や専門学校の先生など公務員系の建築士有資格者の方々にも積極的に入会をお願いしてきました。やっと10年かけて、少しずつですが結果がでています。顕著な例では、県警や自衛隊の方々や、先生が生徒を勧誘してくれたりしていただきました。

地元の各企業には、会長自ら賛助会員企業100社を目標に活動し、それは5年で達成しました。今は140社まで増加して、士会としては財政上・運営上非常に助かっています。

茨城の女性会員は、約200名で10%未満と、会員の割合は少ないですが、年々増加しています。年間の活動は15回以上で、セミナーや見学会、体験学習、女性限定会報誌の発行など、日本一活発ではないかと思ひます。この女性委員会活動のおかげで、女性建築士のお声かけには苦勞しませんでした。何と言っても、バイタリティがあり、ポジティブで明るいことが茨城女性建築士の方々だと思っています。若手会員の減少により、青年委員会も対象



写真1 お客様用の快適テーブル(右)と充実した図書コーナー

年齢を45歳まで引き上げざるを得ませんでした。私が入社したころは、一級建築士を取得するとすぐ独立する方が多かったのですが、残念ながら今はほとんどおりません。サラリーマン建築士も増えているため、会員獲得には本当に苦勞しています。

そんななか、青年委員会の一番の魅力は、設計事務所のみならず、大工さん、工務店さん、材木屋さん、公務員さん、不動産屋さんなど、さまざまな業種の委員が参加している魅力を免許交付式に積極的に発信し、一昨年は久しぶりに2桁のご入会をいただきました。今年からは合格祝賀会にも青年女性委員が分担して積極的に参加していただきました。来年度も新企画を打ち出して、新規合格者(特に若い会員)が入会したくなるアクションを検討し、委員会と協力して実行していければと考えています。

退会抑止策

会員のアフターフォローとして、まずホームページを毎日更新する作業と、メールマガジンの週1回以上の配信を目標としました。

ただ、内容よりは、タイムリー性やニュース性、遊びの話も重要です。ほぼ目標は達成し、結果としてメルマガ登録者の退会者が少ないことがわかっています。また、顕著な例では、メルマガ登録したいからと、事務局までわざわざ登録に来て下さる方もいらっしゃいました。

行政への働きかけ

いろいろな事業を推進していくなかで、行政の方に助言をいただくと、「こと」がスムーズに運びます。地元の子ども会やPTA、町内会などのイベントでも、打合せ会議のときは、公務員の方がいるとそのイベントの段取りから準備、



図1 顔写真とカラーを工夫した名刺

本番までがとても順調に進みます。ですから、なるべく会員になっていただけるようお願いし、また事業にも参画いただけるようお声かけと情報提供を心がけました。ときには年10回以上3年かけてご入会をいただいた方もいました。用事で近くまで行ったときに足を運んで雑談をして、入会をお願いする、ただそれだけでした。当然、地元の支部長や役員の方の後押しもなければできません。県庁はほぼ100%近くのご入会をいただけたので、今は市町村役場の有資格者にもお願いをして、会員の割合も40%近くの割合まで増えてきました。

ご入会後は、なるべく会の活動に参加していただけるようお願いをし、フェイスブックの仲間にもなれまして、今後も友好な関係を継続していきたいと考えています。

すけがわ・よしひろ

1966年生まれ。県立水戸商業高等学校、流通経済大学卒業。民間企業を経て1994年茨城県建築士会入社。新潟中越地震、新潟中越沖地震、東日本大震災で判定士派遣、住宅相談派遣、罹災調査派遣事務局などとして活動。現在、日本建築士会連合会会員管理ソフト打合せメンバー

	市町村名	R5年7月 行政の会員数	R4年11月 行政の会員数	R3年11月 行政の会員数	うち、21 年度 入会者	うち、22 年度 入会者	うち、 23年度 入会者	うち、 24年度 入会者	うち、 25年度 入会者
1	水戸市	8+1	8	7	2	4		1	
2	日立市	3	3	3			3		1
3	土浦市	3	3	3					
4	つくば市	6	6	6	1		4		
5	高萩市	3	4	5			1		
6	取手市	3	3	3	2		1		
7	ひたちなか市 11/10	2	1	1	1				
8	北茨城市 11/13								
9	古河市 11/15						(1)		
10	石岡市						(1)		
11	筑西市	1	1	1					
12	結城市	4	5	5	6	0	---		
13	竜ヶ崎市		0	0					
14	下妻市	1	1	1					
15	常総市		0	0					
16	常陸太田市	1	1	1			1		
17	笠間市 8/3								
18	坂東市		0	0			1		
19	牛久市						1		
20	守谷市								
21	鹿嶋市								
22	潮来市	1	1	1			1		
23	かすみがうら市	1	1	1					
24	つくばみらい市								
25	桜川市	2	2	2	0	1	---		
26	小美玉市								
27	那珂市	1	1	1				1	
28	常陸大宮市								
29	鉾田市								
30	神栖市								
31	行方市								
32	稲敷市								
33	茨城町						(0)		
34	城里町								
35	大洗町	1	1	1			1		
36	東海村	5	7	7	0	0	---	1	
37	八千代町 1名(五来)	+1							
38	美浦村								
39	阿見町	2	2	2					
40	河内町								
41	八千代町								
42	五霞町								
43	境町								
44	利根町								
計	44市町村	48	51	51	12	5	14	3	1
ご参考	県庁支部(県関係)	114	112	115	4	5	4	1	2
	民間確認検査機関	48	48	48	2	2	2	1	
	学校関係(県・民間)	2	3	3	10	11	5	1	
	自衛隊、県警、刑務所	1	1	1	1	2			1

自治体等からの受託業務について

* 発注者	受託業務名称	業務内容(概要)	R6 受託(予定)金額
茨城県	茨城県建築パトロール業務委託	県下市町村の都市計画区域の全域にわたり、建築工事現場のパトロールを実施し、都市計画法及び建築基準法違反を防止するための普及・啓発を行う。	3,498,000円 (税込み)
茨城県	建築物等震災対策事業業務委託	地震等により被災した建築物の危険性(余震による倒壊、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等)を判定する、応急危険度判定士になるための講習会を実施する。 また、応急危険度判定士認定者が、地震災害時における被災建築物の判定活動を迅速かつ的確に実施できるよう、技術の習得等を目的として応急危険度判定模擬訓練を行う。	3,201,000円 (税込み)
茨城県	木造住宅耐震診断士養成業務委託	県内の建築資格者を対象に、診断士として必要な知識を習得させるための「木造住宅耐震診断」講習会を実施する。そのための広報及び募集、講師の選定、講習会の運営、受講者の登録に関する一切の業務を請け負う。(今年は、講習会を × 2回分)	1,800,000円 (税込み)
茨城県	空き家相談会等への専門家派遣業務委託	空き家相談会ならびに特定空家の認定にかかる判定調査業務等(特定空家の認定調査は、5市で、1戸 約 55,000円) (空き家相談会は、7市で相談員へ直接払い 7,000～15,000円)	342,500円 (税込み)
県内各市町村(44市町村中) (34市町村(予定))	木造住宅耐震診断業務委託	耐震改修促進計画の一環として、市町村民がわが家の耐震性を知り、耐震改修の重要性を理解することにより、耐震対策を促進し、地震に対して多くの市町村民の安全及び市街地の防災安全性の確保を図れるよう、木造耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う。	88,000円(税込み)/戸 ※診断予定数:230戸
つくば市	国補建築物耐震改修に関する啓発活動業務委託	耐震改修に関する啓発活動事業に適用し、つくば市耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を促進していくため耐震啓発展示や耐震相談会などを行う。	1,380,000円 (税込み)
つくば市	つくば市建築パトロール業務委託(年2回)	茨城県建築行政マネジメント計画に基づき、違反建築(未然防止)パトロールを実施して、完了検査率の向上や建築基準法違反を防止するための普及・啓発を行う。	451,000円 (税込み)
水戸市	違反建築(未然防止)パトロール業務委託(年2回)	茨城県建築行政マネジメント計画に基づき、違反建築(未然防止)パトロールを実施して、完了検査率の向上や建築基準法違反を防止するための普及・啓発を行う。	495,000円 (税込み)
茨城県	働く世代のスポーツ活動支援補助金	働く世代のスポーツ機会を創出するモデル事業を創出し、働く世代のスポーツ機会の充実を図る。	275,000円 (税込み)

* 発注者 等	受託業務名称	業務内容(概要)	R6 受託(予定)金額
普及センター	建築士試験準備等業務委託 (一級・二級・木造)	最盛期は、1,000万円位であったが、350万まで減ってしまった。 (▲ 650万円である。)	3,500,000円見込み (税込み)
普及センター	定期講習実施等業務委託	最盛期は、620万円位であったが、50万まで減ってしまった。 (▲ 570万円である。)	500,000円見込み (税込み)
士会連合会	一級免許登録業務 48万、 既存住宅のオンライン委託費42万	監理技術者の委託費 2.4万、けんばい保険 45万	1,380,000円見込み (税込み)
茨城県建築士会	出版図書	茨城県宅地開発資料集 茨城県建築基準条例集、 (過去には、中間検査マニュアル・小規模開発資料集・確認申請マニュアル)	1,930,000円見込み (税込み)
賛助会員等	・年会費 430万、 広告 150万(会報・封筒・バナー)	・協賛金 240万(苗木、日帰り見学会、製図課題現場、) ・チラシ同封料 95万	9,150,000円見込み (税込み)
賛助会員、役員、支部等	・会員名簿の広告150万 (2年に一度)		1,500,000円見込み (税込み)
賛助会員、役員等	・ゴルフ 30万、ソフト 10万、 ボウリング 10万、賀詞交歓会 50万	役員等へ賞品(物)の提供依頼による商品代の経費節約	1,000,000円見込み (税込み)
非会員の差別化	CPD更新 会員 3,000円×200名、 非会員更新 16,500円×42名	CPD新規 会員 4,400円×人数、 非会員 19,800円×人数	会員との差額 600,000円見込み (税込み)
会費の値上げ	懇親会費の値上げ 会員 1000円×200人×2回	出版図書値上げ 50万、チラシ同封値上げ 20万、広告の値上げ 20万	過去との差額 400,000円見込み (税込み)
会場費、資料代の節約	・理事会会場 10万、総会会場50万 ・賀詞会場 50万、	全国大会助成金の減額 20万、会議資料印刷費12万	過去との差額 1,420,000円見込み (税込み)

※ 節約および色んな収入節約術は、別紙参照

会費値上げ調査・分析について(たたき台)

1	令和4年度の総務委員会で過去の会費等の変遷を調べた(度重なる消費税等の値上げがあっても色々と節約し28年間値上げせず努力してきた)	別紙-1
2	令和5年度決算の収支差額は ▲525万円 (令和5年度の定期取崩金が、▲200万円)	別紙-2
3	令和6年度予算の決算見込みは ▲595万円 (令和6年度の定期取崩金が、▲400万円)	
4	…毎年の収支見込みは、 ▲525万円～▲595万円	
5	運営資金(定期預金)残額2,430万は 6年で底 をつく(×400万)	
6	その赤字額を補填する会費値上額は、年3,600円/1人 必要	別紙-3
令和7年度総会で提案・承認を頂いて、10月からその会費を値上げしたい		
7	年会費 12,000円は、47士会中 → 8士会(17%)	別紙-4
	残りの32士会(68%は、もっと高い 12,600円～30,000円)	
	残りの7士会(15%は、もっと安い 7,000円～11,000円)	
8	節約方法・・・支出の部と、収入の部【過去の取り組み事例】	別紙-5
参考・・・年会費【他団体との比較】 ①. 事務所協会 年42,000円 + α 9 ②. 建築家協会 年45,000円 + 支部会費 ③. 建築士会 年12,000円 + 支部会費 ④. 建築学会 年12,000円		

経費の節約 and 収入増加の対策・方法(たたき台)案 … ① 案 ～ ⑪ 案まで

①	理事会資料の印刷60P通信費削減 … 700円×44名×4回	▲12万
②	外注費(封入シルバー人材)の削減 … 月4万×12月	▲48万
③	全国大会の助成金4,000円/1人の削減… 50人分	▲20万
④	7委員会資料の印刷20P通信費削減… 300円×14名×4回	▲12万
⑤	懇親会費の値上げ1,000円/1人の増加…200人分	+ 20万
⑥	コンパニオン20名の削減×12,000円	▲24万
⑦	チラシ広告同封料の値上げ +10,000円	+ 30万

- ⑧ 理事会の開催数削減=旅費の削減 … 1回×16万円×1回 ▲16万
- ⑨ 7委員会の開催数削減 = 旅費の削減… 1回×4.6万円 ▲32万
- ⑩ 役員旅費 4,000円 → 2,000円の半額に削減 ▲50万
- ⑪ Zoomの場合の旅費2,000円 → 無し削減 ▲5万

令和5年度の旅費合計 231万円(延べ699名) /@3,304円

参考

内、理事会支部長会議は、50.4万円(延べ139人) /@3,625円

過去10年間の収支決算額ならびに取崩金額を調べた資料 → (参考A)

節約		支出の部	収入の部		
1		宅急便やメール便の値引き交渉 120円を → 64円×2,500名	1	封筒裏面広告	50万円
2		紙代の値引き交渉 → 仕入れメーカーの変更 …約半値	2	チラシ広告	100万円 賛助会員の獲得
3		コピー機、印刷機の値引き交渉 ……一割引き	3	バナー広告	50万円 賛助会員の獲得
4		外注費(封入シルバー人材)の削減 ……年間約 50万円の節約	4	賛助会員獲得	420万円
5		会報誌の値引き → 印刷会社変更 ……年間約 100万円の節約	5	会報誌の広告	100万円 賛助会員の獲得
6		会員名簿印刷費の値引き …… 発刊年約 10万円の節約	6	会員名簿の広告	150万円 賛助会員の獲得
7		理事会資料の印刷60Pと郵送費削減 …… 年 12万円の節約	7	苗木の協賛金	180万円
8		全国大会の助成金減額 6,000円→4,000円 100人で20万の節約	8	見学会協賛金	50万円 日帰り
9		委員会旅費 年6回→4回 → 小委員会に変更 年32万円節約	9	賀詞交歓会商品	50万円
10		7委員会資料の印刷20P削減… 300円×14名×4回=12万円節約	10	ゴルフ大会賞品	30万円
11		理事会、委員会会場費の節約 → 年間10万円節約	11	ソフト大会賞品	10万円
12		総会+賀詞交歓会の会場費節約 ➡ 50万ずつ 計 100万円節約	12	ボウリング大会賞品	10万円
今後の案-1		理事会の開催数削減=旅費の削減 …… 1回×16万円節約	13	CPD年会費値上げ	20万円
今後の案-2		全国大会の助成金4,000円/1人 …… 100人分 40万円の節約	14	懇親会費値上げ	20万円
今後の案-3		コンパニオン20名の削減×12,000円 24万円の節約	15	チラシ広告値上げ	20万円
今後の案-4		委員会旅費 4,000円を半額に削減 50万円の節約(大阪無し)	16	会報広告値上げ	20万円
今後の案-5			17	出版物の発刊	50万円 都計法、中間、小規模
			18	幹旋図書の増加	10万円 世界で一番シリーズ
			19	CPD非会員価格	15万円
			20	受講料非会員価格	30万円 受講料の差別化
			21	スポーツ補助金×2=28万円	ボウリング、ソフト大会
			22	青年:製図見学会協賛11万円	課題現場見学会
			23		

採 点 基 準

「令和５・６年度建築関係コンサルタント名簿（総合評価点順位）」は、沖縄県土木建築部における「令和５・６年度 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請」（以下、「令和５・６年度コンサル入札参加申請」という。）時点の情報を基本とする。ただし、各項に別途記載がある場合はこの限りではない。

経営事項

経営事項は、次の項目の合計点が９０点を超えない範囲で加算する。

１．資本金の評価

資本金（自己資金以外）の有無を評価する。

あり	５点
なし	０点

２．営業年数の評価

２０年未満	営業年数×０．５点を点数とする (小数点以下切り上げ)
２０年以上	１０点

３．年間平均実績高の評価

２千５百万円未満	百万円で除した数を点数とする (小数点以下切り上げ)
２千５百万円以上５千万円未満	３０点
５千万円以上１億円未満	４０点
１億円以上３億円未満	５０点
３億円以上５億円未満	６０点
５億円以上	７０点

４．品質保証の評価

採点表の提出日時点のＩＳＯ９００１、ＩＳＯ１４００１の認証取得について、下記のとおり加点する。

ＩＳＯ ９００１ 認証取得	５点
ＩＳＯ １４００１ 認証取得	３点

５．ＳＤＧｓの取組の評価

採点表の提出日時点の「おきなわＳＤＧｓパートナー」の登録の有無を評価する。

あり	１点
なし	０点

技術的事項

技術的事項は、次の項目の合計点が180点を超えない範囲で加算する。

1. 建築関係資格者の評価

「令和5・6年度コンサル入札参加申請」において提出した資格者数を対象として下記のとおり加算する（1人につき各点数を加点）。

ただし、「耐震診断技術者」、「キャスビー建築評価員」及び「建築基準適合判定資格者」は、採点表の提出日時点の資格者数とする。

なお、同一人が一級及び二級の両方の資格を持っている場合は、上位等級の一級建築士の資格のみを採点の対象とする。

一級建築士	3点
構造設計一級建築士	3点
建築構造士	2点
二級建築士（一級建築士と重複しない場合に限り）	1点
建築コスト管理士	1点
建築積算士	1点
建築基準適合判定資格者	3点
耐震診断技術者	1点
キャスビー建築評価員	1点

2. 設備関係資格者の評価

「令和5・6年度コンサル入札参加申請」において提出した資格者数を対象として下記のとおり加算する（1人につき各点数を加点）。

ただし、「省エネ法適合性判定員資格者」及び「技術士」は、採点表の提出日時点の資格者数とする。

なお、同一人が一級及び二級の両方の資格を持っている場合、上位等級の一級の資格のみを採点の対象とする。

建築設備士	3点
設備設計一級建築士	3点
省エネ法適合性判定員資格者	3点
一級電気工事施工管理技士	2点
一級管工事施工管理技士	2点
技術士（電気電子又は総合技術監理部門（電気電子））	2点
技術士（機械部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」とするものに限る）上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るもの）	2点
第一種電気工事士	2点
甲種消防設備士	2点
電気主任技術者	2点
二級電気工事施工管理技士 （一級電気工事施工管理技士と重複しない場合に限り）	1点

二級管工事施工管理技士

(一級管工事施工管理技士と重複しない場合に限り) . . . 1点

3. 受賞歴等の評価

平成29年4月1日から採点表の提出日時点までの実績について評価する。

公共建築賞について、同一設計事務所が複数回受賞した場合、点数の高いもの1回を満点とし、それ以外の受賞については点数を半分(小数点以下切り上げ)にして加点する。

沖縄県が主催する設計競技等について、同一設計事務所が複数回受賞した場合、点数の高いもの1回を満点とし、それ以外の受賞については点数を半分(小数点以下切り上げ)にして加点する。設計共同体の場合はそれぞれの設計事務所に加点する。

沖縄県土木建築部優良業務表彰について、同一設計事務所が複数回受賞した場合、初回を満点とし、二回目以降は点数を半分(小数点以下切り上げ)にして加点する。

公共建築賞(国土交通大臣表彰)		15点
公共建築特別賞(国土交通省大臣官房官庁営繕部長表彰)		10点
公共建築優秀賞(一般社団法人公共建築協会会長表彰)	.	5点
沖縄県主催公募型設計競技 金賞(最優秀)		5点
沖縄県主催公募型設計競技 銀賞(優秀)		3点
沖縄県主催公募型設計競技 銅賞(佳作)		1点
沖縄県主催公募型プロポーザル方式総合評価での特定者	.	3点
土木建築部優良業務表彰の受賞者		5点

地域貢献その他の事項

地域貢献その他の事項は、次の項目の合計点が30点を超えない範囲で加算する。

1. 関係団体の役員経験者

点数は役員であった(ある)者に与えるものとし、その者が採点表の提出日時点に所属する設計事務所に加点する。

同一者が再選により複数回役員になった場合、加点は1回限りとする。

同一者が会長と副会長の両方の役員になった場合、加点は点数の高い会長点の1回限りとする。

一つの設計事務所に役員であった(ある)者が複数いる場合、それぞれの者に加点する。

同一者が2以上の団体の役員であった(ある)場合、それぞれについて加点する。

沖縄県建築士会

会 長(平成30年度から令和4年度まで) 5点

副会長(平成30年度から令和4年度まで) 3点

沖縄県建築士事務所協会

会 長(平成30年度から令和4年度まで) 5点

副会長(平成30年度から令和4年度まで) 3点

沖縄県設備設計事務所協会

会 長（平成30年度から令和 4 年度まで）	5 点
副会長（平成30年度から令和 4 年度まで）	3 点
日本建築家協会沖縄支部	
支部長（平成30年度から令和 4 年度まで）	5 点
副支部長（平成30年度から令和 4 年度まで）	3 点

2. 審査会の委員

点数は委員である者に与えるものとし、その者が採点表の提出日時点で所属する設計事務所に加点する。

同一者が 2 以上の委員会の委員である場合、それぞれについて加点する。

委員が上記関係団体の役員と重複している場合、それぞれについて加点する。

沖縄県建築審査会委員（令和 3、4 年度）	5 点
沖縄県建築士審査会委員（令和 3、4 年度）	5 点
沖縄県開発審査会委員（令和 3、4 年度）	5 点

3. 建築関連表彰者

建築関連表彰者とは、叙勲、褒章、建設事業関係功労者表彰（国土交通大臣表彰）である。その者が採点表の提出日時点で所属する設計事務所に加点する。

同一者が 2 以上の複数の受賞をしている場合、それぞれについて加点する。

建築関連表彰者（平成25年度から令和 4 年度まで）	5 点
----------------------------	-----

4. 関係団体の会員

採点表の提出日時点の各団体等に所属している者について加点する。

沖縄県建築士事務所協会会員	5 点
沖縄県設備設計事務所協会会員	5 点
沖縄県建築士会会員（1 人につき）	1 点
日本建築家協会沖縄支部会員（1 人につき）	1 点
日本建築構造技術者協会会員（1 人につき）	1 点
建築設備技術者協会会員（1 人につき）	1 点
日本建築積算協会会員（1 人につき）	1 点

5. 推進施策の登録者

沖縄県が推進するそれぞれの判定士について、採点表の提出日時点で登録のある者に加点する（1 人につき各点数を加点）。

被災建築物応急危険度判定士	1 点
被災宅地危険度判定士	1 点

6. 法務関係委員等

採点表の提出日時点でそれぞれの委員等として委嘱又は任命されている者について加点する。

沖縄県弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員又は専門家相談員	1 点
------------------------------	-----

那覇地方裁判所所属建築専門員	．．．．．	1点
沖縄県建設工事紛争審査会委員	．．．．．	1点

建築関係コンサルタント名簿(総合評価点順位) 採点表

提出日:

社名称:		住所:				
		TEL:		FAX:		
代表者:		E-mail:				
		担当者:				
格付け希望業種(どちらかを選択): ☐ 建築 ☐ 設備		建築士事務所登録番号(登録がある場合):				
事項	評価項目		配点	採点	備考	
経営事項	資本金	☐ 有 ☐ 無	5		(※1) 令和5・6年度コンサル入札参加申請内容 証明書類不要	
	営業年数	年	1~10			
	年間平均実績高	千円	1~70			
	品質保証	ISO90001 ☐ 有 ☐ 無 ISO140001 ☐ 有 ☐ 無	5 3		提出日時点での認証又は登録 (※2) 証明書類添付	
	SDGsの取組	おきなわSDGsパートナー ☐ 有 ☐ 無	1			
小 計			0	上限90点		
技術的事項	建築関係資格者	一級建築士	人	3	(※1) 令和5・6年度コンサル入札参加申請内容 証明書類不要	
		構造設計一級建築士	人	3		
		建築構造士	人	2		
		二級建築士	人	1		
		建築コスト管理士	人	1		
		建築積算士	人	1		
		建築基準適合判定資格者	人	3		
		耐震診断技術者	人	1		
	設備関係資格者	建築設備士	人	3	(※1) 令和5・6年度コンサル入札参加申請内容を記入 証明書類不要	
		設備設計一級建築士	人	3		
		省エネ適合性判定員資格者	人	3		
		技術士(電気関連)(※3)	人	2		
		技術士(機械関連)(※4)	人	2		
		一級電気工事施工管理技士	人	2		
		一級管工事施工管理技士	人	2		
		第一種電気工事士	人	2		
		甲種消防設備士	人	2		
		電気主任技術者	人	2		
		二級電気工事施工管理技士	人	1		
		二級管工事施工管理技士	人	1		
	受賞歴等	公共建築賞	回	15	平成29年4月1日から提出日時点までの実績 (※2) 証明書類添付	
		公共建築特別賞	回	10		
		公共建築優秀賞	回	5		
沖縄県設計競技金賞(最優秀)		回	5			
沖縄県設計競技銀賞(優秀)		回	3			
沖縄県設計競技銅賞(佳作)		回	1			
沖縄県主催公募型プロコン特定者優良業務等表彰(受注者)		回	3			
小 計			0	上限180点		
地域貢献その他の事項	建築士会	会長	☐ 有 ☐ 無	5	平成30年度から令和4年度までの実績 提出日時点に所属する事務所 (※2) 証明書類添付	
		副会長	☐ 有 ☐ 無	3		
	建築士事務所協会	会長	☐ 有 ☐ 無	5		
		副会長	☐ 有 ☐ 無	3		
	設備設計事務所協会	会長	☐ 有 ☐ 無	5		
		副会長	☐ 有 ☐ 無	3		
	建築家協会	支部長	☐ 有 ☐ 無	5		
		副支部長	☐ 有 ☐ 無	3		
	沖縄県建築審査会委員		人	5		令和元3、令和4年度の実績 提出日時点に所属する事務所 (※2) 証明書類添付
	沖縄県建築士審査会委員		人	5		
	沖縄県開発審査会委員		人	5		
	建築関連表彰者		人	5	平成25年度から令和4年度までの実績 提出日時点に所属する事務所 (※2) 証明書類添付	
	沖縄県建築士事務所協会会員		☐ 会員 ☐ 非会員	5		
	沖縄県設備設計事務所協会会員		☐ 会員 ☐ 非会員	5		
	沖縄県建築士会会員		人	1		
	日本建築家協会沖縄支部会員		人	1		
	日本建築構造技術者協会会員		人	1		
	建築設備技術者協会会員		人	1		
	日本建築積算協会会員		人	1		
	被災建築物応急危険度判定士		人	1		
被災宅地危険度判定士		人	1			
沖縄弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員又は専門家相談員		人	1	提出日時点の委嘱・任命者数 (※2) 証明書類添付		
那覇地方裁判所所属建築専門員		人	1			
沖縄県建設工事紛争審査会委員		人	1			
小 計			0		上限30点	
総合評価点				0 点		

注: (※1) 令和5・6年度コンサル入札参加申請内容を記入 (技術・建設業課へ申請した内容)
 (※2) 採点した内容を確認できる資格者証又は名簿等の写しを施設建築課へ提出してください。
 (※3) 電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子とするもの)を対象とする。
 (※4) 機械部門(選択科目を「流体化学」、「熱工学」とするものに限る)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るもの)を対象とする。

大阪府建築士会ヒアリング/メモ

日時 令和6年9月27日（金）

先方：岡本会長

当方：日高

前提① 大阪士会を取り巻く状況、及び将来的な展望を踏まえて大阪士会としてどう動いていく必要があるかについて一定のビジョンを持つ様に努力している。

→ビジョン作成委員会（現在は解散（岡崎さんが委員長）により検討を行った経緯あり。

前提② 大阪士会としては建築だけではなく健康・医療・福祉・介護や弁護士会、宅建協会（2協会）、不動産鑑定協会、日本建築材料協会等の他団体とも連携していく必要があると認識し協定締結して行動・努力している。

*建築からソーシャルデザインへ

大阪士会の概要

- ・会員数は2,200人前後で、年々減少。年間会費は19,800円、会費を含めた士会収入は6,000万円前後。
- ・収支はコロナ禍時の1年間を除き、黒字を維持している。
- ・大阪府の面積が小さいこともあり、支部はない。
- ・会長の下に5人の副会長、4部門、7人の部門長、12の委員会、520人の委員。→財政上の課題から委員会時の旅費は支給していない。
- ・事務局は専務、常務（事務局長兼務）を含めて10人。
→11月末で常務が退任予定

公共団体への働きかけ

○訪問理由等

- ・士会のメリットを公共団体にアピールするために訪問
（士会のメリットを強調）
- ・設計者から施工者まで多種多様な人材が揃っている。
- ・業界団体ではないので、業界として公共団体に要請する事はない。
- ・岡本会長の就任以後、大阪府下の43市町村を12回訪問継続中。
（訪問者：会長、専務、地元の理事、若手会員等）

○訪問時での説明事項

- ・各市町村に設置されている都市計画審査会、建築審査会、景観審査会等の建築に関係している審査会や各種委員会に建築士会から委員を派遣

(建築士会として受託)する事を要請。特に女性委員。

○要請時における訴求ポイント

- ・設計者から施工者まで多種多様な人材が揃っている(再掲)。
- ・建築士会として受託するので、各委員の成果品等は事前に他の士会メンバーがチェックを行って納品を行う。

※派遣する士会会員は、一定レベル以上の者とするため、CPDを一定単位以上修得し、かつ

①耐震関係(被災建築物応急危険度判定士、耐震診断士)

②省エネ関係(省エネ基準適合判定資格者)

③既存関係(既存住宅状況調査技術者)

3つの資格を有する者に限定し、且つ人物の適格性を評価して選定している。

- ・例えば災害発生時には、応急危険判定、被災度判定、建築相談、罹災証明、災害鑑定と切れ目なく対応が可能である。

→取組を継続している結果、現在公共団体へ派遣している会員は非公式を含めて120名程度にまで増。他団体への派遣は90名、計210名程度)。

○取組を継続している事によるメリット

- ・委員を派遣している事により、当該市町村より大阪士会に対して事業(市所有の建築物の耐震診断、マンション改修事業、ヘリテージ事業、空き家対策事業等)の依頼がある。

→依頼された場合は、事務費として15%の事務費を大阪士会は士会会計に繰り入れた上で士会会員に依頼する。

- ・現在、公民館等施設の改修業務についてBIMを利用する事を前提とした契約を5市と協議中
- ・各委員に対しても、個人的に当該市町村より業務の依頼がくる。

○その他

- ・行政職員(含：医療や福祉等を含めた建築職以外)には無料で準会員扱いとしている(士会会員向けの講習会等における会員相当の対応)。

他団体との連携

○他団体との協定締結(ヨコ串関係)

- ・弁護士会、宅建協会(2協会)、不動産鑑定士協会、日本建築材料協会等と協定を締結。

→協定を締結する事により、他団体にきた自団体関連情報を相互に情報提供を実施したり、協働で実施できる体制を構築。

※1 大阪万博における全日本不動産協会との協働開催（協会が資金提供、大阪士会が国際コンペ等のデザインとグランドデザインを担当）等

※2 万博全体の国際コンペ（小施設設計）の事務委託を無料で実施。

- ・在阪4団体（士会、事務所協会、JIA、建築設計協会）と会長だけで（事務局抜き）の懇談会実施（年間4回程度）
→他団体からは、業界団体ではない建築士会にメリット有と評価されている。
- ・現在、病院協会（病院経営者が会員）と協定を締結している。将来的には医師会とも協定を締結する予定。

○他団体からの評価確認（タテ申関係）

- ・消費者団体（大阪府内5団体）と年に1回、意見交換を実施。
- ・在阪の専門誌業界6社と意見交換・懇親会を年に1回実施。
- ・行政OBが経営層となっている確認検査機関との意見交換を実施。

表彰関係

○大学・高専への働きかけ（住宅大賞）

- ・近畿ブロック（+福井県）で大学・高専を対象とした作品賞を実施。
→ゼネコンと住宅メーカーも協賛参加してもらい、それぞれの作品賞により表彰。
→学生達のモチベーションアップと、建築士会を認識してもらうことに役立っている。

○大阪府と住宅供給公社・建築士会が「あすなろ夢建築」大阪府公共建築設計コンクールを実施

○「建築人賞」は「建築人」のGALLERY頁に掲載された全作品の中から特に機能性、社会性、デザイン性、先進性などにおいて優れたものを顕彰、建築技術の進展、建築文化の向上に資することを目的とし、「建築人」のプレゼンスをより高めていくことを意図して創設された賞

- ・建築コンクール
- ・おおさか環境にやさしい建築賞
- ・優秀卒業生表彰
- ・その他（CPD表彰制度）

大阪府内のゼネコン訪問

- ・岡本会長が府内20社ほどの中堅ゼネコンの社長を訪問
 - ① 監理技術者講習の勧奨
 - ② 建築士会への若手（20代～30代）の派遣依頼

※働き方改革で多少ゼネコン社員にも時間的余裕が生じている筈という観点から

③災害時におけるゼネコン社員の被災地派遣要請（1週間程度）

※被災者と交流する事で社員のモチベーションアップ、人間性が向上しまた労働生産性も向上するという観点から

海外との協定

- ・主として今後の人的交流の関係から東南アジアの各市（釜山、上海、香港、ベトナム）と協定を締結（インドネシア、フィリピン、台湾、ミャンマー、モンゴルと締結予定）。

その他

○研修体制

- ・大手ゼネコンの設計部長が研修担当理事という事もあり、海外政府からの研修等にもすぐに対応が可能となっている。

○応急危険訓練

- ・被災建築物応急危険度判定士の訓練のために、年に1回メールで招集・応答訓練を実施している。

○事務局職員との面談

- ・年に1回会長と職員との面談を実施している（会長と職員のみ）。

東京建築士会ヒアリング/メモ

日時：2024 年 11 月 13 日（水）10:00～12:00

場所：東京建築士会会議室

先方：鴛海専務理事、笠木事務局長、梅津主幹

当方：日高常務、小林課長、小野田

前提：会員が東京士会に所属して良かったと思われるような環境や講習会を提供していくことが重要であり、その為に会費値上げを行いますというスタンスが必要と事務局で判断し、正副会長会議や総務企画委員会です承を得た（会費値上げは目的ではなく会員サービス向上のための手段）。

会員数・収支状況の推移

<会員数>

- ・会員数は 10 年前の 5,900 名から直近では 4,800 名と 2 割近く減少している。
 - ・会員の年齢構成も 10 年前と比べ 40 代が 21%→16%、70 代が 10%→20%と高年齢化している（30 代は 6%→4%と微減）。
 - ・正会員の職種の比率では、建築士事務所が最も多いのは変更なし。10 年前と比べて「建設業」「工務店」「官公庁」などの設計事務所以外の他業種の割合が減少傾向にある（大手ゼネコンや大手設計事務所は会費を会社負担としているためか、さほど減少していない）。
- 今後の既存建築物のリフォームの増加を考えて、建設業、工務店、インテリアコーディネーターなどへの賛助会員勧奨を行っていくべきとの方向性。
- ・新規会員の入会動機で一番多いのが、「けんばい」（半数程度）であり、入会動機または退会の一定の抑止力となっている。（事務所協会・JIA より比較的安価）
 - ・入会動機で 2 番目 3 番目に多いのが、「最新情報の収集」「勉強会・講習会等への参加」（3 割程度）であり、今後も会員への情報発信等に力を入れていく方針。一方で退会理由は高齢での業務廃止が大半であり、一度入会すると継続する会員が多い。

<収支状況>

- ・コロナの影響で令和 2 年度より収支差額の赤字が続いている。
- ・定期講習・建築士試験に係る事業収入が 10 年間で半減している。
- ・職員数は最大 15 名から現在 8 名に減少してきている。

会費値上げ

- ・数年前から検討を重ね、会員専用のデジタルプラットフォームの開発など会員サービスの拡充と合わせ、令和 7 年度より、正会員会費を 18,000 円→24,000 円、賛助会員費を 24,000 円→36,000 円へと値上げする。
- ・各士会の値上げ後の会員数の推移を見ても、極端に会員数が減少している士会はみられない。（自然減程度に納まっている）

最近の財政健全化に資する取り組み（会員サービスの拡充（検討中））

○年齢割引制度

- ・ 70 歳以上の正会員は、会費から 2000 円割引
- ・ 40 歳未満の正会員は、会費から 4000 円割引（40 歳未満は年齢構成率が低いため大幅に割引しても大勢に影響ないと判断）

○バウチャー制度（導入予定）

- ・ 正会員へセミナーなどで使用出来る、1000 円×4 枚（4000 円分相当）のバウチャーを付与予定。
※デジタルプラットフォームでの運用が前提

○会員専用のデジタルプラットフォーム（アプリ等）の開発

- ・ デジタルプラットフォームから東京士会 HP に誘導させる。
- ・ 東京士会専用アプリの開発により、会員へ最新の情報などを携帯のプッシュ通知などにより届ける。
- ・ また東京士会の HP へのアクセスがスムーズになり、利便性向上と共に各種手続きの事務負担の軽減にも寄与。
- ・ ビジネス用 LINE アプリによる迅速な情報発信も導入予定（現在試験導入段階）
- ・ デジタルプラットフォームは会員外（ex.入会検討者、賛助会員企業所属の社員等）の使用も想定。
- ・ 導入コストは約 200 万円、年間維持費は約 180 万円。

連合会誌の扱いなど

○会報誌「建築東京」の合併号実施について（令和 5 年度から実施済）

- ・ 昨今の物価高等による会報誌の制作費増加や、コロナ禍以降の広告収入の減少などにより、会報誌の合併号実施の検討を 2021 年度より開始し、古谷会長の指示のもと当初は 2 か月に 1 度（隔月）の発行を想定したが、結果的に 3 か月に 1 度の発刊（季刊誌）とする形で令和 5 年度より本格導入。
- ・ 3 か月に 1 度の季刊誌とすることにより、ページ数を増やし内容の充実化を図っている。
- ・ 季刊誌となることで、広告収入は年間 300 万円程度減る一方で、会報誌の作成費は年間 500 万円程減少している。
- ・ 広告収入を入れても収支は赤字（令和 5 年度年度で▲40 万円）だが、会員サービスの一環としてやむを得ないと考えている。
- ・ 印刷・製本は広告代理店により三社見積合わせを行っている。

以上

日時：2024 年 11 月 15 日（金）14:00～16:00

場所：愛知建築士会会議室

先方：濱田会長、石井副会長、杉浦専務理事、荒木課長

当方：日高常務、小林課長、小野田

会員数・収支状況の推移

<会員数>

- ・1983 年最大約 8,000 名で、年間 100 名程の減少が続き、現在正会員 2,963 名。退会は高齢者が大多数。
- ・正会員（ファミリー会員）は、正会員の同居親族としていたが、2024 年より正会員が所属する会社の 40 歳未満の建築士の枠を設け、現在 12 名。（会費は半額の 9000 円）

<収支状況>

- ・黒字を続けてきており、6 年前に赤字を 1 回出したのみ。コロナ禍では黒字が進んだ。
- ・過去をみると、会員数が減少し 5,000 名になる頃から、収支が厳しくなってきたが、予算編成において赤字になる編成をしたことがない。（赤字の予算編成で赤字になるのは当たり前）
- ・県からの指導で、同じ事業で 2 年連続の赤字を出したものは事業廃止にしている。
- ・職員は最大 9 名が現在 7 名（含：専務）。
- ・会員に対して、旅費のみ支給し、手当の支給はない。

会費値上げ

- ・1991 年に 9,600 円から 13,200 円、1997 年に 18,000 円に値上げした。

最近の財政健全化に資する取り組み

○学生への PR

- ・将来建築士を目指す方で試験合格者社会人の準会員の枠に加えて、準会員のうち学籍を有する者（試験合格は問わない）の特別準会員の枠を設けて、入会費・年会費を無料とし、現在 91 名。入会は各支部から大学等の教員に働きかけている。これらによって、教員とのコミュニケーションを図っている。例えば、建築士会活動への参加を大学の単位にしたり、学生コンペを実施するなどを行っている。
- ・なお、大学建築学科の学生で、設計演習を選択しないなど、建築離れが深刻化している（ちなみに、卒業生は電鉄会社、不動産会社に就職することが多い）。そのため、建築の魅力を発信していきたいと考えている。
- ・建築士会が広く知られていない。県内の建築関係の学生が約 8,000 人いるが、アピールできていない。

○耐震診断業務

- ・耐震診断業務は大きな収支で 1 割収益がある（ただし、支払の出費も多い）。県内では、54 市町村のうち名古屋市を含む 19 市町村が事務所協会担当で、それ以外の 35 市町村が士会で分担している。
- ・耐震診断にかかる費用は実態に合っていないので、国に要望してほしい。診断員のなり手が少なくなっていくことを懸念している。東京都のように S56 年以降 H13 年以前の新耐震も対象にすればいいので

はないか。

- ・耐震診断は消費税のインボイスを届け出ている者には税を転嫁できるが、登録していない者は建築士会が負担しないといけない。

賛助会員の会員数の推移、業種等について

- ・近年 130 社であったが、各支部長から PR して現在 143 社に増加。勧誘には、安価で会員に広告をすることができることがアピールポイント。
- ・今年度から、会員と賛助会員との名刺交換会を開催し、盛況であったので、総会の懇親会に参加してもらう予定で、今後、賛助会員からの企画も考えている。
- ・賛助会員が講師となって開催する講習も定期に開催している。（講師料がかからない）ただ、あまり賛助会員の自社製品の PR になりすぎないように釘を刺している。（CPD 単位の対象にならなくなる）

連合会会誌の扱いなど

- ・士会の会報誌は月 1 回紙で発行、PDF 化し、マイページにより会員限定で共有している。
- ・連合会会誌の WEB 化には事務局として賛成。

その他

○あいち認証材事業

- ・国交省より林野庁の方が予算潤沢であり、県（林業）から、木造化を取り入れた共同住宅や非住宅建築物を施工した場合の建築コスト等の課題、メリット等のデータ収集・検証を行う事業を受託している。士会の企画・運営で進めている。
- ・4 号特例廃止への対応（サポートセンター）も国交省より林野庁の方が手厚い。

○CPD

- ・CPD 窓口の手続き（銀行払込など）が面倒なので、参加しやすくなるように、クレジット決済可能とするなど、連合会で改善してほしい。CPD に関する取り組みには収支がよく、伸びしろがある。

○けんばい

- ・けんばいの比率が 1 割と低く、メリットを十分に伝えられていない。

以上

日時：2024 年 11 月 15 日（金）10:15～12:15

場所：三重県建築士会会議室

先方：伊藤会長、松本専務理事、星山事務局長

当方：日高常務、小林課長、小野田

○会員数・収支状況の推移

<会員数>

- ・最大 1,400 名で、近年減少が続いたが、令和 5 年度 723 名で下げ止まり傾向。
- ・入会目的は CPD 単位取得、けんばいが多い。

<収支状況>

- ・最近 11 年間でみたところ、平成 28 年度まで赤字続きであったが、平成 29 年度の 1 度目の会費値上げ（正会員 14,000 円→18,000 円）時に黒字化し、令和元年度に赤字になったものの、令和 3 年度の 2 度目の会費値上げ（正会員 18,000 円→20,000 円）もあり、近年黒字を継続。

会費値上げの理由、値上げ額の根拠

○会費値上げの理由

- ・平成 14 年度の全国大会で財政悪化、平成 15 年度に 1000 万円超の赤字になり、その後、構造改革、経費削減、新規事業の促進等で赤字額を削減したものの、平成 26 年度に 160 万円の赤字、平成 27 年度も赤字を見込まれたことから、平成 28 年度に平成 29 年度の 1 度目の会費値上げ（正会員 14,000 円→18,000 円）、令和 3 年度の 2 度目の会費値上げ（正会員 18,000 円→20,000 円）を決定した。なお、20 年間にわたり会費は据え置きだった。
- ・値上げを行ったが、会員数の減少は顕著なものではなかった。

○値上げ額の根拠

- ・値上げの際には、将来の会員数を想定し、シミュレーションを行った。

最近の財政健全化に資する取り組み

○CPD 単位取得が経営事項審査に役立つことを業界にアピール

- ・今年から、チラシを作成して建設業協会でも PR したところ、（知らない会社もあり）会員増に効果があった。

○新規事業の促進

- ・会長が県に働きかけ続けて、新規事業を受託した結果、収益に効果があった。なお、県に働きかけるにおいて、行政内で建築士会の存在を知られていないことを痛感した。
- ・事業獲得で収入が増えた分を委員会活動にまわしていきたい。

<みえの木コンクール受託>

- ・令和 4 年以降、会長が県へ 4 回訪問し、県主催（森林林業課）のコンクールの企画・運営を随契受託（令和 6 年度 160 万円）してきた。来年度から士会主催になる予定。

- ・県（森林林業課）と士会の連携においては、施策に関する相談、工業高校での出前講座の実施などにつながってきている。

<応急危険度判定模擬訓練受託>

- ・令和6年度から、県（開発課）から受託して、判定経験者を講師に実施している（20万円）。

<和の住まいシンポジウム>

- ・国交省の事業で、地域の気候風土に根ざした和の住まいについてのシンポジウムを開催し、収益に大きな効果があった。

○経費削減

<旅費削減>

- ・旅費削減の効果が一番大きい。旅費(管理)については、委員会のリモートの回数を事前に決定し、半分をリモートにしている。また、懇親会も原則なし。

賛助会員の会員数の推移、業種等について

- ・最大50社であったが、現在30社。建築資材（6社）、確認検査機関（5社）が多い。
- ・賛助会員勧誘では、1口1万円で、700超の会員への広告の代わりにするとアピールしている。（HPバナー広告・会誌挟み込み広告・メールマガジン等）
- ・総会では、会員と賛助会員との接点を作っている。

連合会会誌の扱いなど

- ・士会の会報誌は年1回発行
- ・連合会会誌のWEB化には事務局として賛成（送料は月5,6万円かかる）。なお、メールアドレスのない会員もいるので、紙の送付も必要になる。
- ・士会会員にはメールマガジンでの情報提供も行っている。

会員の属性

- ・会員数の男女は9：1。建築士試験や合格者数も女性が多いのに入会が少ない。

その他

○講習会関係

- ・定期講習などの講習の受講者が激減している。会場や人件費で工夫して対応している。昔と比べて情報が手に入りやすくなって受講者減につながっている。
- ・大阪、京都では、府の指定講習があり受講者が集まっていると聞いているが、三重士会では受講料の公平性や準備の煩雑さを理由に指定講習をしなくなった。

○文化財関係

- ・160名いるヘリテージの有資格者の高齢化のため、新規の資格者を県からの助成により育てて、今後活動の場を増やしていきたい。県政懇談会（県議員との意見交換の場）にも新たに参加して要望している。

- ・文化庁の予算で、ヘリテージカードを作成したことがある。

○空き家関係

- ・県内に空き家も多く、建築士が活躍できる。なお、宅建協会と連携は今のところなし。

○けんばい関係

- ・けんばいに入っている会員は1割

○建築士の日

- ・市民は建築士より、設計士の方が普及している。

- ・「景観街歩き」を実施し、40～50名の参加者のうち、一般参加者は10名ほど。

○登録機関協議会の支出関連

- ・（理事会でも発言したが）登録機関協議会において、2級建築士のために集めたお金を1級建築士のために支出しているのはおかしい。

- ・登録業務において、士会の担当が連合会に説明を受けに来た際に、連合会から旅費や日当を支出することはおかしい。

以上

令和元年 9 月 5 日

会員増強対策タスクフォースの提言を受けた取り組みについて（案）

（公社）日本建築士会連合会事務局

令和元年 6 月、会員増強対策タスクフォースにより会員増強に向けた提言がまとめられ、連合会総会において報告された。

提言として挙げられた

①会員一人一人による新規会員勧誘の促進

②会長・役員と事務局を中心とした建築士会の魅力向上や活性化のための取り組みの推進
について都道府県建築士会に取組み等に関するアンケートを実施したところ、全士会から添付のとおり回答を得た。

アンケート結果を踏まえ、連合会として以下のような方針で臨むこととしたい。

1. 「会員一人一人による新規会員勧誘の促進」について

①会員増強に貢献した会員の表彰制度

- 既に表彰制度（支部の表彰を含む）を有している建築士会が 4 士会（茨城、栃木、東京、新潟）、制度化について今後検討するとした建築士会が 32 士会ある。
- 連合会が、先行 4 士会の制度に関する情報（規程、実績等）を収集し、全士会に情報提供を行う。
- 全国大会での表彰については、建築士会の制度化の状況を見ながら今後検討する。

②勧誘者に対するインセンティブを支給する制度

- 既に支給制度（支部への支給を含む）を有している建築士会が 5 士会（茨城、愛知、奈良、鳥取、大分）、制度化について今後検討するとした建築士会が 31 士会ある。
- 連合会が、先行 4 士会の制度に関する情報（規程、実績等）を収集し、全士会に情報提供を行う。
- インセンティブを講じた建築士会に対する連合会の支援として、
「（インセンティブ制度に係る各年度の支給総額）／（各士会の会費（正会員）」の小
数点以下を切り上げた人数に対応した連合会費に相当する額
を「建築士の日助成金」に上乗せして支給する制度を検討することとする。

2. 「会長・役員と事務局を中心とした建築士会の魅力向上や活性化のための取り組みの推進」について

- 各士会から回答のあった取組みについて、令和元年度明けに連合会によるフォローアップを行い、全士会に情報提供を行う。
- 改正建築士法の施行を控え、建築士試験合格者の勧誘方策について各ブロック等での議論をお願いし、連合会で取り纏めを行う。
- 結婚、出産、休・退職等のライフイベントに伴う退会を、抑止するための対策について検討し取組みを進める。

令和元年 6 月 3 日

会員増強に向けた提言について

公益社団法人 日本建築士会連合会
会長 三井所 清典
総務・企画委員会
会員増強対策タスクフォース(TF)
主査 岡本 森廣

建築士の社会的地位の向上を図り、その業務環境の改善を実現するためには、一人でも多くの建築士に建築士会会員となっていた上で、会員一人一人がそれぞれの立場で各地域に根差した士会活動を行っていただくとともに、事務局を中心に建築士会が一丸となって建築士制度の運営に貢献する取り組みを展開する必要がある。

しかしながら、全国の建築士会の会員は、近年では平成 6 年の 14 万 3 千人をピークに減少が続き平成 30 年度末には 7 万 5 千人を切る状況となっており、建築士会の社会的な存在感の希薄化が懸念される。また、会員の減少は建築士会の会務運営にも影を落とし、会員減少による会費収入の減少が事務局機能の低下を招き、事務局機能の低下が建築士会活動の活性化を妨げ士会の魅力の低下につながり、その結果ますます会員が減少するという負のスパイラルに陥っているとも考えられる。

平成 24 年には、会務運営の安定化等を図るため、会員増強TFを設置し対策の検討が行われ、それを踏まえ各建築士会においても様々な施策を講じているところであるが、減少傾向に歯止めがかからないのが実情である。

こうした状況のもとで、今回改めて、連合会の中に会員増強対策タスクフォースを設置し、各士会のおかれている現況を整理・把握するとともに、連合会と各士会が連携しつつ実施する会員増強策についてアイデアを出し合い議論を行った。

その結果、

- ①会長・役員はもとより、会員一人一人が、建築士会会員であることに誇りを持ち、また士会活動に魅力を感じ、そのことを非会員である建築士に積極的に伝え勧誘すること。
- ②建築士会においては、会長・役員と事務局を中心に、士会の魅力向上や活性化につながる取組みを展開すること。

が重要であることが、改めて確認された。

このことを、全国の建築士会と士会員が共有しこれを全国展開していくため、本タスクフォースとして以下の提言を行う。

提 言

【提言１】会員一人一人による新規会員勧誘の促進

会長・役員はもとより、会員一人一人が、身近にいる非会員に対し、建築士会会員であることの誇りと魅力を伝えることで、入会の勧誘を積極的に行う。

〔具体的施策〕

会員による勧誘を支援、後押しするため、以下の施策を検討する。

建築士会

- ・全ての士会において、会員増強に貢献した会員の表彰制度を設ける。全士会での制度化を前提に、特に会員増強に貢献した会員については、全国大会での表彰も検討する。
- ・勧誘した新規会員の数に応じ、新規会員数に応じた会費相当額をインセンティブとして勧誘者に支給する制度を設ける。

連合会

- ・インセンティブを講じた建築士会に対し、インセンティブの対象となる会員数に対応した連合会会費を免除する（又は連合会会費に相当する額を支給する）。

【提言２】会長・役員と事務局を中心とした建築士会の魅力向上や活性化のための取組みの推進

１．の取組みと相俟って、会長・役員と建築士会事務局が中心となり、会員であってよかったと実感できるよう士会の環境整備を着実に行う。

〔具体的施策〕

建築士会において、会長・役員と事務局を中心に、士会の魅力向上や活性化につながる取組みを以下により展開する。

建築士会

- ・別紙に示す建築士会での取り組み事例を参考に、それぞれの士会の実情に

応じた取り組みを展開する。

- ・建築士賠償責任補償制度（けんばい）は、建築士会会員のみが参画できる保険制度であり、他団体の同様の制度よりも有利であることから、会員となるメリットとして周知を図る。
- ・建築士会の活性化等に士会事務局が果たす役割に鑑み、厳しい財務状況であるが、事務局職員の処遇に可能な限り配慮し、事務局の自発的・積極的な取り組みを促す。

連合会

- ・各建築士会の取り組み状況をフォローアップし集約整理した上で、全国に情報発信を行う。

会員増強に係る各建築士会の取り組み・アイデア例

<若者への働きかけ>

- ・近年、地震だけでなく台風他、風水害等様々な災害が各地で発生している中、社会貢献活動、地域貢献活動等を行ないたいという若者は少なくないことから、社会貢献等に関する士会の活動を積極的にPRする。
- ・SNSの活用による士会活動の広報や、アイドル建築士等の活用等インスタ映えするものとのコラボを企画する。
- ・学生や新規建築士に士会活動を知ってもらおう等、若年層をターゲットにして青年や女性の視点から無料講習等を企画し、勧誘の場として成立させる。

<女性への働きかけ>

- ・地元のハウスメーカー等に勤める女性建築士の多くは非会員であるので、イベント開催にあたりそのような方をターゲットにしてお声掛けをしている。

<建築士以外への働きかけ（準会員、賛助会員等）>

- ・地方では地域によって、建設業界にいてもCPD制度についてよく分からない方がまだいるので、士会のCPD制度について周知するようにすると会員数は増える可能性がある。
- ・建築現場では建築士ではない職人、デザイナー等、建築関係の仕事をしている人達が少なからずいる。これらの方にお声掛けをして準会員として入会いただいた。一般の方に建築士会を知っていただくためには、この方々を味方に引き入れる事も重要である。
- ・賛助会員部会を設置し賛助会員を支援することを通じて、賛助会員への入会を促進する。
- ・会報誌へのチラシ封入代金の差別化を図ることで、賛助会員の入会が増えた。

<シニア層等への働きかけ（退会の抑止）>

- ・最近65歳以上の方でも設計事務所を開設している方は多く、一度退会しても再度入会したいと考えている人に「復活」をキーワードにしてDMを送る
- ・青年部は卒業した方でシニアになるまでの間、活動していただくために壮年部（仮称）を作り更なる会員の飛躍を期待する。
- ・退会が懸念される高齢の方を対象に委員会を設置し、会務等の役割を担っていただくことにより退会を抑制している。

<一般市民に対する士会活動の広報>

- ・青年委員会で企画しているものに「お菓子で家を作る」という活動があり、地元では人気のある企画で一般市民に参加いただいている。地元TV局も取材に訪れ、建築士会の活動として良いPRになっている。
- ・女性委員会では児童を対象とした「木で工作をする」という女性建築士が指導しながら作品を作り上げ

る催し物を開催しており、地元で人気があり一般に向けて良いPRとなっている。

- ・「まち歩きマップ」を作成し新聞などで案内した所、県内だけでなく県外からも入手希望の問い合わせをいただいた。実際作成したマップを持って、まち歩きをしている人を見た。
- 士会でもまち歩きのイベント時に重宝している。

＜行政との関係強化＞

- ・役所等との協定等の締結を各士会で一斉に行うことができればTV局からの取材等を受ける可能性がある。ので、建築士会の良いPRの場になる。各士会で個別に進めるものと一斉に足並みを揃えて出来るものとに分けて考えてみる事も大切ではないか。
- ・専攻建築士や建築士会CPDが受注に有利になるよう、行政との協議を積極的に続ける。
- ・免許交付式において、行政が作成した「建築士の手引き」をもとにした担当官の講習とDVDによる建築士会活動の紹介を行っている。
- ・行政の委員会に会員を派遣する一方、行政の担当部署に所属する建築士の入会をお願いした。

＜他団体との関係強化＞

- ・県、市町村との総括協定の締結をした。その他社会福祉協議会、県の弁護士会との協定を結んだ。主に災害対策という観点からであるが、他団体等との締結は世間に建築士会をPRするのにとても良い機会であると思われる。
- ・事務所協会から上会未加入建築士がいる事務所リストの提供を受け、勧誘活動に利用した。

＜受験産業との関係強化＞

- ・受験産業主催の合格祝賀会に役員が出席し、祝辞とともに入会勧誘を行っている。

＜支部活動の活性化＞

- ・支部で夏に建築士のイベントとしてビールパーティーを行なっている。その時に準会員対応ということで、メーカーの方にブースを用意して士会員と一緒に活動すると、PRが出来るので、賛助会員、準会員の方が増えたという事があった。

実際、士会の中でも賛助会員が増加し支部の活動が活発になって来た。

- ・地域に根ざした支部活動の展開を図ることで、人間関係を通じて活動に興味を持つ建築士の入会が増えた。
- ・新支部設置により、地域の行政との連携推進、住民・学童向けの催しを開催した。

＜連合会「けんばい」のPR＞

- ・連合会の「けんばい」の保険の重要性、保険料の優位性等を免許交付式等でPRして入会のメリットを訴求する。

25	淡賀		○		・総会での表彰等を強引に入れて検討する
26	京都		○		・会員増進タスクフォースを立上げ済。今後その活動の中で検討していく。
27	大阪	○			・若き会員称号 既設（※永寿以上で30年以上在籍、昔寿以上で30年以上在籍かつ20年以上役員等）・栄誉会員表彰 新設（令和元年度に設置。在籍40年の個人会員）・永年会員表彰 現設（個人会員：在籍25年、賛助会員：在籍20年）・各賞を毎年の定時総会の式典部門で表彰して功績を称えている。特に令和元年度に新設した◎栄誉表彰は、設置年度として在籍40年以上の全247名を表彰した。・◎栄誉表彰の設置は、団体活動の功績顕著とともに高齢化による退会抑制を目的としている。
28	兵庫		○		・今後の検討課題です。
29	奈良		○		・今後検討
30	和歌山		○		・総務委員会
31	鳥取	○			・表彰制度はないが、入会紹介者に図書カードを贈呈【1人入会で1,000円分の図書カード】
32	島根		○		・総務・青年・女性委員会を中心に検討
33	岡山		○		・歳次に関する報告により参加があります。また県内では日本赤十字社の岡山支部と連携し、献血啓発活動を行っています。また、県内各地にある献血ルームや献血バスなどがあり、市民の利便性を高めるために取り組んでいます。また、県内各地にある献血ルームや献血バスなどがあり、市民の利便性を高めるために取り組んでいます。また、県内各地にある献血ルームや献血バスなどがあり、市民の利便性を高めるために取り組んでいます。
34	広島		○		・当士会の会員増進推進会議の議題として取り上げる。
35	山口		○		・総務・企画委員会にて検討の上、理事会に諮ります。事務局としては、連合会の動きに連動して実施したいと考えています。
36	徳島		○		・連合会の方針と協同しつつ、本会の理事会で具体検討をする
37	香川		○		・香川県建築士会表彰規程第2条2・3に該当し、理事長で認められれば該当する者に対して行うことが可能である。今後総務委員会で検討する。
38	愛媛		○		・今後、検討する。
39	高知		○		・今のところまだない。
40	福岡		○		・制度化について今後検討する
41	佐賀		○		・別添資料参照
42	長崎		○		・会員増進を担当する総務委員会にて協議する予定。
43	熊本		○		・土会活動に貢献があった会員については、推薦により会長表彰を実施しているが、特に会員増進に関しての表彰が無い。そのため今後本会の会員増進タスクフォース委員会での検討を予定する。
44	大分		○		・大会は多岐にわたるため、それぞれに担当がある。特に大会本部には専門的な知識が必要であり、関係機関との連携も必要である。
45	宮崎		○		・地域振興という点からは、地域の活性化を図りたいと考えている。また、地域の発展にもつながると考えている。
46	鹿児島		○		・総務・規程委員会内にワーキンググループ（期）を設置検討
47	沖縄		○		・担当委員会（総務委員会）で検討したい。

1-2. 勧誘者に対するインセンティブを支給する制度について（赤字は表彰の種類）

地 土 名	県に 制度 化	予定	検討中	予定 なし	コメント
1 北海道				○	・勧誘の取組と成果に係る評価（必ずしも取組と成果は比例しないなど）の設定が困難であるなど、今のところ制度化は考えていない。
2 青森			○		・会員増強特別委員会 → 常務理事会 → 理事会で検討
3 岩手			○		・三役及び各委員会委員長で構成する会員増強対策委員会（係統）を立ち上げ増強策の一つの案として検討する。
4 宮城			○		・会員業務委員会で検討する。
5 秋田			○		・総務委員会等で制度化検討が可能が検証する。
6 山形			○		
7 福島			○		・会員広報講習委員会 ⑦
8 茨城	○				1. 会報局が役員と関係が 2. 会報局が役員と関係
9 栃木			○		・会員委員会において会員増強に取り組んでいるので、勧誘者に対する表彰制度並びにインセンティブの支給に関して検討する。従来の支部単位での表彰も継続の方向で、再検討する。
10 群馬			○		・表彰基準を定めて理事会で承認する必要があるため
11 埼玉			○		・総務委員会等で検討する
12 千葉			○		
13 東京			○		・会員委員会にて検討を依頼している。
14 神奈川			○		・新規会員の勧誘については、勧誘者は必ずしも個人に限らず、支部等の団体全体で勧誘することもあり、その場合の勧誘者の特定が難しく、勧誘者が個人の場合と団体の場合との制度上の均衡など、諸課題を整理しながら、検討していきたい。
15 山梨			○		・正副会長と協議した後、制度化は検討することとなる。
16 長野			○		・会員増強の施策のあり方としてはあるべき制度ではないとの基本的な考え方によります
17 新潟			○		・キャンペーンとして実施したが、一時的なものに終わっている。資金も限らない。 ※紹介者がもたらう報酬金を被勧誘者の会費軽減に充てる事業が多かった。入会者も至年正規の会費を払う前に退会してしまうので意味が無い。
18 静岡			○		・表彰制度と同様に、勧誘者の位置づけ、報酬金などの支給物の検討、制度以前の貢献者の扱いなど、内容によっては総力のないものになる恐れがある、それ相応のものとなると予算的にも厳しいものとなる
19 愛知	○				・会員増強対策委員会
20 岐阜			○		・勧誘者に安易なインセンティブの支給は、他の会派及び入会者への不満にも繋がる。（今までの入会者に対する不公平性も考慮する必要がある） ・建築士会の魅力が高まるため、委員会活動等で、努力している方も見え会員増強だけに安易にインセンティブの支給は疑問である。
21 三重			○		・令和元年度より、支部が勧誘した入会者数に応じて支部への助成を始めた。会員増強は各支部の活性化に繋がり、支部のまとまりを維持する観点から、個人ではなく支部への助成としている。なお、個人への支給は、道義的・制度的に難しく考える。
22 富山			○		
23 石川			○		・理事会等
24 福井			○		・インセンティブがよく分かりませんが、勧誘者の目的が変わってしまうかもしれない

25	滋賀		○		・3年前に行っていた。各地区で新規入会人数に応じて支払いた
26	京都		○		・会員増強タスクフォースを立上げ済。今後その活動の中で検討していく。
27	大阪		○		・過去に会員に勧誘お礼（当時はお礼カードを想定）の提供を検討したが、会社士からの公益社団法人として対応しにくいとの意見を受けて断念した経緯がある。 よって勧誘者でなく新入会者に便宜を図ることで勧誘者にも利点があるように考える。それを踏まえて、下記の「11.取組み1の①」を検討する。
28	兵庫		○		・1の事項が十分でないので考えたいが、現状其の体制ができていません。
29	奈良	○			・会員の増加に努める
30	和歌山		○		・総務委員会
31	鳥取	○			・会員の増加に努める
32	島根		○		・総務・青年・女性委員会を中心に検討
33	岡山			○	・経済状況的に予算がありません。
34	広島		○		・当土会の会員増強推進会議の議題として取り上げる。
35	山口		○		・総務・企画委員会での検討の上、理事会に諮ります。事務局としては、連合会の動きに運動して実施したいと考えています。
36	徳島		○		・連合会の方針と協働しつつ、本会の理事会で具体検討をする。なお、このインセンティブについては、個人に行うのか、地域会活動に行うのか等の検討が必要であると考えます。
37	香川		○		・勧誘者に支給することは問題が生じると考えられるため、会員増強対策費として各支部へ支給する方向で、今後、総務委員会で検討する。
38	愛媛		○		・今後、検討する。
39	高知			○	・会の性格にそぐわない。
40	福岡		○		・制度化について今後検討する
41	佐賀			○	・別添資料参照
42	長崎		○		・本部での対応について、会員増強を担当する総務委員会にて協議する予定。
43	熊本		○		・インセンティブについては考えていなかった。他の土会ではどのように実施するのか、しているのかを参考とし本会でも検討したい。
44	大分	○			・新入会者に対する奨励金として、会費減免や、インセンティブなど、様々な方法で、新入会者の定着を図りたいと考えている。その中で、インセンティブを検討したい。
45	宮崎			○	・本部執行部で検討した結果、会員増強に寄与したということで評価はしても、インセンティブを給するという考え方は当会では馴染まない・・・という結論に達した。
46	鹿児島		○		・総務・総務委員会内にワーキンググループ（期）を設置検討
47	沖縄		○		・担当委員会（総務委員会）で検討したい。

参考資料 1

各士会名は以下のように (①～④⑦) の番号に置き換えて記載しています。

番 号	士会名
①	北海道
②	青 森
③	岩 手
④	宮 城
⑤	秋 田
⑥	山 形
⑦	福 島
⑧	茨 城
⑨	栃 木
⑩	群 馬
⑪	埼 玉
⑫	千 葉
⑬	東 京
⑭	神奈川
⑮	山 梨
⑯	長 野
⑰	新 潟
⑱	静 岡
⑲	愛 知
⑳	岐 阜
㉑	三 重
㉒	富 山
㉓	石 川
㉔	福 井

番 号	士会名
㉕	滋 賀
㉖	京 都
㉗	大 阪
㉘	兵 庫
㉙	奈 良
㉚	和歌山
㉛	鳥 取
㉜	島 根
㉝	岡 山
㉞	広 島
㉟	山 口
㊱	徳 島
㊲	香 川
㊳	愛 媛
㊴	高 知
㊵	福 岡
㊶	佐 賀
㊷	長 崎
㊸	熊 本
㊹	大 分
㊺	宮 崎
㊻	鹿児島
㊼	沖 縄

会員増強に向けた取組みに関するアンケート

I 提言では、「会員一人一人による新規会員勧誘の促進」として、

①会員増強に貢献した会員の表彰制度

②勧誘者に対するインセンティブを支給する制度

をあげています。これについての現状やお考えをお尋ねします。(該当項目に○をし、カッコ内に必要事項をご記入いただくか、内容がわかる資料を添付してください。)

1-1. 会員増強に貢献した会員の表彰制度について

イ. 既に制度化している (⑧、⑨、⑬、⑰、⑳、㉓)

(制度の概要)

- ・数年前から「1人の会員が1人の建築士を入会させよう」をスローガンに、理事会、支部長会、会報誌へのチラシ同封など機会あるごとに会員増強を呼びかけてきましたが、基本、かけ声だけで、あまり効果が見られませんでした。このため、昨年度(平成30年度)から新規会員勧誘の促進策として、表彰制度を創設いたしました。総会において表彰を行います。(⑧)
- ・会員個人ではないが、支部単位での制度がある。会員増加優良支部表彰：支部会員が前年度より5%以上増加した場合に総会で表彰する。インセンティブとしての謝金あり(⑨)
- ・年間で5名以上の入会者を勧誘した個人に対して、毎年定時総会にて多数入会勧誘者感謝状を贈呈している。(⑬)
- ・会員が5,000名に達した翌年に廃止するとして記念品を添え表彰する制度を昭和53年から施行している。(⑰)
- ・名誉会員称号 既設(米寿以上で30年以上在籍、喜寿以上で30年以上在籍かつ20年以上役員等)(㉓)
- ・栄誉会員表彰 新設(令和元年度に設置。在籍40年の個人会員)(㉓)
- ・永年会員表彰 既設(個人会員：在籍25年、賛助会員：在籍20年)(㉓)
- ・各賞を毎年の定時総会の式典部門で表彰して功績を称えている。(㉓)
- ・特に令和元年度に新設した②栄誉表彰は、設置年度として在籍40年以上の全247名を表彰した。(㉓)
- ・②栄誉表彰の設置は、団体活動の功績謝意とともに高齢化による退会抑止を目的としている。(㉓)
- ・表彰制度はないが、入会紹介者に図書カードを贈呈【1人入会で1,000円分の図書カード】(㉓)

ロ. 今後制度化する ()

(制度化の時期)

ハ. 制度化について今後検討する (②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑩、⑪、⑫、⑭、⑮、⑱、㉒、㉔、㉕、㉖、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿)

(制度化のための検討体制等)

- ・会員増強特別委員会 ⇒ 常務理事会 ⇒ 理事会で検討(②)

- ・三役及び各委員会委員長で構成する会員増強対策委員会（仮称）を立ち上げ増強策の一つの案として検討する。（③）
- ・従来どおり重点施策として会員業務委員会で検討する。（④）
- ・総務委員会等で制度化検討が可能か検証する。（⑤）
- ・会員広報講習委員会（⑦）
- ・表彰基準を定めて理事会で承認する必要があるため（⑩）
- ・総務委員会等で検討する（⑪）
- ・新規会員の勧誘については、勧誘者は必ずしも個人に限らず、支部等の団体全体で勧誘することもあり、その場合の勧誘者の特定が難しく、勧誘者が個人の場合と団体の場合との制度上の均衡など、諸課題を整理しながら、検討していきたい。（⑭）
- ・正副会長と協議した後、制度化は検討することとなる。（⑮）
- ・表彰対象の位置づけ、表彰内容の検討など説得力のあるものでないと逆に価値のないものと判断される恐れがある（⑱）
- ・表彰制度の必要性の検討実施（⑲）
- ・表彰制度化するためには、表彰基準等を作成し会員に対し公平性を確保する必要がある。グループでの勧誘、個人での勧誘など様々なケースが考えられる。（⑳）
- ・理事会等（㉓）
- ・総会での表彰等を視野に入れて検討する（㉕）
- ・会員増強タスクフォースを立上げ済。今後その活動の中で検討していく。（㉖）
- ・今後の検討課題です。（㉘）
- ・今後検討（㉙）
- ・総務委員会（㉛）
- ・総務・青年・女性委員会を中心に検討（㉜）
- ・当士会の会員増強推進会議の議題として取り上げる。（㉝）
- ・総務・企画委員会で検討の上、理事会に諮ります。事務局としては、連合会の動きに連動して実施したいと考えています。（㉞）
- ・連合会の方針と協調しつつ、本会の理事会で具体検討をする（㉟）
- ・香川県建築士会表彰規程第2条2・3に該当し、理事会で認められれば該当する者に対して行うことが可能である。今後総務委員会で検討する。（㊱）
- ・今後、検討する。（㊲）
- ・制度化について今後検討する（㊴）
- ・会員増強を担当する総務委員会にて協議する予定。（㊶）
- ・士会活動に貢献があった会員については、推薦により会長表彰を実施しているが、特に会員増強に関しての表彰の意識が無い。そのため今後本会の会員増強タスクフォース委員会での検討を予定する。（㊷）
- ・総務・規程委員会内にワーキンググループ（班）を設置検討（㊹）
- ・担当委員会（総務委員会）で検討したい。（㊺）

二. 制度化は考えていない (①、⑬、②②、②④、③③、③⑨、④①、④④、④⑤)

(理由)

- ・ 当会の活動において会員増強など含め顕著な功績者への表彰制度（北海道建築士会会長表彰）が既にあるため (①)
- ・ 会員増強の施策のあり方としてはあるべき制度ではないとの基本的な考え方によります (⑬)
- ・ 気持は表彰以上の事までしたいが、存続の危機を思わせるような事は控えたい為 (②④)
- ・ 表彰するにも経費と人件費がかかります。また現状では株式会社総合資格さんが独自の助成制度で入会促進をしてくださり建築士試験合格発表後に数名の方を入会させてくださっていますので表彰制度を設けたとしても表彰対象が1社になると予想されます。入会促進はありがたいことですが、建築士試験を運営するにあたり受験産業さんと密着していると、受験産業さんに通っていない受験者からクレームが入ることもありますのでそのあたりは注意を払わないといけないと考えています。また、入会最初の1年間の年会費を助成してくださるのですが、2年目以降継続されないケースがほとんどで、退会の意志表示もない方が多いです。入会促進をしてくださることは大変ありがたいことと思いますが、その後の状況からすると良し悪しとを考えます。(③③)
- ・ 会の性格にそぐわない。(③⑨)
- ・ 別添資料参照 (④①)
- ・ 会員は会全体のために貢献していただいております、個人的な表彰はなじまない感じがする。
また、個人では限界があり、組織的な勧誘体制が必要であるため。(④④)
- ・ 会員増強という点での評価は支部単位で行うということで既に制度化しており、それを個人単位で行うことは考えていない。(④⑤)

1-2. 勧誘者に対するインセンティブを支給する制度について

イ. 既に制度化している (⑧、⑬⑨、②⑨、③①、④④)

(制度の概要)

1. 会員増加優良支部表彰

- ・ 支部を対象に前年の3月31日現在と当年の3月31日現在の会員数を比較して1名以上増えていれば金一封を添えて表彰をする制度です。(平成30年度 4支部/令和元年度 2支部) (⑧)
※1 表彰状と金一封(増加数によって変動、10,000~30,000円程度)を贈呈します。
※2 ただし、減少している支部が多く、結果的に、茨城士会としては減少しています。

2. 会員増加優良者表彰

- ・ 前年度(1年間)に3人以上新規入会させた会員を表彰する制度です。(平成30年度 3名/令和元年度 4名) (⑧)
〈参考〉表彰状と金一封(10,000円)を贈呈します。
※受賞者は、支部事務局を担っている者になる傾向があります。
- ・ 新規入会者を勧誘した支部に対して入会金相当額をインセンティブとして支払い (⑬⑨)
- ・ 新規入会者の紹介者が所属する支部に正会員3,000円/人、準会員1,500円/人を支給 (②⑨)
- ・ 1人入会で、1000円分の図書カードを贈呈している (③①)

- ・①新建築士合格発表時期などにおいて、会員増強キャンペーン期間を設け、新規加入者の入会金免除、入会年度内会費の減免、勧誘支部への奨励金の交付（実質は勧誘者への奨励金になる場合が多い）を行っている。②30年以上の永年会員の表彰制度を新規に始めた。③会員の交流、親睦事業を再開した。(44)

□. 今後制度化する（ ）
（制度化の時期）

ハ. 制度化について今後検討する（②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿）

※注）支部で制度化されていて、本部はこれから検討する予定なので、選択肢を（イ）と（ハ）を選択している士会が1つある。

（制度化のための検討体制等）

- ・会員増強特別委員会 ⇒ 常務理事会 ⇒ 理事会で検討（②）
- ・三役及び各委員会委員長で構成する会員増強対策委員会（仮称）を立ち上げ増強策の一つの案として検討する。（③）
- ・会員業務委員会で検討する。（④）
- ・総務委員会等で制度化検討が可能か検証する。（⑤）
- ・会員広報講習委員会（⑦）
- ・会員委員会において会員増強に取り組んでいるので、勧誘者に対する表彰制度並びにインセンティブの支給に関して検討する、従来の支部単位での表彰も継続の方向で、再検討する。（⑨）
- ・表彰基準を定めて理事会で承認する必要があるため（⑩）
- ・総務委員会等で検討する（⑪）
- ・会員委員会にて検討を依頼している。（⑬）
- ・新規会員の勧誘については、勧誘者は必ずしも個人に限らず、支部等の団体全体で勧誘することもあり、その場合の勧誘者の特定が難しく、勧誘者が個人の場合と団体の場合との制度上の均衡など、諸課題を整理しながら、検討していきたい。（⑭）
- ・正副会長と協議した後、制度化は検討することとなる。（⑮）
- ・勧誘者に安易なインセンティブの支給は、他の会員及び入会者への不満にも繋がる。（今までの入会者に対する不公平性も考慮する必要がある）（⑲）
- ・建築士会の魅力を高めるため、委員会活動等で、努力している方も見え会員増強だけに安易にインセンティブの支給は疑問である。（⑳）
- ・理事会等（㉑）
- ・3年前に行っていた。各地区で新規入会人数に応じて支払いした（㉓）
- ・会員増強タスクフォースを立上げ済。今後その活動の中で検討していく。（㉖）
- ・過去に会員に勧誘お礼（当時は図書カードを想定）の提供を検討したが、会計士からの公益社団法人として相応しくないとの意見を受けて断念した経緯がある。よって勧誘者でなく新規入会者に便宜を図ることで勧誘者にも利点があるように考える。それを踏まえて、下記の「Ⅱ.取組み1の①」を検討する。（㉗）

- ・ I の事項が十分でないので考えたいが、現状其の体制ができていません。(28)
- ・ 総務委員会 (30)
- ・ 総務・青年・女性委員会を中心に検討 (32)
- ・ 当士会の会員増強推進会議の議題として取り上げる。(34)
- ・ 総務・企画委員会で検討の上、理事会に諮ります。事務局としては、連合会の動きに連動して実施したいと考えています。(35)
- ・ 連合会の方針と協調しつつ、本会の理事会で具体検討をする。なお、このインセンティブについては、個人に行うのか、地域会活動に行うのか等の検討が必要であると考えます。(36)
- ・ 勧誘者に支給することは問題が生じると考えられるため、会員増強対策費として各支部へ支給する方向で、今後、総務委員会で検討する。(37)
- ・ 今後、検討する。(38)
- ・ 制度化について今後検討する (40)
- ・ 本部での対応について、会員増強を担当する総務委員会にて協議する予定。(42)
- ・ インセンティブについては考えていなかった、他の士会ではどのように実施するのか、しているのかを参考とし本会でも検討したい。(43)
- ・ 総務・規程委員会内にワーキンググループ(班)を設置検討 (46)
- ・ 担当委員会(総務委員会)で検討したい。(47)

二. 制度化は考えていない (①、⑬、⑭、⑮、⑯、㉑、㉒、㉔、㉓、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、)

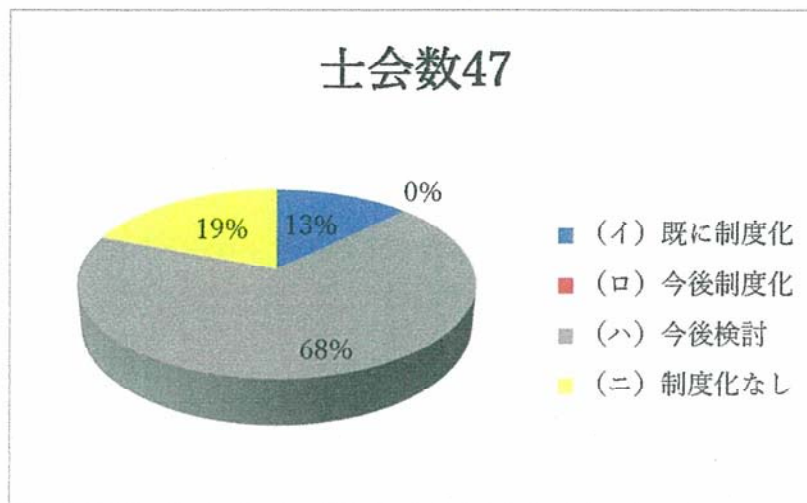
(理由)

- ・ 勧誘の取組と成果に係る評価(必ずしも取組と成果は比例しないなど)の設定が困難であるなど、今のところ制度化は考えていない。(①)
- ・ 会員増強の施策のあり方としてはあるべき制度ではないとの基本的な考え方によります (⑬)
- ・ キャンペーンとして実施したが、一時的なものに終わっている。資金も続かない。(⑭)
※紹介者がもらう報奨金を被勧誘者の会費軽減に宛てる事案が多かった。入会者も翌年正規の会費を払う前に退会してしまうので意味が無い。
- ・ 表彰制度と同様に、勧誘者の位置づけ、報奨金などの支給物の検討、制度以前の貢献者の扱いなど、内容によっては説得力のないものになる恐れがある、それ相応のものとなると予算的にも厳しいものとなる (⑮)
- ・ 令和元年度より、支部が勧誘した入会者数に応じて支部への助成を始めた。会員増強は各支部の活性化に繋がり、支部のまとまりを維持する観点から、個人ではなく支部への助成としている。なお、個人への支給は、道義的・制度的に難しいと考える (㉑)
- ・ インセンティブがよく分かりませんが、勧誘者の目的が変わってしまうかもしれない為 (㉔)
- ・ 経済状況的に予算がありません。(㉓)
- ・ 会の性格にそぐわない。(㉕)
- ・ 別添資料参照 (㉖)
- ・ 本部執行部で議論した結果、会員増強に寄与したということで評価はしても、インセンティブ支給という考え方は当会では馴染まない・・・という結論に達した。(㉗)

1-1 会員増強に貢献した会員の表彰制度について

- (イ) 既に制度化している (6 士会)
- (ロ) 今後制度化する (0 士会)
- (ハ) 制度化について今後検討する (32 士会)
- (ニ) 制度化は考えていない (9 士会)

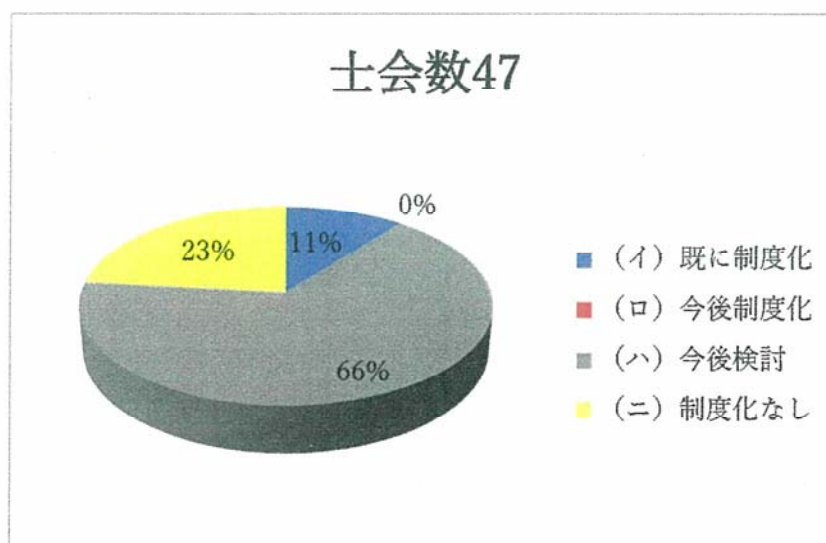
合 計 47 士会



1-2 勧誘者に対するインセンティブを支給する制度について

- (イ) 既に制度化している (5 士会)
- (ロ) 今後制度化する (0 士会)
- (ハ) 制度化について今後検討する (31 士会)
- (ニ) 制度化は考えていない (11 士会)

合 計 47 士会



- Ⅱ 提言では、「会長・役員と事務局を中心とした建築士会の魅力向上や活性化のための取組みの推進」として、それぞれの士会の実情に応じた取組みを展開することとしています。これについて、提言別紙の取組み事例やアンケート調査結果を参考に、士会が、今後重点的に実施することを予定している会員増強に関する具体的な取組みを三点あげてください。

(北海道士会)

取組み 1

- ・ 当会役員、会員が一丸となって勧誘活動を行っていくため、建築士会の紹介から活動内容を盛り込んだリーフレットの作成

取組み 2

- ・ 当会ブロック会（道内4ブロック）にてブロック長、各支部長による会員勧誘活動等の取組み実施

取組み 3

- ・ 建築士免許証明書交付式の実施とともに、その後のフォローとして参加者へ情報提供等を実施

(青森士会)

取組み 1

- ・ 建築士賠償責任補償制度（けんばい）は、建築士会会員のみが参画できる保険制度であり、他団体の同様の制度よりも有利であることから、会員となるメリットとして周知を図る。

取組み 2

- ・ 建築士会の活性化等に士会事務局が果たす役割に鑑み、厳しい財務状況であるが、事務局職員の処遇に可能な限り配慮し、事務局の自発的・積極的な取組みを促す。

取組み 3

- ・ 来年度からの建築士試験受験資格改正を機に、これまで以上に県内受験産業と連携を図り、建築士試験合格者への正会員だけでなく準会員を含めた入会の促進、また県内行政機関での採用が増えているCPD関係から建築施工管理技士への準会員としての入会の促進に取り組む。

(岩手士会)

取組み 1

- ・ 会員優遇の講習会等を多く実施し、会員であることのメリットを実感できる施策を講ずる。

取組み 2

- ・ 新規登録者に対し入会金の免除、会報の一定期間無料での提供などを行い入会しやすい環境をつくる。

取組み 3

- ・ 青年委員会が中心となり、地域ごとに入会していない青年建築士に対し入会しない理由をアンケート形式で問いかけ結果を分析し会員増強の方策を模索する。

(宮城士会)

取組み 1

- ・家族会員制度を設け家族内建築士の退会を防ぐ対策を立てており、これを更に進める。

取組み 2

- ・事業所会員を設定し会費減免をし、事業所所属建築士に勧誘を働きかけしており、更に推進する。

取組み 3

- ・委員に限らず、若い会員等からの意見を集約し増強運動に結び付けるための会議を開催予定。

(秋田士会)

取組み 1

- ・全国大会秋田大会に向けた活動により地域会の結束を図り、士会参加意識高揚と士会活動の広報に努め、会員増強につながるよう取り組む。・・・地域会活動の活性化

取組み 2

- ・HM 制度の活用により、地域行政との連携をこれまで以上に図り、本制度参加者の社会的認知向上に努め、会員増強につながるよう取り組む。・・・HM 協議会参加者の増強

取組み 3

- ・他団体との連携事業に取り組む、士会活動の社会的認知向上に努め会員増強に資するように努める。

(福島士会)

取組み 1

- ・2020 士法改正に合わせ、建築士試験合格者の準会員としての入会促進を行う。

取組み 2

- ・勤務先を単位としたグループ会員制度の検討

(栃木士会)

取組み 1

- ・活動委員会の強化

【どのような立場の建築士にとっても楽しめる（役に立つ）建築士会となるよう活動を強化する。

Web での広報、SNS の活用、実務研修の実施、会員大会の実施、社会貢献活動の実施については、委員会組織がパワフルでなければならない。】

取組み 2

- ・士会の事業＜社会貢献＞などの積極的な広報

【何をしている団体なのかを建築士並びに県民にアピールすることで、建築士会の地位の向上を図る】

取組み 3

- ・他団体との協働事業の実施。

【相互間の勧誘を容易にする】

(群馬士会)

取組み 1

- ・免許交付式等において合格した人に無料で雑誌を送付することを目的に住所と名前を書いてもらい、

雑誌と一緒に入会申込書の送付を行う。)

取組み2

- ・学科合格者に製図の勉強会（課題施設の見学会等）を行うことで、事前に士会とのコミュニケーションを図っておく。

（埼玉士会）

取組み1

- ・賛助会員の増強を重点とする

取組み2

- ・「けんばい」などの保険制度のPRを図り会員の増強を図る

取組み3

- ・今年度は、昨年の会員数から減らないよう努力する

（千葉士会）

取組み1

- ・新規免許登録者へのお試し入会制度（1年間会費全額補助）

取組み2

- ・会員親睦活動への助成（同好会やレクリエーション活動）

取組み3

- ・学生部会創設の検討（準会員の増強）

（東京士会）

取組み1

- ・新支部設置、東京都との応急危険度判定員派遣協力締結を機に、地域の行政との連携推進、住民・学童向けの催しを開催し、地域建築士の発掘・入会促進を諮る。

取組み2

- ・「けんばい」保険の重要性、保険料の優位性等をHP、新規合格者にPRして入会メリットを訴求する。

取組み3

- ・社会の多様な場面で活動する建築士を分け隔てなく迎え入れ、相互につながりをつくり、お互いの持つ知見・職能・技能を交換し補完しあうことによって、本会の新たな集合知を社会に提供する場とすることにより会の周知と、退会防止、入会促進を諮る。

（神奈川士会）

取組み（今後も引き続き重点的に実施していく）

- ・会長より目標等を示し、オール神奈川県建築士会で取組むことの強い意志を発信。
- ・新規入会者に対し、親密なフォローの実施。
- ・建築士資格取得の支援
- ・いつでもどこでも簡単入会申し込みの活用

- ・建築士が多く所属する企業・組織での会員特権制度や新会員紹介者優遇制度の検討。
- ・会員増強支援助成金交付金の支給。
- ・デザインコンペ等ビジネスチャンスの実施。
- ・個人の交流支援及び情報（同窓・同郷）の活用。
- ・見える化による会員意識の向上（会員バッジの着用、会員の名刺）。
- ・お試し会員制度の強化。
- ・免許交付式の実施。
- ・各種委員会等の組織を見直しし、建築士会の一層の活性化を図る。

（山梨士会）

取組み 1

（正会員は、建築士登録時に勧誘する。）

取組み 2

（準会員は、CPD参加者を勧誘する。）

取組み 3

（賛助会員は事務局や役員の協力を得て勧誘することとしたい。）

（長野士会）

取組み

- ・どれを取り組むという観点ではなく、また、これらの事例以外を含めた取り組みを会員、支部そして本会の段階でできる取り組みを実施していくという考え方です。なお、それぞれの事例を含めた取り組みがなぜできないのかを検証していくことも必要との意見もあります。

（新潟士会）

取組み 1

- ・魅力ある活動を続ける。士会のメリットは目に見えないものが多く、即効性のある取り組みは士会に馴染まない。

取組み 2

- ・シニア層への働きかけ（退会抑止）の継続。30年度に実施した「シニアの集い」を継続していく。

取組み 3

- ・紙ぶるる等を使い小学生に住宅の耐震性の啓発活動を行っている。このような活動を通じ、子どもたちに「建築士」を身近に感じてもらう。学生向けコンペを続け、建築士会を身近に感じてもらう。

（静岡士会）

取組み 1

- ・建築士試験合格者との懇親など会のPR、受験者への試験対策などの支援を実施している

取組み 2

- ・非会員が多く参加している講習会、見学会を継続的に実施しており、会のPR入会を即している

取組み3

- ・非会員と共同で事業、見学会などを実施して人的繋がりにより入会を即すことを企画したい。

(愛知士会)

取組み1

- ・020年度建築士試験以降での合格者に対する入会促進

取組み2

- ・法人建築士向けの新しい会員サービスの導入検討

(岐阜士会)

取組み1

- ・建築士合格者の免許証授与式及び簡単な祝賀会を行い、建築士会の魅力をPR及び記念品を渡し入会を促している。

取組み2

- ・受験産業の祝賀会へ役員・青年委員・女性委員が出席し入会の勧誘を行う。また、受験産業の協力で入会金・1年間の会費等をお願いしている。

取組み3

- ・建築士会の活性化及び魅力の向上を図るため委員会等に出来るだけ若手の会員を役職にあて、活躍できる機会を与える。

※参考：担い手育成事業：学童及び学生を対象に将来の建築業界を担う建築技術者及び建築士を育成するため、講演会及び講習会を開催し優秀な建築士・建築技術者を育てる事業。

(富山士会)

取組み

- ・現在検討中です。

(石川士会)

取組み1

- ・受験産業主催の合格祝賀会に青年委員長が出席し、祝辞を述べるとともに入会勧誘を行う。

取組み2

- ・1級建築士設計製図試験課題に類似した用途の建築物の見学会を無償で開催して、建築士会のメリットをアピールして合格者の新規入会につなげる。

取組み3

- ・建築に関する児童用絵本の制作など、青年委員会及び女性委員会の活動に楽しい社会貢献活動を取り入れて、建築士会への関心を高める。

(福井士会)

取組み1

- ・会のパンフレット作成

取組み 2

- ・DM や訪問など営業活動

取組み 3

- ・お試し入会

(滋賀士会)

取組み 1

- ・各地区、青年委員会、女性員会の事業を通じて入会していない建築士へ建築士会をPRする

取組み 2

- ・免許交付式にて新規建築士免許取得者への入会案内を行う

取組み 3

- ・役員や各委員会メンバーが取引や現場で知り合った建築士への建築士会のPRを行う。

(京都市会)

取組み 1 学生、若手建築士の入会促進

- ・学生が参加できる講習会等を企画実行。建築士法改正にかかる免許登録制度の改正を踏まえた勧誘活動。例：入会時の特典の検討。新規資格取得者セミナーの開催方法。大学等とのイベントの共催。等

取組み 2 退会の抑止のため、会員満足度の拡大を図る

- ・＊現在の会員のニーズに的確に応えとともに、事業情報などを迅速に伝えるための情報発信力の強化を図る。＊新入会員への支援（事業へ参加しやすくなる仕組みづくり、事業参加費割引やパートナー制度）＊女性会員のコミュニケーションを図るため、定期的なランチミーティングの開催。＊シニア会員への施策検討 等

取組み 3 建築士以外への働きかけ

- ・＊賛助会員の会員満足度の拡大を図り、新規入会を促進する。例：賛助会員を主体とした事業を開催（賛助会員に企画していただくことによって、賛助会員同士の連携・交流にもつながる）。ホームページへのバナー広告・会報誌への広告掲載・会報誌発送封入などで賛助会員割引価格や新入会員の特典の設定。年に数回ある会員懇親会等でのアピールタイムを充実させる。等

(大阪士会)

取組み 1

◆新規会員勧誘の促進

- ① 会員が勧誘しやすい手段として、勧誘者の紹介による新規入会者の入会金を免除することを検討する。
- ② 受験関連会社の合格祝賀会で、本会会長の祝辞とともに役員から活動を紹介し会員勧誘を図っている。
- ③ 特に女性や青年委員会の企画による催事で、参加の若手建築士を役員委員から直接会員勧誘している。

る。

- ④ 主催セミナー等で、会員と一般の価格差を明確に拡大し差別化を図っている。
- ⑤ 建築士会への帰属意識の強化や社会へのボランティア活動等を意図した入会の促進を実行している。
- ⑥ 建築士会でないとできない企画、実務に即した催事は会員を優遇している。

取組み2

◆建築士会活動を市民や社会にアピール（公益社団法人移行後から継続して実施中）

- ① 建築士の研修活動や一般市民等への社会貢献活動を通して、団体活動を市民や社会にアピールすることで建築士にも間接的に循環したアピールとなり、建築士会活動に関心を抱いていただく。
- ② 大阪府内の全47市町村の首長と懇談を実施。（6巡を終了して7巡に入る）
- ③ 建設専門新聞各社と定期的な懇談会を開催。
- ④ 在阪消費者団体と定期的な懇談会を開催。
- ⑤ 会報誌の活動重視記事、ホームページ、フェイスブック、メールマガジンのPR活動の展開

取組み3

◆ビジョンの見直し（過去の増強対策の検証を踏まえた新規の増強方針の策定）

近年で策定した増強対策（H25年、H27年）をあらためて検証し、連合会等による同類の全国的な分析も参考にしてあらたに具体的な増強事項を策定する。

（兵庫士会）

取組み1

- ・二級の免許交付式での士会の情報発信をし、入会することをPRしている

取組み2

- ・表彰制度の充実で退会者を引き留めるようにしているが、団塊の世代には効果は少ないか？

（奈良士会）

取組み

- ・今後検討

（和歌山士会）

取組み1

- ・一般市民に建築士会の認知度を高め、建築士は入会が当然という環境を作る。

取組み2

- ・会員建築士による入会の勧誘（和歌山の様な地方では一番有効な方法）

取組み3

- ・SNS等を利用した情報発信

（鳥取士会）

取組み1

- ・現在、地元鳥取大学土木系建築コースの自主ゼミにボランティアで講師として参加し、

インターンシップや見学会などを通じて関係を持ち、入会を勧誘する方針

(島根士会)

取組み 1

- ・支部活動の活性化(身近な活動を通して入会を促進)

取組み 2

- ・行政との関係強化(特に市町村)

取組み 3

- ・会議・講習会・研修会ごとの各会員への「新規会員の勧誘」の継続的なお願い

(岡山士会)

取組み 1

- ・昨年度より会員増強委員会主催で開催した「建築フェス」を隔年で開催する予定でいます。フェスの目的は「まず建築士会を知ってもらうこと」「建築職の魅力を知ってもらうこと」です。フェスに来場した工業高校の学生が1名入会してくれました。

(広島士会)

取組み 1

- ・免許証明書交付式の実施

取組み 2

- ・新規入会者向けの魅力あるセミナーの実施)

取組み 3

- ・入会することによる入札参加資格等、行政上のメリットの推進

(山口士会)

取組み 1

- ・連合会の「けんばい」の保険の重要性、保険料の優位性等を積極的にPRする。

取組み 2

- ・メールマガジンを発行する。

取組み 3

- ・社会貢献活動、地域貢献活動を支援し、積極的にPRする。

(徳島士会)

取組み 1

- ・「男女参画委員会」の活動支援：本会では昨年、女性委員会に替わる男女参画委員会を設置しました。これは年齢性別にかかわらず参加、活躍できる母体として、潜在女性会員や非会員の活動を促進させることを目的としています。この新規委員会の活動を支援(予算措置その他)することによって、会員増強を推進したいと考えています。

取組み2

- ・「壮年部」の活動支援：青年委員会を卒業したものが「壮年部」を創設しました。働き盛りで、青年部とシニアとの間に位置するメンバーの本会での役割は大きいと考えます。彼らの活動を積極的に支援（予算措置その他）することによって、会自体の活性化と会員増強を推進したいと考えています

取組み3

- ・準会員の入会促進と活動支援：広く建築に関わる人たち、関心層を巻き込み会の活性化につなげたいと考えています。また、後継者育成としての指導、教育機関との協働として学生、新人を積極的に会員にし（学生会員の枠を創設しました）、会員増強を図りたいと考えています。

（香川士会）

取組み1

- ・前年と同様、トップセールスを実施する。会長・局長・支部長で、企業訪問をして、会員増強及び建築士会の講習会・保険等をPRしたい。

取組み2

- ・試験申込み時から親切丁寧に対応し、建築士会へ入会することのメリット等を説明していきたい。

取組み3

- ・試験合格者については実務範囲、実務実績、第三者証明等について説明会を設けて繋がりを強めていくとともにまずは準会員として入会して頂き、登録までに情報提供を行い、会員のメリットを実感してもらう。

（愛媛士会）

取組み1

- ・新規登録者セミナー・免許交付式（青年委員会主催）：R2.2月実施予定 ※令和2年度は、セミナーに替わる方策を検討する。

取組み2

- ・一級・二級建築士製図現場見学会の実施（青年委員会主催）：令和2年8月開催予定

取組み3

- ・とびだせ建築士（青年委員会主催）：県内高校（建築科）の生徒を対象に建築現場見学等を実施する。平成30年7月は、西日本豪雨災害を受け災害ボランティアを実施した。

（高知士会）

取組み1

- ・CPD、専攻建築士制度の設計プロポーザルでの評価を要望する。（雇用主へのアピール）

取組み2

- ・林業大学校と協業し、会員の木造設計力を強化、それを業界にアピールする。

取組み3

- ・日建学院、総合資格学院等と連絡を密にし、合格者への勧誘を行う。

(福岡士会)

取組み 1

- ・ 会員増強 TF を立ち上げる

取組み 2

- ・ 交付式 & 新規登録者無料セミナーを開催。女性建築士対象にセミナー終了後茶話会を開催
新規登録者（メール配信の確認を取った方）にメールマガジン『メッセ』等情報発信。

取組み 3

- ・ WEB 会員（会費無料）を設置し、メールマガジン『メッセ』等情報発信。

(佐賀士会)

- ・ 別添資料参照。

(長崎士会)

取組み 1

- ・ 事務所協会、J I A、建築士会への入会状況を行政機関の設計監理等指名基準の評価点の加点として
いる沖縄県の対応を、本県でも採用してもらうよう三会で協議している。

取組み 2

- ・ 建築士試験に合格した大学院生との対応を、本県の建築系大学と協議する予定。

取組み 3

- ・ 建築士試験に合格した未登録者の受け入れを検討して行きたい。

(熊本土会)

取組み 1

- ・ 新たに準会員の中に「学生会員」（会費無料）を創設したが、その後のフォローがあまり上手くいって
いないため新規入会に結び付いていない。今後は、本会の事業等に学生の参加を促していく。

取組み 2

- ・ 本会の会員自体が、本会の事業についての関心が希薄になって来ている。そのため本会事業への参加
や士会活動への積極的な参加を促進する。

取組み 3

- ・ 会員一人一人が、一人の新規会員の獲得に努める。

(大分士会)

取組み 1

- ・ 退会理由の分析（「一身上の都合により」の多くが退職にともなうと思われる）とその対策を考える

取組み 2

- ・ 高齢会員のつなぎ止め、会の中での役割を考える

取組み 3

- ・ 会の公益事業において、大学生等の参加機会を設ける

(宮崎士会)

取組み 1

- ・建築士会の活動が如何に多岐に及んでおり社会に貢献している一方、会員相互の交流を深め公私共に楽しく充実していることを、SNS 環境や機関誌で日常的に発信しているが、これを更に充実していきたい。

取組み 2

- ・シニア会員の阻止するため、そのキャリアを活かした形で、人材育成のために活用していきたい。

取組み 3

- ・活動の場面で、準会員や賛助会員が活躍できる機会を増やし、会員との交流を深め幅広い会員拡大につなげたい。

(鹿児島士会)

取組み 1

- ・建築士全体への働きかけ
 - ① CPD 制度・けんばい制度などへの加入による士会会員の有利性のアピール手段の検討
 - ② 入金動機・退会理由の把握方法の検討
 - ③ 建築士会入会に対する建築関係団体への協力依頼の検討

取組み 2

- ・若年建築士（青年建築士・女性建築士）への働きかけ
 - ① 学生等と建築を語るフリートーキング会事業の内容拡充を検討
 - ② 建築士の集いなど士会事業の中で学生へのアピールについて事業化を検討
 - ③ 小学生向け建築に関する出前授業の実施及び拡充の検討

取組み 3

- ・女性建築士への取組み
 - ① 女性部会の各種活動の中で「建築おごじょ大集合」「おごじょセミナー」における女性建築士の入会のアピール検討（学生・官庁・建築業（設計施工）に関わる女性社員等対象）

(沖縄士会)

取組み 1

- ・青年女性委員会や各支部で企画している「折紙建築教室・構造クラフト教室・木工教室などは建築士会の活動として良いPRになっていると思われるので継続して実施していく。また、建築士免許証明書交付式等において、建築士会の活動（前述に加え、応急危険度判定、建築セミナー、まちづくり塾、建築士の集い、全国大会への参加等）を紹介し、入会をうながす。

取組み 2

- ・専攻建築士や建築士会 CPD が受注に有利になるよう、行政との協議を積極的に続ける。

取組み 3

- ・連合会の「けんばい」の保険の重要性、保険料の優位性、顧問弁護士の活用等を PR して入会のメリッ

トを訴求する。

Ⅲ 上記の他、会員増強に関するお考えがあれば、ご記入ください。

(岩手士会)

- ・試験制度変更に合わせて、学科合格者を対象に準会員制度を設け、会報の実費提供、会費無料などを行い、将来の会員移行への布石を講ずる。

(宮城士会)

- ・以前から会員増強の会議等は多数開催しているがなかなか功を奏しない。最終的な意見は、繰り返し述べられる不毛なメリット論や、公的制度による建築士入会努力義務等の制定等々である。本会は仙台市の人口に比例し中心の仙台支部の会員数が極端に少ないという状況であり、この辺から改善策を諮る必要があると考えて努力をし、また魅力ある士会にするため色々な会員の意見に耳を傾け方策を模索する予定である。

(秋田士会)

- ・年長者の士会における活動・親睦内容を検討し、退会阻止に繋がる活動を検討。
賛助会員のメリットに繋がる士会活動の検討。

(山形士会)

- ・会員の増強に努めることは、会員としての義務であり、表彰やインセンティブの支給は、第 1 感いがななものかと思う。検討は行う。
- ・委員会活動の見直しを行う。委員会が形式的になっており、活動の実態がないものもあるようになっている。活発な委員会活動に参加してもらうことにより、会員としての実感を感じてもらう。
- ・個人情報保護の関連で平成 18 年以降会員名簿を公表していない。その結果、会員同士の情報交換、相談等が困難になっている。また、会員を勧誘しようにも、対象者が会員なのかもわからない状況である。本人同意の上、名簿の公表について検討する。
- ・現在建築士試験受験者を対象に受験講習会を開催している。受験者の減少に対応するとともに、合格するのにあまりにも金がかかる実態にも考慮したものである。また、建築士の資格を持つ前から、あるいはすでに資格を持っているが建築士会に入会していない者に、建築士会を理解してもらい、入会のきっかけとなってもらえればと思っている。今回、建築士の資格を持たない会員（準会員）の会費を引き下げて、受験講習会の受講者を準会員となることを勧誘している（準会員になると受講料が正会員並みとなり、準会員の会費を払ってもトータルで受講料が安くなる。）。建築士の資格を取得後には、正会員となることを期待している。

(埼玉士会)

- ・建築士業務従事者の当然加入化を進めていただきたい。

(東京士会)

- ・建築士受験・登録制度の改正を見据え、新しい時代の社会ニーズを発掘し、会員及び建築士試験合格者のスキルアップに資する教育・研修活動を通じて個々の会員の業務対応能力を高めると同時に、会員相互のネットワーク構築を諮る。

(神奈川士会)

- ・ 建築士会における会員増強は重要な課題であり、このように全建築士会の意見等を集約することは意義のあることと思います。

今回の照会内容や別紙の取組例は、提言Ⅰに基づいた「勧誘」を基本とした内容となっていますが、提言Ⅱにある建築士会そのものの魅力向上や活性化もまた重要であると考えますので、提言Ⅱについても、更なる議論が深まればと思っております。

(長野士会)

- ・ 先に行われたアンケートの回答によります。(設問 14 の回答)

(静岡士会)

- ・ 前回の TF 会議に出席できなかったので恐縮ですが、今回の提言が会員による勧誘が主題で会員のメリットについては無いように思います。メリットも考えていかないと説得力に欠けると思います。

(愛知士会)

- ・ 建築士＝設計業務のイメージが強くその意味で入会者が限定されているかも知れません。施工業務業での有資格者の獲得も検討すべきである。その場合は、施工管理技術者の定期講習も今後法法制化し 建築士会にて講習会を開催するよう検討したらどうだろうか？建築士法定講習も然り。対象者が設計事務所所員登録者であるので、ここも受講対象を広げるのも是非検討すべきだと思います。

(岐阜士会)

- ・ 建築士会の魅力を高めるため、会員と非会員との差別化を図り、会員である特典などを設ける。
※毎月会誌を発行されているが殆ど読まれていないのでは、会員の業務・実務のためになる内容に重点を置いてはどうか。(改正建築基準法の取扱い解説及び改正建築士法の解説等など分かり易い冊子として掲載してはどうですか。)

※業務に直接参考となり、建築士が欲しくなるような魅力ある冊子とする。

(講習会で使用したテキスト等を会員限定で、安く販売することも良いのでは。)

- ・ 建築士賠償責任補償制度(けんばい)及び共済補償制度の有効性を積極的にPRする。

(三重士会)

- ・ 平成 29～30 年度で、支部毎に入会期待者のリスト(未入会の既存建築士)を作成した。令和元年度からは、このリストにより 入会者を勧誘していく方向と考えている。なお、入会者数に応じて支部に助成金を支出できるように、理事会の承認を得ている。

(福井士会)

- ・ 建築士会しかできない特権を幾つか増やしていきたいと思います。

(京都士会)

- ・ 『会員であって良かった』と感じてもらうには、『事業に参加』していただかないと『良さ』を実感いただけない。入会前の方にも、新入会員の方にも、既存の会員の方にも、まずは一度、『事業に参加する』ことにつながる施策を検討していきたい。

(大阪士会)

- ・ 連合会において、全国に向けて建築士会の必要性及び社会貢献活動等の成果を社会全般に発信してほしい。

(兵庫士会)

- ・もっと、ハッとするような対応策がほしい。

(奈良士会)

- ・本部に「財務・組織等検討会」を設置し、会員増強も含めた財務・組織の見直しの検討を始めたところ。

(和歌山士会)

- ・これを行ったから直に会員が増加するような事は難しいと思われませんが、地方ではまだまだ地道な人と人のつながりが大事であり、その事が会員増強策の一番の方法と思います。

(島根士会)

- ・CPD制度のように構造的に入会を促進する「全国的な制度」を構築する必要を感じています。会員への情報提供、法令や技術等を知る機会の提供等を適時に行い、必要性を感じてもらえる団体となるよう取り組みたい。

(岡山士会)

- ・免許証明書交付式ではその場で入会してくれた人は1名だけでした。役員や各部会のメンバーが参加し、交付式参加者へアプローチしていましたが、努力は実りませんでした。受験産業さんが主催の合格祝賀会の開催の方が早く多くの方がそちらに参加されているようで、本会もその祝賀会へご招待いただき、担当役員、委員が参加させていただきますが、入会促進にはなかなかつながっていません。

(広島士会)

- ・全員加入への連合会取り組みの強化
- ・建築士資格の更新の法制化の検討

(徳島士会)

- ・6月20日の連合会総会の際にもご提案させていただきましたが、この度の建築士試験の変更は、本会にとって大変大きな意味を持つと考えています。特に会員増強の観点からは、連合会及び全ての単位士会が一つになって取り組まなければならない、しかも試行までの早急な対応が必要であると考えています。なお、このことについて中四国ブロックでは6月13日に討議しましたので、参考までにその際の資料を添付いたします。また、本県の近年の会員増強策・状況についても添付いたします。
- ・別添参考資料あり。

(香川士会)

- ・CPD参加登録者で非会員（建築士・建築施工管理技士）を積極的に勧誘するため、企業のトップに説明していく。
- ・建築士試験合格者の入会率一覧表を作成し、全国上位の士会へはインセンティブとして連合会費を減額してみてもどうか。
- ・シニア会員の退会を止めるため、会費の減額、誕生日プレゼントの贈呈（会長からのメッセージを入れる）当面は80歳以上を対象とする。

(愛媛士会)

・◎会員増強推進委員会の再構築

現在、青年委員会・女性委員会を主軸とし、上記、取組み1～3を実施し、若手建築士の入会促進を行っている。(会員増に貢献している。)このことから、会員増強推進委員会(名称改め)のメンバーに青年女性委員会委員を充て、若手建築士の入会促進活動(活動費:予算化)を推進することを考えている(事務局案)。

(高知士会)

- ・雇用主がスタッフに入会をさせたい様な工夫を考える。

(福岡士会)

- ・事務所協会、JIA 等関係団体との会員情報の共有、連携していく。
- ・自治体への入会推進

(佐賀士会)

- ・別添資料参照

(熊本土会)

- ・【提言2】建築士会の取組みの中で最後の項 ・建築士会の活性化等に士会事務局が果たす役割に鑑み・・・事務局の自発的・積極的な取組みを促す。との記述がありますが会員増強に関しては、会員一人一人が自覚し努力しなければならない、その結果が新規会員の獲得に結び付く。取組の主は、あくまでも会員でなければならない。

(大分士会)

- ・役員、会員の日常的な公益的活動が手本になり会の魅力アピール、情報の発信ができる。
そのような日常の活動が重要。

(宮崎士会)

- ・宮崎県建築士会では、これまでの活動の姿勢や実績が評価され、行政や各種団体からの信頼度は高まっている。建築士会が単なる自己完結の資格者団体ではなく、その活動は社会に貢献し、社会に不可欠な団体であることを発信し続け、それを会員の誇りにつなげ、会員の獲得維持に努めたい。目先の安直な手法で、単に会員数を増やすだけの政策は結果的に長続きしないのではないだろうかと感じる次第である。

(鹿児島士会)

- ・建築士法に基づき業務を行う建築士に係る建築士会への義務加入に関する法制化について本格的検討・活動展開

(公社) 徳島県建築士会 会員増強策の実施項目 (H28 -30)

1. 会員証のリニューアル (新素材、新デザイン)
2. 会員特典の拡大
 - ・車両保険団体割引 (損保ジャパン加入者対象) ・書店割引 (平惣)
3. ノベルティの活用
 - ・「2020・2020計画賞」の記念品として授与 (会員バッチ、ネクタイピン、ボールペン)
4. 2020・2020通信 (ニュースレター) の発行 33号発行済み
 - ・毎月会誌・まちかどと同封 (会長、副会長からのメッセージ、新入会員の紹介など)
5. 挨拶状等の送付
 - ・名誉会員 (77歳以上) への会長からの直筆誕生祝状と粗品贈呈
 - ・新入会員への会長からの直筆、事務局からの挨拶状送付
6. 賛助会員募集の強化
 - ・募集声の拡充、特定事業所等へのアプローチ
 - ・賛助会員へのサービス向上 (割引価格でのチラシ折り込み、資料配付、ホームページ紹介)
 - ・4会員→27会員に増加 (平成30年11月時点)
7. 準会員募集の強化
 - ・募集声の拡充、特定対象へのアプローチ (非会員建築士、一般の方向け等)
 - ・新準会員 (棟梁大工、写真家、退職公務員、学生)
 - ・徳島大学キャリアアップ講座での意向調査、参加勧誘
8. 会員拡大策、アイデア等の収集
 - ・「会員の声」を収集、発表、共有
 - ・中四国ブロック会などでの意見、情報収集、共有
9. 新人建築士の勧誘強化
 - ・二級建築士免許授与式での勧誘 (ビデオ上映等)
 - ・総合資格、日建学院の祝賀会での勧誘 (ビデオ上映等)
 - ・新人歓迎会の充実による会員拡大 (青年委員会)



会員証・名刺



ニュースレター



ノベルティ(ボールペン)

10. 建築士会の知名度拡大強化

- ・ホームページ、Facebookでの情報提供とユーザー連携
- ・建築士の日イベント、Precious Thanks Market等への出店

11. 小人数講習会の実施

- ・テーマ別少人数講習会を開催（会員、新入会員を講師とした講習）

12. 市町村等との防災協定締結と連携

- ・市町村との防災、建築の協定を締結による連携強化と職員の入会勧誘
- ・9支部における共同体制、消費者相談体制の構築による会員拡大策
- ・県社会福祉協議会、県弁護士会との協定・覚書の締結

13. 県、大学等との5者協定による人材育成

- ・フォレストサイエンスゾーンの建築士会の位置付け強化・施設利用（木舎）
- ・eラーニングによる木造建築学校の開校と会員拡大の連携

14. 県との連携の強化と会員へのインセンティブ要請

- ・県事業への提案、県議会における顧問（本会員）による代表質問
- ・県との包括協定締結（平成30年5月22日）以降の動向
- ・建築部局以外の課との連携強化（福祉、観光等）

15. 会員拡大4カ年計画の集中、総合的な継続実施

- ・2020・2020計画の継続推進、建築士会アピール

16. 男女参画委員会、壮年部会の発足による会員拡大

- ・女性委員会を男女参画委員会に改変して、女性の活躍を推進
- ・壮年部会による活動強化、会活性化の推進

17. 学生会員枠の創設による若手発掘

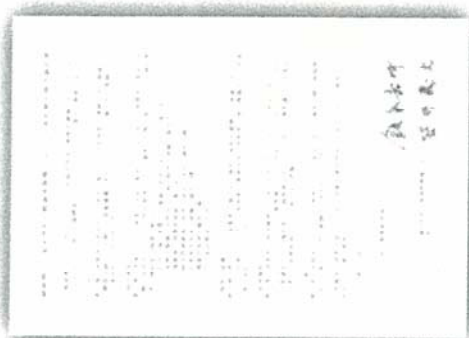
- ・学生会員枠（入会金免除、会費割引）を創設による会員拡大
- ・パーソナルセミナーの開催による建築技術者養成のアプローチ
- ・徳島大学との長期インターンシップ

18. 講習会の拡大

- ・省エネ、耐震、空き家、大工技術等の講習会の開催を増大
- ・上記に関連してCPD単位を付与



イベントチラシ



包括協定書



協定締結式



相談チラシ

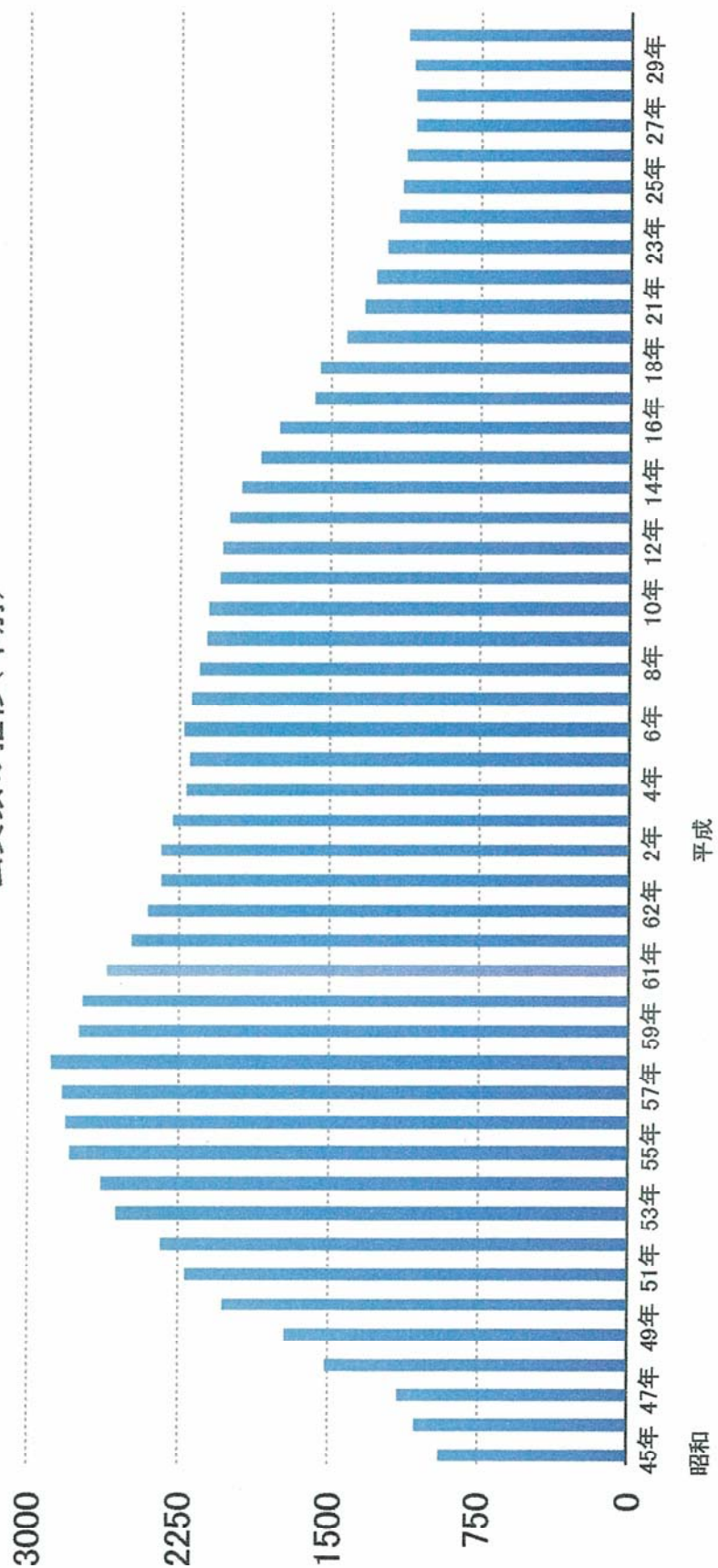


木舎パンプ



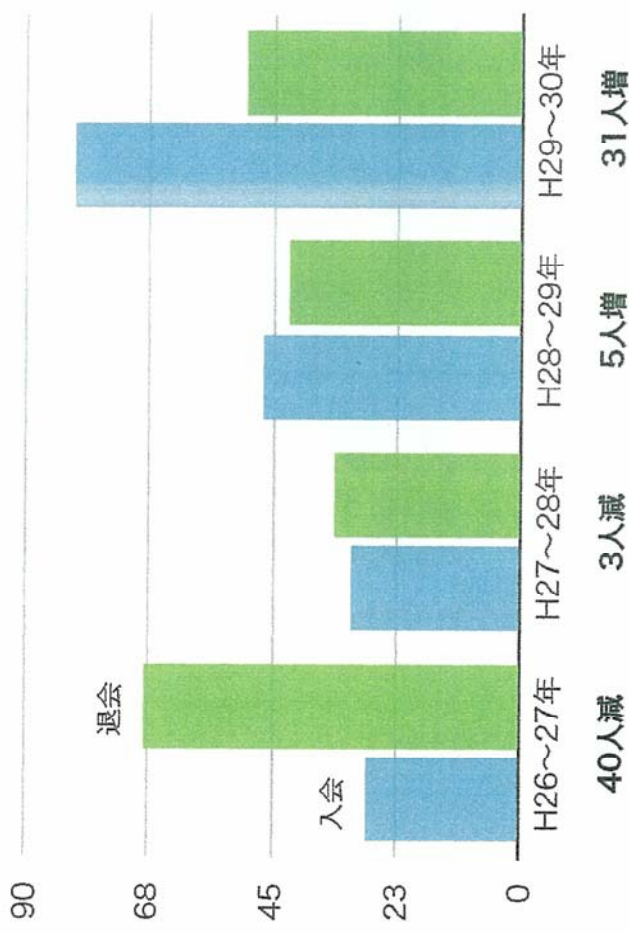
学生セミナー

会員数の推移(年別)

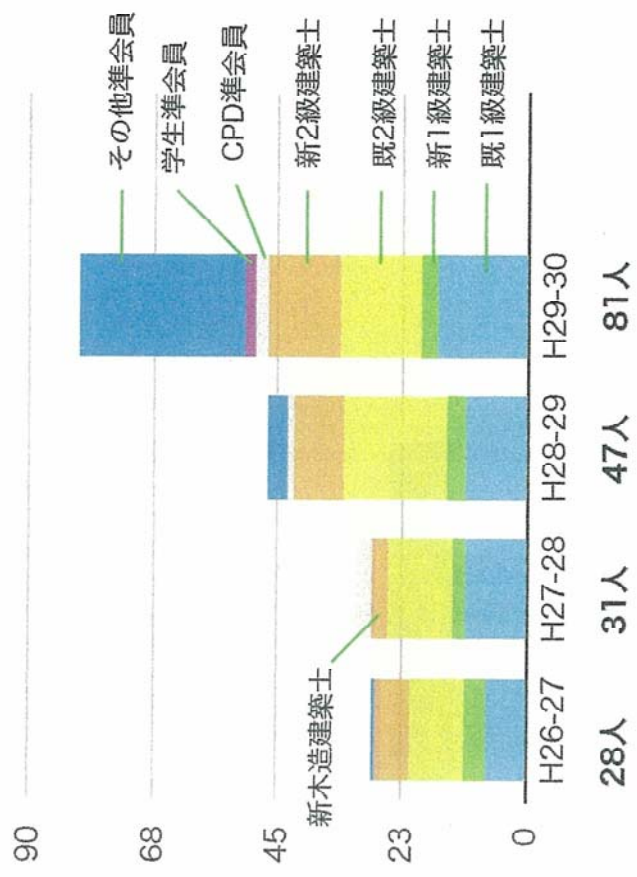


年	会員数	備考
昭和 45年	948	専従局長
51年	2217	青年部結成
57年	2835	組織率全国一位
58年	2891	組織率全国一位・会員数最大・女性部結成
平成 28年	1078	会員数最小
29年	1086	

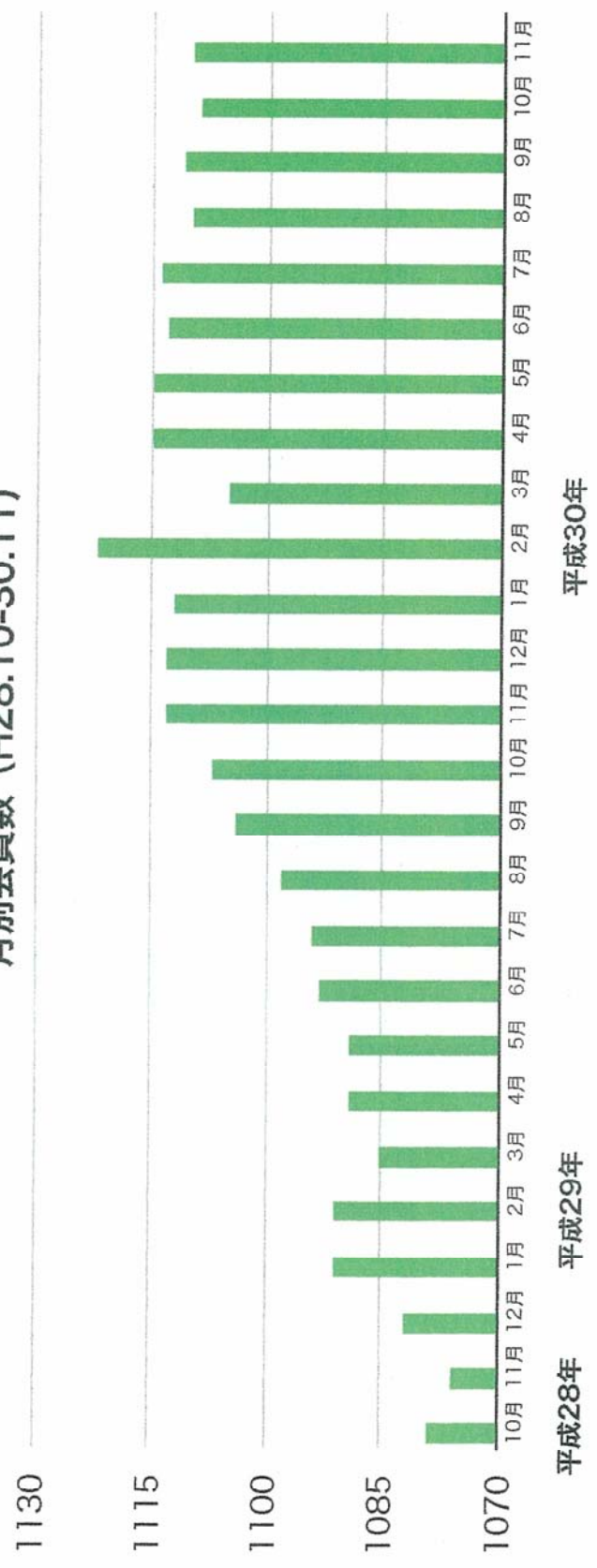
会員数(H26-30)



入会者数(H26-30)



月別会員数 (H28.10-30.11)



これからの会員拡大の強力な推進力

「キーワードは女性・壮年・準会員」

1. 男女参画委員会の設置と活動

- ・年齢性別等にかかわらず参加、活躍できる
- ・潜在女性会員、非会員の活動を促進させる

2. 壮年部会の創設と活動

- ・青年部卒業組のあらたな位置付、活性化
- ・青年、シニアとの役割分担と協働

3. 準会員（建築人・学生など）の入会と活動

- ・広く建築に関わる人、関心層を巻き込む
- ・後継者養成としての指導、教育機関との協働



男女参画委員会



壮年部交流会



地域会交流

会員増強に係る建築士会の取り組み

免許証交付式での青年部や婦人部、地域での若者の建築士会活動を中心に20分程度のDVD（青年婦人部で作成）で紹介。

（若者中心の楽しそうな活動を手短に、しつこくならない程度に紹介）

建築士の法的位置づけと責務について、優しく丁寧に説明すると同時に、心からの祝いの言葉と一緒に、「職場の皆様や家族の温かな支援により得られた資格であること」を意識して、感謝の気持ちを持つことの大切さを伝える。

また建築士としての自覚、立ち居振る舞いなどに関する心構えを教えてくれるベテランの大先輩がいる。

（みんなが、技術者「建築士」個人としての、会社組織と関係のない先輩後輩の集団）組織に属していない人にとっては、楽しい交流の場であり、研鑽の場でもあること。

「建築士会のメリットは？」と、よく聞かれますが、「メリットは有りません」（建築士会は個人の収益を生み出す為の活動ではありません）とはっきり答えます。

魅力ある建築士会、まちづくりの部会活動や地域貢献活動に軸足を置き、生活の為の本業が疎かにならない様な組織づくり、魅力ある地域活性化活動への支援による若い建築士や建築関連業種の若者が興味をもって自主的に参加する建築士会を目指しています。

（個人の利益を求める技術集団ではありません。技術者個人の資質を高め自己研鑽に役立つ情報を提供する場で、全国的な情報網を持つ組織と考えています。）

色んな職種、そのプロの集団で、個人の組織だからこそ得られる、全国の各地の同志（建築士会員）の活動情報や各分野の専門職の人の技術情報や個人の技術的情報が聴取、収集できる全国組織です。

会員同士の交流により有益な情報や知識を得られるかは、本人がこの組織に参加し、有効に活用することで、知識や情報を習得し自分のものにできるかに掛かっています。

建築士会の魅力を肌で感じ、活動に参加することで、自分の見分を広め、視野を広め、全国的に人脉を構築することができます。参加しないと実感できません。

また、ごく限られた地域の活動に魅力を感じ同志を見つける人も居るでしょう。

建築士の資格取得で、まだ資格を取ったばかりなのに、建築士の登録を済ますことで一流の建築士の仲間入りと勘違いする人や、誤解する世間の見方あります。

最近の建築界では、大手建設会社、大手設計事務所でも一つの組織では建築物の建設や設計ができない専門分野の業種が際立つ世の中となってきました。

(建築構造、環境設備、省エネ、省資源、電気設備衛生、IT 等)

そんな中、建築士は、建築に関するあらゆる職種の人、個人の集まりで、色んな専門分野で自慢出来る人たちの集まりでもあり、色んな建物を造り出せる可能性を秘めた個人の集団であることから、「全国の情報収集が出来る全国組織の個人集団」であります。

建築士会はあらゆる職種の人の集まりで、利潤を追求することなく、あくまで、自分の建築に関する考え方や、取り組み方を自由に意見を述べ、賛同する人たちで建設に取り組む事が出来る、可能性を持った全国組織の建築士の仲間達です。

建築士会には、建築士であることの倫理規定や要綱もあり、建築士としての責務を身をもって教えてくれる組織であります。

また、個人の技術者同士でお互いを認め支援する、魅力ある組織でもあります。

教育・研究機関、行政、設計事務所、建設会社、あらゆる建築関連業種に所属し各々の産業の主役を担っている建築士個人で構成され、全国で活躍する建設に関する技術者で、建築士個人の資質向上を目指している建築士の組織です。

色んな大先生もいらっしゃいますが、全国各地で住宅やまちづくりに励んでいる建築士もいます。そんな建築士が居てからこそその地域が安全安で心なまちとして維持できているのです。

一人ではできない大きなまちづくりや地域づくりでの建築士の役割を見いだす為にも建築士会の活動に参加し、建築士仲間を増やすことで日頃の業務遂行の活力にして貰えれば幸いです。

またそのことが会員の増強につながればと考えています。

各地区での会員増強対策は、その地域の地域性から生み出されるもので、一概に効果ある方策は生み出せないと思います。

建築士であることを自慢でき、自信をもって伝えられるものを見出し、若者達に伝え、まちを構成する地域に貢献できる建築士（これからを担う若者）に託す意味で、地域での活動を地道に、真面目に積み重ねることが必要ではないでしょうか。

まず若者の入会を促し、建築士として地域の活性化に積極的に参画することでまちづくりに貢献し、地域に建築士の必要性を訴える。

以上のようなことで、佐賀県建築士会では、今回取り組み例として示された内容の全てを一連の建築士会の活動として取り組む事とする。

1. 若者への働きかけ
2. 女性への働きかけ
3. 建築士以外への働きかけ
4. シニア層等への働きかけ
(自治会、老人クラブ等地域での建築士会としての役割)
5. 一般市民に対する士会活動の広報

上記5項目を全ての活動に反映させ、佐賀県下の各地域での活動を支援することで、地域づくり、まちづくり活動に関わり合いながら会員増強の手立てに結び付けて行きたいと考えています。

(建築に直接関係ない地域の活動にも積極的に参画し、地域活性化の原動力となることを目指している。)

事例ー1 水鏡

佐賀市三地区で何か月も前から、女性建築士や青年建築士などの若者を中心とした活動で、地域産業（手すき和紙）を取り入れ、さがの名尾和紙に子供たちが描いた数百個の灯籠を水辺に浮かべる。

また、お濠にはお船を浮かべ回遊し、佐賀城下町のお濠の風物詩となり、最近では地区の小校区自治会からも参加申し込みがあり、若手建築士が仕掛けたお濠の夜景が、地元の人たちに佐賀のバルーンと共に楽しまれている。

事例ー2 景観ウォッチング

佐賀市街地の街並みウォッチングを建築士会のメンバーで行い、景観上見苦しい光

景を選定し、修景に取り組んでいる。

細街路とクリークが多い佐賀市街地で、錆びたガードレールが街並みの景観を壊しているという指摘を受け、地区の建築士会で、市役所の了解を得て、錆びたガードレールのペンキの塗装を自前の費用負担で行っている。

地元の人達には好感を持たれているが、市役所の仕事と勘違いされているので、今後、積極的に地区の建築士会員のメンバーによるボランティア活動であることをアピールしていきたい。

事例ー3 小学校授業での折り紙建築講座 + ちびっこ大工塾

九州の物流の拠点としてのまち、旧国鉄のまち、薬のまちとして栄えてきた鳥栖地区では、継続的に小学校での折り紙建築の講座を行っている。

また、幼稚園では子供の大工塾を行い色々な木工芸品を作り、大工道具による競技や実演による体験学習は、子供達だけでなく父兄の大人の人たちにも好評を得て地域の名物行事として建築士や大工さん達と一緒に地域も盛り上げている。

事例ー4 ブロック塀の調査

小学校の通学路でのブロック塀の倒壊による、小学生の死亡事故発生後に、地域の建築士会のメンバーで地域の小学校の校区内の通学路を建築士会のメンバーで、すぐ実態調査を自主的に行い報告書を作成した地区の活動が報告されました。

地域を大事にする建築士のメンバーが、行政に先駆けて地域で活動する報告があり、このような地域での活動を若手の建築士が建築士会の活動に参加することで住民からの支持を得て若者に伝達される。

事例で示すような活動が公共報道機関（TV、ラジオ、地方の新聞や子供新聞、地区建築士会独自の広報誌の発行等により、最近では地域の建築士会活動として取り上げられ、地域の活性化に貢献してきている。

今回の建築士会北海道全国大会で、日本建築士会連合会会長賞に、事例ー3の鳥栖地区での地域貢献活動や広報活動が色々な形で、県下の建築士会活動を活発化させていることから、鳥栖の地区を代表して鳥栖の地区長を推薦しました。

（地区建築士会の活動に対する地区の代表として地区長様を会長賞に推薦する事で、県内の建築士会の活動を活動する地域だけでなく県下全域に伝えていきたい。）

地域の若い人たちにも好感をもたれ、若い建築士の存在が認められてきており、色んなまちづくりや地域の活性化に建築士が関わることで、地域の人達に建築士の存在感を意識づけられてきている。

そのことが地域の大工・中小工務店、設計事務所、建設会社、建築関連会社等幅広く、建築士の若者の輪・和が拡がり地域の核となり将来へ繋がる職業として、地元へ貢献できている。

退職を迎え建築士会を退会する人達を思い止めさせるためには、これまで培った専門的な職種を活かし、自治会活動や地域での高齢者の住宅の耐震化や空き家に対する地元の対応についてアドバイスできる建築士として地元にとって大事な存在であると思います。

今まで務めた仕事はもとより、これまでやりたかった建築に関する専門的なアドバイス等を、地元で気軽に相談できる技術者として、建築士の輪を広げる意味で建築士会を退会することなく、地域活動として継続していく建築士会のメンバーとして活動に参加できる場や機会を見つける事とする。

建築士としての退職後にも地元での地域貢献活動に参加して頂き、建築士会の活動を見出し活躍の場を創出し定年後の地域貢献活動を開拓して行ってほしい。

「ベテラン建築士」または、「永年勤続建築士」として他県の建築士会での活用（生き甲斐・働く場）の紹介があったように、これまで勤め上げた建築関連業務を活かした地域で必要とされる役割として、若者への仕事の進め方など技術教育、育成のための講習会等の講師等で建築士会の研修活動のお手伝いをする等の楽しみを見つけなくては如何でしょうか。（既存住宅状況調査に関する講習会の講師の手伝い等）

地域の高齢者の住まいの設備機器の点検・維持・管理などの経験を活かした、活動やメンテナンスが出来る建築士は地元の高齢者の住まいの見回りでは重宝されます。（空き家の状況確認やリストアップ等の行政の手伝い、高齢者住宅の修理等の点検を兼ねた見回り活動）

建築士会の住宅ヘルパー支援事業部的な水回りや設備機器の簡単な日常修繕、電球の玉切れ交換から水漏れパッキンの交換、建具等の点検修理や修理依頼のアドバイス等は喜ばれます。（高齢者住宅の、台風や雨期前の雨漏りや建具周りの点検等の日常

の不備

メンテナンス・住宅相談のアドバイザーや訪問販売的な高額修理の対応見回り)
そんなことを地区の建築士会のベテランチームとしての地元でのコンサルタント的
な情報収集の場としての建築士会の活動は如何でしょう。

会費の一部免除とか、お手当を頂く相談業務とかベテランの役割はいくらでもあります。

最近の住宅の耐震化促進事業で各県市町村の耐震化が求められる住宅は、高齢者が
住まう住宅で、老人クラブの連合会の会合等で同じ年代の建築士が、建築士会の研修
で得た耐震補強への誘導等行う建築士会員の伝道師、診断士としての活路も見出せま
す。

ベテラン建築士の第二・第三の活路の勉強会なんか計画し、資格を生かす手法の無
料の勉強会の開催、災害時のベテラン建築士のボランティア貢献活動（防災建築士の活
用）、応急危険度判定士以外の支援建築士（本部連絡員、地区連絡員、本部及び地区
で待機する建築士としてベテラン建築士の知恵や経験を必要としています。